

512
221

36.2. 9

菊池悟郎編輯
川村竹治監修

立憲政友會史 第六卷

田中總裁時代



立憲政友會史編纂部



田中 義一 氏

立憲政友會總裁時代之寫真

國

產業立



第一卷



5/2-22/

立憲政友會史

第六卷 田中總裁時代 目次

第一章 新總裁推戴……………一

内閣の改造 政務官任命 政革中の合同 本部役員追加 秩父宮御渡英
犬養氏の勇退 犬養氏辭任承認

第二章 協調内閣の破綻……………三六

憲政會單獨内閣 協調決裂の真相 政府研究會と提携 政友會中央大會
政本提携覺書 本黨の分裂 支那の動亂

第三章 第五十一議會……………六三

本會定時大會 定時大會の宣言 院内役員 院外團大會 新顧問協議員長
政務調査會役員 各政派の勢力及方針 施政方針演說 加藤首相逝去
田中總裁其他勅選 政友同交合同 若槻内閣成立 財政計畫概要 稅制
整理案 關稅の改正 地方制度改正 勞働立法 重要法律案 決議案と
查問事件

目次

第四章 次期議會召集前途……………一五一

閉院後の議員總會 ◯新幹部役員 ◯相談役其他役員 ◯水野鈴木兩氏入黨 ◯若槻内閣の改造 ◯改造内閣糾弾 ◯松島遊廓事件 ◯長野縣の警察暴動 ◯内閣又改造 ◯朴烈事件 ◯朴烈事件糾弾 ◯内閣糾弾聯合大會 ◯政本の共同戦線 ◯貴族院の覺書 ◯勅選任命 ◯大正天皇崩御 ◯攝政官御踐祚

第五章 第五十二議會……………一八三

本會定時大會 ◯定時大會の宣言 ◯院内役員 ◯協議員改選 ◯院外團大會 ◯各派の勢力及方針 ◯施政方針演說 ◯不信任案提出 ◯不信任案撤回 ◯憲本聯盟成立 ◯財政計畫の概要 ◯震災手形問題 ◯蔵相彈劾決議案 ◯第二次税制整理 ◯重要法律案 ◯明治節制定建議 ◯野田副總裁逝く

第六章 議會閉會後の經過……………二六九

本會臨時大會 ◯臨時大會の宣言 ◯本部役員發表 ◯新常議員 ◯第二次軍備制限會議 ◯南京漢口事件 ◯財界の恐慌

第七章 田中内閣成立……………二九三

政務官任命 ◯大命拜受報告 ◯新内閣の聲明 ◯金融恐慌救済 ◯支拂猶豫令公布 ◯政友本黨大動搖 ◯民政黨創立

第八章 第五十三議會……………三二〇

本會議員總會 ◯院内役員 ◯首相、蔵相の演說 ◯財界安定案通過 ◯樞府彈劾決議案

第九章 臨時議會閉會後の經過……………三二七

本會議員總會 ◯本部役員指名 ◯資源局と商工審議會 ◯内閣の改造 ◯山東出兵斷行 ◯行政制度審議會 ◯東方會議 ◯人口食糧問題調査會 ◯滿鐵社長更迭 ◯村野常右衛門氏逝去 ◯本部役員異動 ◯山東派遣軍撤退 ◯三國會談決裂 ◯帝國政府の聲明 ◯府縣會議員選舉 ◯朝鮮總督更迭 ◯人口食糧調査答申 ◯試験地獄の救済

第十章 第五十四議會……………三七四

本會定時大會 ◯定時大會宣言 ◯院外團大會 ◯院内役員 ◯各派の勢力及方針 ◯施政方針演說 ◯議會解散の斷行

第十一章 普選最初の總選舉……………四〇六

總選舉期日 ◯地方長官會議 ◯選舉戰の陣立 ◯對選舉政策主張 ◯政友關西支部大會 ◯第三期戰 ◯政友會第一黨 ◯大岡氏逝去 ◯特別議會召集 ◯政友會常議員會 ◯有志代議士聲明 ◯再解散斷行を高調 ◯政務調査會役員 ◯共產黨

第十二章

第五十五議會

四五五

大檢舉 ◻ 勞農黨解散命令 ◻ 共產黨事件宣言 ◻ 政實協定成立
 本會臨時大會 ◻ 臨時大會宣言 ◻ 院內役員 ◻ 院外團大會 ◻ 議長に元田氏當選
 ◻ 常任委員長選舉 ◻ 追加豫算の内容 ◻ 首相藏相の演説 ◻ 御大禮豫算可決
 ◻ 各派の勢力 ◻ 國難決議案 ◻ 三日間停會 ◻ 鈴木内相辭任 ◻ 内相辭任報告
 ◻ 内閣彈劾案

第十三章

議會閉會後の經過

四七八

閉院後の議員總會 ◻ 内閣改造 ◻ 武藤次官逝去 ◻ 政務官異動 ◻ 政友會各部會長
 ◻ 臺灣總督更迭 ◻ 濟南事件 ◻ 本會臨時大會 ◻ 行審三委員補任 ◻ 本部役員追加
 ◻ 床次氏新黨樹立 ◻ 憲政一新會成る ◻ 現内閣の外交方針 ◻ 不戰條約調印
 ◻ 聖上裁判所に臨幸 ◻ 原氏墓前に報告 ◻ 小久保氏勅選 ◻ 御大禮の御盛儀
 ◻ 賀表捧呈

第十四章

第五十六議會

五二三

本會定時大會 ◻ 定時大會の宣言 ◻ 院外團大會 ◻ 常任委員長 ◻ 院內役員
 ◻ 各派の勢力及方針 ◻ 施政方針演説 ◻ 財政計畫の概要 ◻ 兩稅委讓案 ◻ 委讓案の説明
 ◻ 滿洲某重大事件 ◻ 不戰條約問題 ◻ 貴族院の決議 ◻ 鐵道案兩院協

第十五章

田中内閣總辭職

五七九

會 ◻ 選舉區制改正案 ◻ 地方制度の改正 ◻ 重要法律案 ◻ 緊急勅令事後承諾案
 ◻ 諸決議案 ◻ 議長に川原氏
 閉院後の議員總會 ◻ 首相の拓相兼任 ◻ 杉田定一氏逝く ◻ 本會臨時大會 ◻ 本部役員
 ◻ 各部長理事 ◻ 濟南事件解決 ◻ 川原議長逝く ◻ 不戰條約批准 ◻ 内田顧問官辭職
 ◻ 全國市町村會議員選舉 ◻ 田中内閣總辭職 ◻ 桂冠の理由 ◻ 勅選議員發表
 ◻ 本會議員總會

第十六章

濱口内閣の成立

六〇九

濱口内閣顔觸 ◻ 政務官任命 ◻ 濱口内閣の施政方針 ◻ 緊縮一本槍 ◻ 首相の緊縮宣傳
 ◻ 臺灣總督更迭 ◻ 朝鮮總督更迭 ◻ 政新の合同 ◻ 政新合同大懇親會
 黨情視察員の報告 ◻ 豫算の變改 ◻ 實行豫算説明會 ◻ 大慈寺獻禱式 ◻ 田中總裁逝去
 ◻ 御沙汰書を賜ふ ◻ 田中總裁葬儀

普選第一回の當選議員

七二五

立憲政友會史

第六卷

田中總裁時代

第一章

新總裁推戴

高橋政友會總裁は第五十議會を終了し、護憲三派内閣が天下に公約したる行財政整理、普通選挙、貴族院改革等の重要政綱が解決したるを機会に、政友會總裁を辭任し、田中義一男を後繼者に推舉された。黨長老幹部は高橋總裁の辭任を已むを得ざるものと認め、後繼者として田中男を推薦するの議一決し、黨各機關の承認を経るの手續を執つた。即ち大正十四年四月十三日午前十時より相談役會を、十一時より協議員會を開き新總裁推戴を決し、同日午後一時より議員總會を開いて之れを承認した。その際の新舊總裁の演説次の如し。

高橋前總裁の演説

諸君、只今協議員會長の報告があつた通り、今日は我が立憲政友會に取り極めて重要な會合であります。私は茲に諸君と相見え私が總裁を辭し新任總裁田中閣下を諸君に御紹介申上げるに就て、私の所感の一端を申述べ同時に諸君の御諒解を得たいと思ひます。

此の場合私は實に無量の感慨に堪へませぬ。私が初めて政友會に入黨したのは大正二年山本内閣成立に際し大藏大臣を拜命した時であります。即ち私の政黨員としての經歷は大正二年より今日に至る迄前後十有三年を數へますが、曩に原總裁が不測の凶難に罹られた爲に不圖も私が政友會總裁の重任に就いた経緯は、既に諸君の御存知の通りであります。政黨員として國家に對する報効の誠を致す事は私の豫め覺悟した所であります。然し乍ら諸君の御推戴に依り總裁の大任を帯びんとは私の夢想だもせなかつた所であります。固より不肖其任の重きに堪へず、就任後今日に至る迄未だ嘗て一日も自ら意を安じた事はありません。然るに昨年一月清浦内閣の成立に當り、其行動二院制度の精神を破り、我が憲政の常道に悖るが如き事ありしを以て、固く決心して憲政擁護の爲めに諸君を激勵し、諸君と共に所信に邁進するに至つたのであります。而して輿論の歸嚮する所遂に清浦内閣を倒

壞して政道の曇りを拂ひ、所謂三派協調を基礎とする現内閣は成立したのであります。於是乎、私は國家に對する公約を重んじ現政府の關係となつたのであります。

爾來未だ一年ならざるに二回の議會を経ましたが、第五十議會に於ては諸君御努力の賜として我々が天下に公約したる行政財政の整理、普通選舉、貴族院改革の三大問題を解決するに至り、茲に三派協調の目的は一段落を劃せるが如き感がありますが、尙其運用を全からしめ、更に諸般の政策を樹て更始一新の實を擧ぐるは、一に三派協調の力に俟つ所大なると共に、三派の責任は愈重きを加へたのであります。

然るに私は既に老境に入り、近來著しく氣力衰退して内外多端の劇務に堪へざらんとするを覺えますので、此際總裁の後繼者を選定して後圖を策するは私としての當然の勤めなるべきを信じ、昨秋以來窃に之を苦慮し且つ黨内の要部にも之を諮つた次第であります。其結果茲に新總裁として田中閣下を推薦して諸君に御紹介申上ぐるに至つた事は、私の衷心より喜びとする所であります。新總裁は原内閣の閣僚たりし以來私と相識るのみならず我が政友會に對しては常に温情ある人であります。而して其聲望は以て天下の人心を繋ぐに足る事を信じて疑ひませぬ。諸君は能く私の誠意を容れられ、從來私に向て傾けられたる同情を新總裁に捧げられ、新總裁閣下統制の下に國家の爲に益々努力せられん事を切望致します。

茲に總裁の任を辭し新總裁を御紹介致すに方り、一言微意を披瀝し諸君の御諒解を得る次第であります。終りに臨み謹んで政友會の前途を祝福し、新總裁閣下及諸君の御健康を祈ります。

田中新總裁の演説

私は一昨日高橋總裁閣下及び野田副總裁閣下の御紹介に由つて名譽ある立憲政友會々員たる御許るしを得ました上に、高橋總裁閣下が御辭任になると共に後任總裁として御推舉を忝じけなく致しまして、茲に前總裁閣下の御指導に遵ひ親しく諸君に御挨拶を申上ぐる機會を得ました事に由りて、限りなき光榮を感じるものであります。私は故原總裁の知遇を受け、原内閣の陸軍大臣として就任致しまして、當時の大藏大臣であつた高橋子爵、逓信大臣であつた野田閣下とは同僚として誠に親しく相交り、且つ又立憲政友會員中に多くの友人を有して居りますから、自ら立憲政友會に對して温情好感を懷いて居るのみならず、政友會創立の趣旨綱領たる忠誠以て皇室に奉じ維新中興の宏謨を翼賛せんとする精神が、私の報効の信條に合致する事を喜び、而して又我國立憲政治の確立以降の今日に至る迄の文治武備、其他内外一般の建設的國務の大部分が、常に積極的經綸の實行を主とする政友會の力に成つた事を感謝するものであります。

私が今回意を決して政界の新生涯に就き、高橋總裁閣下の御意思を尊重して御推舉に従ひましたのは必ずしも偶然の機縁ではなく、即ち政友會創立の趣旨綱領が私の信條と合致し、諸君の傳統的意氣が私の感情と共通する事に基きて、慎重に出所進退の大節を考慮しました結果であります。

諸君、高橋總裁が昨春の政變に際し我が國の憲政史上に特筆すべき功績を残されたことは申す迄もありません。然るに又只今諸君に御訓示なされた理由にて御辭任なされ、後進を指導して立憲政友會の生面を開かんとせらるゝ高潔なる御心事、宏遠なる御思慮は私が諸君と同じく感激に堪へざる所であります。私が直接に閣下の御眞意を伺つたのは極めて最近であります。然しながら以上の御趣旨は春來屢々間接に承りましたのみならず、閣下が私の不材を捨てずして後圖を附托さるゝ御厚情は私の決意を促すに有力なる動機であつた事を告白致します。

私の経歴は既に諸君の御存じの通りであります。從來職を欄外に奉じ所謂一介の武弁として報効を謀る外に他意がなかつた、爲に職務以外に世故殊に政界の事情には没交渉でありましたから、茲に意を決して諸君と共に黨務に従事しても果して能く大任を全うし得るや否やを心許なく思ひます。其上伊藤公、西園寺公、原君何れも一世に傑出した大政治家の後を承けて高橋閣下に及んで、我が立憲政友會の總裁として前總裁の御推舉を全うし、諸君の御附托を辱かしめざる事を得るやを想へば、頗る自から安んぜざる感があります。然し乍ら先輩及黨員諸

君の御同情と前總裁閣下の御指導を受くる事を想へば又自から我が意を強うする次第であります。私が數十年來の舊套を脱して新生涯に更生し、諸君と共に會務に服するに就きましては、平生懷抱する意見を開陳してこれを諸君に語りたいと思ひますが、之は政友會の主張を天下に發表する重大なる事柄でありますから、今は之を避け、て次の機會を待たうと考へます。今日は一應の御挨拶に止め、前總裁閣下の御推薦を感謝し併せて諸君の御健康を祈ります。

▲内閣の改造 高橋總裁が總裁辭任と共に農林商工兩大臣も辭職したので、二大臣の欠員を生じた。そこで加藤首相は田中總裁の入閣を勧めたけれども田中總裁固辭して受けず。犬養選相、宇垣陸相の斡旋により首相總裁の會見となり、田中總裁の身代りとして他の適任者二名を政友會より出すべき旨諒解成立、結局野田卯太郎氏の商工大臣、岡崎邦輔氏の農林大臣就任となりて内閣の改造行はれた。

尙ほ加藤首相は、高橋總裁が總裁辭任と共に内閣を去れることが世上の誤解を招かんことを慮り、三派協調の續行せらるべき事、並に加藤首相、田中總裁の間には政綱政策に付て完全なる諒解ある旨を聲明し置くの必要を認め、田中總裁と打合せの上左の共同聲明を發表す

るに至つた。

一、田中男は加藤子が三派の協調を尊重し、最も有効に之を具體化するため田中男の入閣を希望せらるゝ誠意を諒すると同時に、加藤子は田中男の政友會入會匂々入閣するは黨情の許さざる所、實に已むを得ざるものあるを諒とする事。

一、兩子男は固より飽迄現政局の基礎たる三派協調を絶対繼續するの牢固たる決意を有する事。

一、田中男は入閣せざると否とに拘らず、責任を以て現内閣の政策を支持援助する事。

▲政務官任命

四月十八日缺員中の政務次官並に參與官全部決定、左の如く任命された。

任商工政務次官	武内作平
任海軍政務次官	降旗元太郎
任陸軍政務次官	野村嘉六
任商工省參與官	奥住成章
任農林省參與官	

海軍政務次官

秦

豊

助

商工省參與官

堀切

善兵衛

依願免本官

▲改革中の合同 政友、革新、中正の三派は其政策に於ても、又個人關係に於ても、殆んど一黨の觀をなして居る現状にあり。合同以て將來の政局に處すべしといふ意見あつたが、田中總裁の就任と同時に具體化し、五月五日芝三縁亭に改革中の有志協議會を開くや、政友會より山本悌二郎、武藤金吉、小泉策太郎、革新俱樂部より濱田國松、大口喜六、秋田清、中正俱樂部より若尾璋八、若宮貞夫、岡田忠彦氏等參集、各自意見交換の結果合同賛成に決し、「政友會と革新俱樂部及中正俱樂部所屬の多數者は現在に於て其主張を同くし、個人間の感情も能く融和し、其名を二三にするも實は一なるが如し、然れば互に小異を去り大同に就き合併一致して黨の規格を擴張し、有力なる團體を結成するは自然の歸趨なりと云はざる可らず」云々の覺書を作成公表した。

三派合同計畫につき五月五日政友會は幹部會を開て合同覺書を承認し、革新派は十日聯合協議會を開て本問題を議せしに、合同非合同の論起り、兩派に分裂せしも結局覺書を多數にて可決し、中正派も俱樂部としての合同參加を決議するに至らざりしも、多數は來つて合同に参加した。斯くて三派合同懇親會は十一日芝三縁亭に開かれ、來り會するもの田中總裁を始め犬養、野田、小川の各相及び所屬代議士百三十九名に達した。

十四日政友會は本部に於て臨時大會を開き三派合同式を兼ねて田中總裁推戴式を舉行した。田中、野田正副總裁、高橋、犬養兩長老、總務幹事長顧問、其他所屬貴衆兩院議員前代議士地方代議員等三千六百名出席、會長に野田副總裁を推し前田幹事長の挨拶あり。次で田中、高橋新舊總裁并に犬養、若尾兩氏の演説ありたる後、黨員一同を代表して年長者の故を以て竹尾撲一氏挨拶を述ぶる所あり、盛會裡に散會した。

前田幹事長の挨拶

諸君、本日は我が立憲政友會が新に總裁を推薦し、且又新運命に發祥することに付き、最高の決議機關たる大會の承認を得る目的を以て御會同を煩はしましたる所、眞に滿場立錫の餘地なき程の盛況を以て、吾々が永久に記念すべき意義ある大會を開くに至りました事は、獨り吾々の成功たるに止まらず、又實に當世に於ける政治運

動の成功として永く歴史に残るべき偉大なる事實であると信じます。

高橋前總裁は第五十議會を終了し、吾々が天下に公約したる現政府の所謂三大政綱が解決した機會に於て、總裁の印綬を解かれ田中男爵を後任者に推舉されたのであります。當時の政情が遲滯無く是を決定して時局を安定するを必要とした所以は、既に諸君の御存知の通りであります。従つて大會を召集する暇なく、臨時緊急の場合と考へまして大會の權限を代行する協議員會を開き、前總裁の御意見を尊重するに決した經過も亦既に御承知であると信じます。前總裁御辭任の趣旨は今日改めて御説明がある筈でありますから、私より御報告申し上げる事を差控えます。

本日の大會は先例により前總裁の御發意を尊信し、新總裁を推戴する爲めに開いたのでありますが、此間に於て吾々は更に新なる機縁に觸れ、また極めて重大なる問題を解決した爲めに、大會は初め是を召集した時と違ひ内容に新なる意義を加へたのであります。即ち立憲政友會の全部と革新俱樂部及中正俱樂部に屬せし多數の諸君が協同して、新機運を開くが爲めに立憲政友會の名に於て合同した事ではありますが、其理由を明にする爲めに初め三派の有志が約束した覺書を朗讀致します。

覺書

- 一、政治の要は國民生活を充實し、個人としては生を樂み國家として富強をなすにありと信ず。然るに我國の現状は産業自治の基礎を欠き、自由に經濟的機能を發揮する事能はず。之を匡救するの道は外に信愛と平和を基調とする國際關係に由りて有無相通じ、共存共榮の策を搦て、内に國民の意氣を振興し、文化を向上する爲に憲政を更新して凡ゆる時弊を改革せざるべからず。
- 一、然り而して政治の基礎は議會にあり。議會の基礎は政黨にあり。政黨の基礎は民衆にあり。苟しくも政治の局に當りて經綸を行はんとせば、則ち民意に立脚し政黨に倚信せざるべからず。
- 一、然も政界の現状は各派分立して、いづれの政黨も獨力を以て時局を擔當する能はざるを以て、人心自ら多少の不安を感じざるを得ず。三派協調の現状に即して之を考ふるも、寧ろ協調を合同に進めて一致協力の最善に就くを優れりともすれども、實際の事情は未だ容易に之を許さざるを憾む。

一、然るに政友會と革新俱樂部及中正俱樂部所屬の多數者は、現在においてその主張を同じし個人間の感情も亦よく融和し、その名を二三にするもその實は一なるが如し。然れば互に小異を去り大同につき合併一致して黨の規格を擴張し、有力なる團體を結成するは自然の歸趨なりと云はざるべからず。

一、現に昨春以來政革中三派は協心戮力して政黨内閣制の確立により、政權推移の基準を定め、又選舉權の擴張によつて憲政運用の機軸を正し、こゝに國民多年の要望を達成せり。既に議會政治の基調を正せる以上は、是より更に政黨の規格を擴張し議會の權威を發揮せざるべからず。

一、此意義において政革中三派は、共に團結して時運の進歩に貢獻せんとす。即ち三派合同の澁澗たる生氣に依り規約を刷新し政策を協定し、立憲政友會の名において新局面に更正し、過去に拘泥せず現在に即し將來に應り、據つて以て新進敢爲の意氣を發揮すべし。敢て政友會を主とするに非ず、則ち同志新たに結合して一黨を樹立するの眞意なり。

一、會の規約及び機關の運用に關しては總て立憲的活動的なるを要し、政綱は國民

生活の充實に由る國家の富強を目的とし、特に社會政策の實施を主眼として、

合同の成就し新運命の開かれたる機會において、慎重に之を審議協定す。

一、こゝに三派の有志相會し、右申合せをなし互に誠意を盡して之を實行するに力むることを約す。

即ち今日の大會は一には正式に合同の御承認を求め、一には覺書に所謂新局面に更生せる新意義により總裁として正式に田中男を推薦し、依て以て此大會を開いた、新舊兩様の目的を達成せんが爲め極めて重要な會合であります。私は此機會に圖らず幹事長として此偉大なる二様の事實の經過を御報告申上ぐる光榮を荷ひまして、謹んで諸君の御同意を願ひ、併せて諸君が全國の同志を代表して遠近齊しく御來會下さつた御熱心に對し深く感謝の意を表します。

田中總裁の演説

諸君、私は曩に高橋前總裁閣下の御推薦を被り、今又改めて全國の同志を代表する諸君の御推薦を忝なく致しまして、名譽ある我が立憲政友會總裁の任に就き、茲に親しく諸君に對して御挨拶を申上ぐる機會を得ました事

を無上の光榮として感謝するものであります。

私が軍職を退き、高橋前總裁閣下の御勸告に従つて政治の新生涯に就くに至りました行藏の由來は、敢て私より釋明することを避け、只獨自一己の信ずる所に由て報効の誠を盡したいと存じます。然し私は淺學短才果して能く前總裁の御鑑識と諸君の御信頼を辱かしめずして總裁の大任を完うし得るや否や、聊か心許なくも感じますが、既に意を決して立つ以上、進んで我が立憲政友會の名譽を保全するに努める覺悟であります。

凡そ政治の要は國民の生活を充實して國運の進歩を圖るに在りと信じます。我々は單に國家民人の消極的安寧に満足せず、積極的發展を目的として、自由に健實に活動するを以て我々の信條とせねばなりません。

爾て我國の現狀を考察しますると、政治も經濟も教育も軍備も總ての方面に於て充實を欠いて居ります。即ち此所に國民の不安が生じ、種々憂慮すべき現象が生ずるのであります。私は維新の變革以來僅かに六十年に滿たざる年月の間に、我が帝國が奇蹟的進歩を成跡した過去の歴史を尊敬し、維新の宏謨を翼賛して向上の一路を進んだ全國民の努力を感銘すると共に、其の結果國際的關係に於て所謂第一等國の地位を占めつゝある現狀を肯定するものであります。

然しながら過去は歴史をして之を語らしめ、専ら現在の事實に即して將來の計を爲すのが、我々の務であるとの見地から見ますると、強國といひ一等國といふのは、畢竟國際場裡の虛名である。我々が其の虛名に空疎な満足を感じた即時に、列國の國際關係は一變して彼の獨逸の如き露西亞の如き強大國が相次いで崩壊し、戰勝國も亦寧ろ勝利の悲哀を感じて幾多の悲喜劇が我々の眼前に演出されて居るのであります。即ち歐洲大戰は世界の國際關係を變動し、我々は一等國の虛名を握つたまま、舊式政治の舞臺に取り残されたと謂ふも、決して過言であるまいと信じます。

今や歐洲諸國は戰勝國たると戰敗國たるとを問はず、齊しく戰爭の慘禍を痛感して政治經濟の改造復興に絶大の努力を費して居ります。私は敢て列國の前途を占つて改造復興の遲速を豫想せんとするものではないが、侵略的軍國主義の惡夢から覺醒した彼等が、改造復興の絶對的必要に立出して、烈しい産業競争の經濟戰を起すに従つて、我國の産業危機經濟危機が誘發さるゝ事を憂慮せざるを得ませぬ。それでなくとも我々は今甚だ憂慮すべき環境に直面し、如何にして之を匡救すべきかの問題は、總て實際政治に當る我々の手に由て解決せざるを得ない、是に於て私は産業立國を以て我が立憲政友會の主要なる政綱の一つに數へたいと思ふ。

而かも資源の開發技能其他諸般の施設に就て、未だ理想に遠き現狀を以てして能く經濟産業の立國策を確立することは容易ではない、技能の問題は教育に由て之を補ふ、其教育を技術的職業的實務的に改善し、國民の精神

的教育と國民生活とを不可分の關係に置くことに由て、國民の生産的能率が發達するのであります。然しながら生産原料に就ては教育の改善も科學の進歩のみを以ては十分に補充することが出来ない。之を如何にすべきかと、現在將來の極めて重大なる問題であります。

私は前に歐洲大戰の結果、國際關係が著しく變化したと申しましたが、單に國際關係が變化したりと云ふたのみでは意を盡さない。國際關係の思想に一大變動を生じたと云ふ事に由て問題の性質が重大となるのであります。蓋し戰爭の慘禍は在來の侵略的主義國際競争の幻滅を教へて、民族對等の平和親愛を基調とする協調的國際思潮が新時代の黎明を齎しつゝあるのであります。

諸君が私の觀察を肯定さるゝなら、其所に我々の進むべき政治的理路が見出されます。既に新時代の國際思想を是認さるゝならば、之に順應して接壤の善隣を圍り我國と有無共通の貿易關係を促進して、共存共榮の實を擧ぐるに至ることは當然の歸結であると信じます。従つて新時代の黎明に處する善隣の外交が直ちに經濟産業等の立國の基礎となり、原料の補充を爲すことが出来る、此の意味に於て極東の外交に新生面を開く事が、當世の急務であり我々の使命の一つであります。

獨り極東に於てのみならず、歐米諸國に對する外交も新思想に由る新式外交に改善するのが當然であります。

自主とか追隨とかいふ抽象的批評は敢て我々の問はんと欲する所ではない。外交は即ち國際的貿易關係經濟關係を主とし、直接に國民の生活と聯絡する國民の外交であるとの基礎觀念から出立することを以て必要とします。

私は久しく軍職に奉じた經驗を善用して、軍備問題の最も正しき解決を考慮したいと思ひます。嘗て原内閣の陸軍大臣を拜命して以來、自己の職責として聊か軍政の改善に努めたのであります。既往は措いて語らず、現在及將來を考へまするに列國は今や侵略的軍國主義を一擲して、協調的新思想の流に棹さゝんとしてゐます。此の喜ぶべき機運は是れより漸次に或は急速に發展して、人道的平和主義は普遍に行はるゝ時代の一日も早く來らんことを祈ると共に、我々の軍備に關する根本意識も亦從て機宜に適せざるを得ないのであります。

國防は國家の絶對要件にして、大權を尊重し國家組織の堅實を期すべきは勿論である、然し國防は外敵を防禦する軍人の専門的事業ではなく、全國民が國家の安泰を保障し、併せて國民自身の生活を安定し、國際平和を支持する爲め國民協同の事業である。此の理解によつて名實共に國民の國防たらしむる努力が、即ち軍備問題の正しき解決を齎らすことを確信します。

私は先日加藤首相より政府の是より着手せんとする政策の概要を承りました、税制整理物價調節社會政策失業救済等孰れも當今必要な時務であると信じて賛成し、切に其の成功を祈るものであります。政治は凡て國

民の理解に基き、財政も經濟も農業も工業も外交も軍備も教育も、國民生活の充實を基調とし運営するを原則と致します。社會の幸福も國家の繁榮も凡て國民の生活が充實して國民品位の向上する結果であつて、我々は只如何なる政策如何なる施設が由て以て國民の生活を充實し、其品位を向上すべきかを考察し、且つ之を實行すれば即ち足る。先づ以て其根本に着眼すれば、他のもろくの問題は即ち竹を破るが如く、數節の後は刃を迎へて解けることを疑ひませぬ。

私は固より決して國家の將來を杞憂するものではありません、科學工業を振興すれば由て以て或る種類の輸入品を防いで、貿易の逆調を緩和するを得べく、原料資料の問題は國際關係に由て解決するを得べく、領土は狭少であつても四圍の海洋は廣大無邊である、土地と海洋とを合せて考ふる所に我々の新經濟政策が発見されます。

斯の如く考へ來れば、寧ろ樂觀材料豊富になる事を感じるのでありますが、奈何せん我々の直面する現實は幾多政治上經濟上の憂慮すべき現象であります。之を匡救するの道は區々たる施設政策の末に在らずして、國民の共同協力を基調とする有機的政治組織經濟組織の根本改造に在ると信じ、我々は此意義に重きを置いて、政府の政策を支持せんと欲するものであります。

今や普選實行の時代となり、議會政治の基礎も亦著しく擴張されたのであります。此機會を善用して、我々は

萬機公論に決し上下心を一にして盛に經綸を行ふ、維新の宏議を翼賛し、由て以て更始一新の明るい政局を打開せんと欲するものであります。只夫れ政治は議論にあらずして實際であります。我々は議論の徒らに多くして實行の甚だ乏しき時弊に墜するを戒め、實際政局を擔當する實際政治家として、實行本位實務本位を以て我々の本領となし、君民一致の王道政治の先頭に立て、新時代の清新なる大氣に更生せんと欲するものであります。

以上所説の一斑を申し上げて諸君の御判断を願ひ、謹で我が立憲政友會の前途を祝福致します。

高橋前總裁の演説

茲に我が立憲政友會大會に臨み、全國の同志を代表する諸君の面前に立て隔意なく所信を披瀝する機會を得た事は、私の尤も欣快に堪へざる所であります。

私は過日立憲政友會總裁を退任し、新總裁として男爵田中義一閣下を推薦致しました所が、幸に諸君の御承認を経て今日只今圓滿に私の本懐を遂ぐるを得たのであります。事の茲に至つた事情と理由とは幹部會に於ても協議員會に於ても議員總會に於ても、其の都度之を釋明したのでありますから、既に概ね諸君の御了解を得たに庶幾いと信じますが、今日は我が立憲政友會の重要な會合でありますから、重複を厭はず、私の意の在る所を明

からにして、暫時御清聴を煩はします。

私の決意は固より偶然に突發したのではなく、我が黨の爲めに延ては國家の爲めに、自から最善と信ずる所を實行したに外ならぬのであります。昨年一月十六日を以て發表した私の聲明書の中には、私が長く賢路を塞がず、早晚解任して一個の黨員となるべき意味を宣明してあります。諸君の中には當時既に私の意の在る所を御斟酌下さつた方が多からうと信じます。今回のことは則ち平生の宿志を遂げ、一意黨の後圖を謀つて私自身も安心し、同時に諸君にも御安心を乞はんとする趣旨に外ならない。

私は大正二年の春山本内閣の大藏大臣を拜命すると同時に、既に實際政治に與かる以上は、政黨に加入して憲政の進歩に盡力するが當然であると信じて、政友會に入り、今日に至るまで諸君と政治上の榮辱を共にしたのであります。前總裁遭難の爲に測らず内閣組織の大命を拜し、同時に名譽ある立憲政友會總裁となり、元來其の資格の乏しきに拘はらず諸君の尊敬を擅まゝにして、深厚なる御同情の援護を受けた事は誠に望外の僥倖と存じ常に如何にして優渥なる天恩に答へ奉り、如何にして同志諸君の御倚信を全ふすべきかを念つて已まざるに方りたまたま昨年の政變に際會し、これぞ即ち非常の決心を以て非常の時に處し、君國の爲に老余の意氣を鼓舞して諸君多年の御厚情に酬ゆべき機會であると信じ、敢然清浦内閣を否認して、憲政擁護の第一線に立つたのであります。

ます。

奈何せん私の不材薄徳の爲に、頓かに多數の黨員を失ふた事は今尙痛痕に堪えざる次第であります。併しながら我々が私情を忍びて名節に殉じた公明なる心事は、幸に天下の同情を得て政争改善の曙光を開き、憲政の常道を正して純政黨内閣の彼岸に到達するを得たのであります。

私の理解する所によれば、加藤内閣の成立は衆議院の多數黨乃至多數を糾合する可能的勢力に向て、政權推移の基準を正し、我々の政友會内閣以後、一時晦盲に陥つた憲政の光を純政黨内閣の常道に復明したのであつて、畢竟政黨が互ひに本來の目的に覺醒し、意思を異にすれば多年の同志と雖も離反するを悔ます。主張を同ふすれば宿昔の政敵と雖も提携するを拒まざる公正なる態度に由りて、實際的に政争改善の功績を擧げた事が自然に憲政運用の規矩に適合し、其結果天下の視て以て至難と爲せし貴族院令を改正し、政界多年の宿題たる普通選舉問題を解決し、其他幾多重要な政務を運営するを得たのであります。されば我々は此體驗と教訓とに鑑み今後益々政争を公明にし、主義政策の異同に基いて進退去就の節を正し、徒らに黨同異伐政權争奪の爲に鵝蚌相争ふの愚に陥らず。眞に天下の輿論民衆の要望を基調とする公黨の本質を發揮し、由て以て議會の權威を向上するに努むる事が、我々をして君國に奉仕する所以であると信じます。

衆議院の現状は各黨派分分立し、孰れも未だ獨力を以て時局を擔當するに足らざるは、二大政黨對立の理想を裏切る遺憾なる現象であります。主義政策に由て離合する政治道德さへ正しければ、必ずしも一黨の力を藉らず、聯合協調に由て政治を運用するに何等妨げなき事は、既往一ケ年間に於ける我々の實驗に由て明かであります。今回政友會と革新俱樂部及び中正會に屬せし多數の諸君が合同したのは、則ち主義政策の一致を基調とした機宜の良圖であると共に、従事の三派協調が今日以後二派協調に代つただけで、現政府存立の基礎には何等の變動もないのであります。而も所謂協調なるものは相互の自制抑事に由て成立するのでありますから、理に偏せず情に囚はれざる中庸の態度を持し、在來の係争問題が解決し、時局の安定せる此機會に於て民生の幸福を圖り國家の進運を扶持するに努め、血氣の私を戒め迎合の陋を慎み、公正健實に所信を行ふ事に一層の注意を加へられんことを、此機會に於て諸君に切望します。

若し夫れ田中總裁の經歷、材幹、聲望に至つては世間己に定評あり、諸君も亦御承知であると信じ、私は敢て總裁の人物を品評する不遜を慎むと共に、諸君が私より以上の尊信を拂はれ、我が立憲政友會の規格を擴張し、由て以て堂々たる公黨の本領を發揮するに努められんことを切望し、以上所感の一端を叙べて御参考に供した次第であります。

犬養毅氏の演説

本日の臨時大會に於て立憲政友會が更始一新する機會に際會し、聊か卑見を述ぶるは不肖の尤も欣幸とする所である。

只今大會に於て總裁推薦の手續きを終られ、茲に新組織に改まりたるは名實俱に新生命を以て立ちたるものとして祝すべきである。所謂國は舊邦と雖も其命は維れ新なるものである。

田中總裁の述べられたる政綱の主眼即ち産業立國主義を中心としたる對外政策、國防方針、社會政策、教育方針、税制整理等都べて卑見と符節を合し、殊に國際平和の見地より國防を民衆化し、祖宗の遺法たる國民皆兵主義を恢弘せられんとする卓見は、不肖の衷心より満足するものである。

願れば自由黨改進黨の對立以來、幾度の和戦を経來りたる團體の互に一致點を見出したるは、前内閣に對する共同動作のみではない、實は年所と共に主義主張の漸次接近するに至り、殊に普選の成立に由て相互の間隔を撤去せられたる今日、一切の感情行き懸りを一擲し、小異を捨てて大同に就くは、國家見地より當然の歸結である總裁の述べられたる如く、今は政治も經濟も教育も軍備も、總べての方面に於て充實を欠きたる國家の危機であ

る、今後十數年間が國家の興廢盛衰の別るゝ所で、吾々の尤も奮闘努力を要するは實に此期間である。總裁の示された大體の方針を以て政策を審議協定するに於ては、必ず時代の進運に伴ふ革新の事業を爲し得ると信ずるのである。又斯く爲さねばならぬのである。

我國の現状は獨り物質上の欠陥のみではない。尤も憂ふべきは人心の解弛である。上流は緊張を欠き下層は生活困難と共に人心動搖して適從する所なき状態である。階級上下の疎隔である。如何にせば之を振作し之を緊張し之を調和して、國民全部をして新興國の氣象を振り起さしむべきかの問題である。此問題は極めて廣汎で極めて重大であるが、其一の方法としては政黨自身が自から範を示し、自から身を以て之を率ゐる決心がなくてはならぬ。

凡て政治の公明正大を要するは申す迄もなし、政治の遂行に伴ふ手段も亦公明を要するのである。即ち手段も亦政治である、如何に目的が正當なるも其手段にして正當を欠くに於ては、目的の價値を損し、延ひては士風の廢弛を招致するの恐れがある。政黨の益々大を致すに従ひ益々嚴肅緊張の精神を鼓して、興國の氣運を造り上げたいのである。

全黨諸君と共に此機會に於て一大勇猛心を發し、最も剛健に最も雄大に最も公明嚴正の態度を以て、黨勢を發達して以て國家に貢獻したいのである。吾々の相率ひて參同した微意は是れである。

若尾璋八氏の演説

私は茲に吾々同志を代表いたしましたして所懐の一端を申述べたいと思ひます。

私共が今回合同に参加いたしました理由及び其の目的は、過日發表せられました覺書に於て聲明せられたるが如く、既に詳細に申盡されて居ります故、茲に私が特に更めて申述ぶる必要はないと思ひますが、此機會に際し一言極めて簡単に其の要諦につき所信を披瀝いたしたいと存じます。要するに、吾々が敢て合同に参加いたしたる趣旨其の目的といたしましたる所のものは、全く新局面に更生し、過去に拘泥することなく、専ら現在及び將來の爲めに國政の更始一新を期し、小異を捨てて大同に就き、内は國民生活を充實して其安定を確保し、依て以て國家の富強を増進し、列國の大勢に對應すると同時に、外は世界人類の共存共榮を要義といたしまして、國際關係の安寧圓滿を圖るが爲め、我國策の確立庶政の改善刷新に純眞なる貢獻を致さむとする信念の發露に依つて、合同結成したるに外ならざる次第であります。

今や茲に合同の成立を告げましたる以上は此潑刺たる新興の生氣に乘じ、速に合同の目的を達成するに、極め

て適切なる政綱と最も適切なる政策とを掲げ、之に向て勇往邁進し以て國政の更新に成功するに非ずんば、今日の合同は全く無意義に歸し、徒爾に終るべき次第であります。

故に私共は今後益々協力一致し愈々其の結束を鞏固にし、總裁指導の下に挺身努力いたし、諸先輩の驥尾に附して盡瘁せんことを期する外他意あるものではありません。私は新進敢爲の意氣を發揮せむとする更生の政友會が、能く時代の進運に照應して大正維新の大業に賛襄し、國政の上に一新生面を開きて國運民命の發展に資し、國家民人の爲めに眞に意義ある政黨として益々其の大をなさむことを冀望して已まざる次第であります。

▲本部役員追加 三派合同の結果政友會本部役員を左の如く追加した。

總務 濱田國松、若尾璋八、秋田清。

幹事 砂田重政、山本芳治、齋藤藤四郎、本田義成。

相談役 西村丹次郎、小橋藻三衛、板野友造、大内暢三、森島昶、山本慎平、最上直吉

前川虎造。

政友調査會副會長 大口喜六

同 理事 星島二郎、杉宜陳、清水銀藏。

▲新舊總裁大慈寺詣

田中、高橋新舊總裁は五月二十日打連れて盛岡に赴き、大慈寺に参拜、原前總裁の墓前に總裁更迭の報告をなし、次で盛岡に開かれたる政友會東北大會に出席した、その際田中總裁の演説左の如し。

田中總裁の演説

諸君、私は故原總裁と肝膽相照らし、共に國事に衝つたのでありますが、今や幽冥所を異にし、茲に實際政治家として卓越せる成績を遺したる故原總裁の出生地に、而かも昨春の政變に於て我國の憲政史上に特筆すべき功績を點じました高橋前總裁と相携へて参り、本日の東北大會に更生の立憲政友會總裁として出席し、有力なる黨員諸君と親しく會同して所信の一端を披瀝するの機会に立ち至りましたことを思ふて眞に感慨無量であります。諸君、明治維新の大業は中央集權に由て其實績を擧ぐる事を得たのであります。爾來五十年我が國運は未曾有の發展を遂げ、國力も亦漸次充實さるるに至りましたけれども、帝國が之より更に大を就さんとするには外は國際關係に自主の意を點じ、内は中央集權に適當の調節を加へなくてはならぬと云ふことは、何人も疑ひのない事であると信じます。

諸君、外國は今如何であります、歐洲大戰の結果戦前よりは更に財政經濟民風其他凡ゆる方面に行詰りを生じ列國は其の打開に全力を注いで居るにも拘はらず、僅かに其端緒すらも得られぬと云ふ状態の國もあるのであります。翻つて帝國の現状を看ますれば、戦後の經濟の反動に逢ひ、其上大震の災禍を蒙り、中央地方の財政行詰れるのみならず、國民生活の不安定民風の荒類等深憂に堪へざるものがある、今にして更新の斷を爲すに非ざれば、國家の前途又測るべからざるの虞なしとは何人も斷言出来ないことと思ひます。即ち人心の緊張産業の振興國富の増進を計り、由て國民の生活を安定し因て大に國運の伸展を圖らねばならぬ重大なる責任を感ずると同時に、此の一大危機を脱するの大勇猛心が無くはならぬと確信するのであります。

諸君、斯くて私は第一に町村自治の鞏固と強力を希ふものであります。町村自治の強力は其の廢合と自覺に待たねばなりません。其の鞏固を致さうと欲しますれば、經濟的自治制に改むることに由て協同經濟の單位たらしめなくてはならぬのであります。

茲に於て私は町村自治體に向つて獨立の財源を與へざるべからざるを力説せざるを得ないのであります。農村の振興は蓋し一步を茲に見出すことが適正であると信じます。

又劃一主義の教育も、帝國を憂慮すべき今日の狀態に導いた原因の一つであることを否定することが出来ませ

ぬ。故に之を改めて都市や農村の環境に應ずる如く致し、又形式の學弊を廢しまして國民の實生活に適するやう實際教育を施すの必要なるは勿論、産業に對する理解を進めて立國の本義を明かにすべきであると思ふものであります。

殊に普通選舉の實施に關聯し、精神教育と社會教育とに一段の力を用ふべきことは、蓋し普選法の成立に熱心努力した吾々の負ふべき責任である事を思はねばならぬのであります。尙ほ右申述べました外、私の政治上の意見は去る十四日の臨時大會に開陳して置きましたから、只今は省略致します。

諸君、今や明治の建設に盡力した多數先輩は相次いで去りましたが、而かも國情は更に大に一新を要望して止まぬものがある。此の時に當つて私が立憲政友會總裁の重任に就きました以上、此の大任を成就せんことを君國に對する責務なりと深く覺悟するものであります。

言ふまでもなく諸政の更始一新は人心の一大緊張に出發せねばならぬのである、大義名分に基いて公明正大に且つ堂々たる進退をなすこそ即ち人心の緊張を致す所以であつて、帝國の今日を救ふの途は只此の一事に存するものと私は確信して居るのであります。希くば諸君相俱に君國の爲め凡て積極的に眞に自ら任じて大に努力せられんことを切望致します。

終りに臨み故原總裁の郷土の諸君、並に立憲政友會の生面を開かれたる高橋前總裁の選舉民諸君と東北團體諸君の御健康を祈ります。

▲秩父宮御渡英 秩父宮殿下には英國御留學の途に就かせらるゝ事となり、五月廿四日午前九時五十五分東京驛御出發、正午御召艦出雲にて横濱を御抜錨あらせられた。

▲犬養氏の勇退 犬養氏が三派合同に賛成し多年自分の率ゐられる黨派を解消せしめる事に關し、世間これを攻撃するものも少なくなかつた。犬養氏はそれ等の事は齒牙にかけざるも、合同と同時に潔く進退を決することは氏の最初の心組みであつて、五月廿七日に至り、田中總裁及高橋總裁を歴訪して勇退の決意を告げ、更に同日加藤首相を訪問して國務大臣辭任の諒解を求め、翌廿八日には左の聲明書を發表し、選相の椅子を去ると共に衆議院議員をも辭任し、四十餘年の政治の實生活から退くことになつた。

同時に多年の同志たる選信次官古島一雄氏も、官職を去り議員を辭すると共に、政界隱退を告げて犬養氏に殉する所あつた。

聲 明 書

このたびの辭職は、先日革新俱樂部の合同について協議會の席上で演説した通りの主意で、普選法施行に對する自分の責任を盡すべき方法としては、一切の職務をすてて一意専心にこれをつとめる外はないと考へたからである。故に自分の辭職はいはゆる圓滿辭職であつて、人と衝突もせねば不平も不満もなく、久しき間考へて居つた事を行ひ得たので實に心持ちよく辭職したのである。

辭職したとて決して國事を拋棄したのではない、徹頭徹尾國家への御奉公はつとめるのである。只だ從來の如く團體といふ小さき範圍で働くか又は小さき範圍を脱して廣き範圍で働くかの別である。自分はつらく考へたが自分の年齢と健康から見ると今より五六年以上はとも奔走活動は出來ぬであらう、五六年で七十六七であるからそれまで生存は問題である。そこで此五六年の短かき時間を如何にせば最も有効に奉公せんかと種々熟考の末、遂に一切を抛ち去り赤裸に無物の公平なる地位に立ち、名實共に何の繫累もなく何の欲求もなき純粹の浪人として青年の相談相手になつて、普選にて新たに權力を得たる人々の水先きにでもならば、自分の及ぶ丈力は盡くしたのである。斯くいつたからとて何か青年黨の頭にもなる野心でもあるやうに取られてはこまる。自分は今後一切こんな事には關係せぬのである。

諸君、外國は今如何であります、歐洲大戰の結果戦前よりは更に財政經濟民風其他凡ゆる方面に行詰りを生じ列國は其の打開に全力を注いで居るにも拘はらず、僅かに其端緒すらも得られぬと云ふ状態の國もあるのです。翻つて帝國の現状を看ますれば、戦後の經濟の反動に逢ひ、其上大震の災禍を蒙り、中央地方の財政行詰れるのみならず、國民生活の不安定民風の荒蕪等深憂に堪へざるものがある、今にして更新の斷を爲すに非ざれば、國家の前途又測るべからざるの虞なしとは何人も斷言出來ないことと思ひます。即ち人心の緊張産業の振興國富の増進を計り、由て國民の生活を安定し因て大に國運の伸展を圖らねばならぬ重大なる責任を感ずると同時に、此の一大危機を脱するの大勇猛心が無くはならぬと確信するのであります。

諸君、斯くて私は第一に町村自治の鞏固と強力を希ふものであります。町村自治の強力は其の廢合と自覺に待たねばなりません、其の鞏固を致さうと欲しますれば、經濟的自治制に改むることに由て協同經濟の單位たらしめなくてはならぬのであります。

茲に於て私は町村自治體に向つて獨立の財源を與へざるべからざるを力説せざるを得ないのであります。農村の振興は蓋し一步を茲に見出すことが適正であると信じます。

又劃一主義の教育も、帝國を憂慮すべき今日の狀態に導いた原因の一つであることを否定することが出來ませ

ぬ。故に之を改めて都市や農村の環境に應ずる如く致し、又形式の學弊を廢しまして國民の實生活に適するやう實際教育を施すの必要なるは勿論、産業に對する理解を進めて立國の本義を明かにすべきであると思ふものであります。

殊に普通選舉の實施に關聯し、精神教育と社會教育とに一段の力を用ふべきことは、蓋し普選法の成立に熱心努力した吾々の負ふべき責任である事を思はねばならぬのであります、尙ほ右申述べました外、私の政治上の意見は去る十四日の臨時大會に開陳して置きましたから、只今は省略致します。

諸君、今や明治の建設に盡力した多數先輩は相次いで去りましたが、而かも國情は更に大に一新を要望して止まぬものがある。此の時に當つて私が立憲政友會總裁の重任に就きました以上、此の大任を成就せんことを君國に對する責務なりと深く覺悟するものであります。

言ふまでもなく諸政の更始一新は人心の一大緊張に出發せねばならぬのである、大義名分に基いて公明正大に且つ堂々たる進退をなすこそ即ち人心の緊張を致す所以であつて、帝國の今日を救ふの途は只此の一事に存するものと私は確信して居るのであります。希くば諸君相俱に君國の爲め凡て積極的に眞に自ら任じて大に努力せられんことを切望致します。

終りに臨み故原總裁の郷土の諸君、並に立憲政友會の生面を開かれたる高橋前總裁の選舉民諸君と東北團體諸君の御健康を祈ります。

▲秩父宮御渡英 秩父宮殿下には英國御留學の途に就かせらるゝ事となり、五月廿四日午前九時五十五分東京驛御出發、正午御召艦出雲にて横濱を御拔錨あらせられた。

▲犬養氏の勇退 犬養氏が三派合同に賛成し多年自分の率ゐ來れる黨派を解消せしめる事に關し、世間これを攻撃するものも少なくなかつた。犬養氏はそれ等の事は齒牙にかけざるも、合同と同時に深く進退を決することは氏の最初の心組みであつて、五月廿七日に至り、田中總裁及高橋總裁を歴訪して勇退の決意を告げ、更に同日加藤首相を訪問して國務大臣辭任の諒解を求め、翌廿八日には左の聲明書を發表し、選相の椅子を去ると共に衆議院議員をも辭任し、四十餘年の政治の實生活から退くことになつた。

同時に多年の同志たる選信次官古島一雄氏も、官職を去り議員を辭すると共に、政界隱退を告げて犬養氏に殉する所あつた。

聲 明 書

このたびの辭職は、先日革新俱樂部の合同について協議會の席上で演説した通りの主意で、普選法施行に對する自分の責任を盡すべき方法としては、一切の職務をすてて一意専心にこれをつとめる外はないと考へたからである。故に自分の辭職はいはゆる圓滿辭職であつて、人と衝突もせねば不平も不満もなく、久しき間考へて居つた事を行ひ得たので實に心持ちよく辭職したのである。

辭職したとて決して國事を抛棄したのではない、徹頭徹尾國家への御奉公はつとめるのである。只だ從來の如く團體といふ小さき範圍で働くか又は小さき範圍を脱して廣き範圍で働くかの別である。自分はつらく考へたが自分の年齢と健康から見ると今より五六年以上はとも奔走活動は出來ぬであらう、五六年で七十六七であるからそれまで生存は問題である。そこで此五六年の短かき時間を如何にせば最も有効に奉公せんかと種々熟考の末、遂に一切を抛ち去り赤裸に無物の公平なる地位に立ち、名實共に何の繁累もなく何の欲求もなき純粹の浪人として青年の相談相手になつて、普選にて斬たに權力を得たる人々の水先きにでもならば、自分の及ぶ丈け力は盡くしたのである。斯くいつたからとて何か青年黨の頭にもなる野心でもあるやうに取られてはこまる。自分は今後一切こんな事には關係せぬのである。

自分は二十年の青年時代から四十幾年の間政治専門でやつて来たが、その間には失敗もし成功もしたといひた
いが、實は失敗だらけで今日に至つたのである。それは失敗の経験からこれを青年に話して、青年をして自分の
如き失敗を繰返へさしめぬ様に、いはゆる水先案内でもなしたいと云ふのである。その外には何の理由もない。
これまで小と雖も一城の主人であるから敵もあつたが、眞裸の浪人となれば敵もなく味方もなく、天空開闢で廣
き世間を十方無碍で渡るのである。

▲犬養氏辭任承認 政友會は犬養古島兩氏の辭職問題を報告して承認を求むるため、六
月一日本部に在京議員總會を開き、會長席につける武藤總務より新入會者貴族院議員勝田主
計氏を紹介し、勝田氏入會の挨拶を述べて、終て前田幹事長より

去廿七日犬養古島の兩氏が官を辭し議員を辭するとの問題が起り、私共は事の意
外に驚いたのである。官を辭するのは已むを得ずとして、有力なる二氏が議員をも
止めるといふのは、實に残念に思ひ、田中總裁始め手を盡して思ひ止まるやう勸説
したけれども、遂に動かす事が出来なかつた。併し犬養長老は古島氏と異なり、議
員を辭しても政界を隱退するに非ず、依然政友會員として御働きになるので、三日

には岡山に赴かれ、更に兵庫北信東北と遊説されるやうの次第であるから、吾々も
已むを得ぬものとして承認することになつたのである。

と報告し、次ぎに犬養氏は立ちて左の如き演説をなした。

犬養氏の演説

此度官を辭し併せて議員を辭したる事については、過日來總裁を初め諸君に御配慮を煩はし恐縮の至りに存し
ます。随分熱烈なる御勸告を受けましたが、要するに愛黨の熱誠より出て、又一面には不肖なる自分に對する御
同情に出でたる譯で、之に對しては深く感謝致します。

此事に付ては自分の眞意が十分に諒解せられず、其間に多少の誤解もあつたのであります。自分は議員を辭し
たとて決して隱退したのではない。政治を廢めたのではない。却て一切の時間を節約して身輕になつて、大努力大
活動をなさんがために其他に何の事情もないのである。

御承知の如く自分の體質は餘り強健でない上に、年齢は既に七十を越へた老人で、餘す所の活動時間は五六年
に過ぎないのである。實は前年の選舉の時從來の如く應援に奔走する間に體力が續かず、中途にして二度も倒れ

たので、其時始めて老衰を自覺したのである。

五六年間と限定して見ると、扱此短日月を如何に使用せば國家に御奉公出来るかの問題で、日暮れて途遠し。非常の駆足でなくては追ひ付かぬ。自分は廿五六歳から政治専門で奔走したのであるから、残年を國家に捧げるにも、政治の外には何もない。政治に生きて政治に死ぬのである。之が自分本來の使命である以上、五六年の残年を最も有効に最も有意義に使用せねばならぬ。

それには院外者として廣き場所で働くが便利である、議員として黨内濟々多士、自分の如き老人一人の増減は問題でない。往年國民黨分裂の時に經歷ある人々は悉く脱し去つたので、老人としては自分一人のみ残つたので已むを得ず團體を代表して、議會の演説などを勤めたので、今日合同した以上は其必要は全くなつたのであるから、此機會に於て議席を去るが適當と考へたのであるが、或は少し時機が早過ぎたかも知れぬが、早晚此素志を遂ぐるとせば役人を廢めた時に序に……と決したのである。今に及んで已に箭は弦を離れたのであるから、諸君は何卒寛大の擧を以て御諒恕下さい。

滿場拍手を以て諒承の意を表し、最後に秋田清氏の演説あり、滿場一致犬養古島兩氏の辭任を承認して散會した。

犬養氏は議員を辭任したるも、補欠選挙の結果郷黨の輿望により再選せられ、又議員となつた。

▲遞相の後任

犬養氏辭任後の遞相の後任は容易に決せず。政友會は協調を欲せず敢て入閣者を自黨から出そうとしないために、加藤首相は自黨の憲政會から安達謙藏氏を起用して遞相の椅子につかせた。

第二章 協調内閣の破綻

三派協調内閣が改革合同により結局政憲二派の協調内閣となり、高橋大養等の中心人物が次から次へと退閣することによつて協調は事實上名のみとなつて仕舞つた。豫算編成の切迫するに連れて政憲共に本来の主張を實現する必要あり、旁政友會は新總裁を迎へ乍ら憲政會總裁加藤子の傘下にあるを好まず。憲政會は政友會との道連れを苦痛厄介とし、機會あらは之れを蹴飛ばして單獨内閣を作らんとの底意あり。之れが偶々税制整理案に於て爆發した。此税制整理問題に付ては曩に加藤友三郎内閣當時の第四十六議會に、憲政會側より地稅及營業稅並に織物消費稅醬油稅等に關する廢減稅案を提出したるに對して、政友會は地租の地方委讓を目的としての行政及税制整理に關する建議案を提出し、其後引續き相互に反對の態度を持して偶々聯立内閣を組織したのであるから、此問題に觸るゝに於ては早晩兩派の衝突を免れないことは明らかであつた。腹に一物ある憲政會は當初より單獨的行動に出づるの方針を執り、濱口藏相會長となり、大正十四年組織せられたる税制調査會は成案確立に至る迄は、

會外に對し其内容を絶對秘密に附すべき申合の下に政友會の閣僚に對して全然協調を試むるの餘地なからしめた。而して七月下旬愈其綱要成るに及んで初めて政友會側に示し、無理押しに之れを通さんとしたので政友會側承知せず。廿九日の閣議に於て小川法相より「今回の案を見るに地租輕減其他憲政會年來の主張を其儘採用した丈で、多年政友會の主張にして天下周知の地租委讓關稅改正に關し何等考慮された點がないのは如何なる譯であらうか、之れで果して協調を保持し得らるゝであらうか」と舌鋒鋭く攻め立て、岡崎農相も之を援けて他の閣僚と激論を闘はした。斯くして未決の儘閣議を閉じたが、此夜田中總裁邸に開かれた政友會幹部會は閣議不統一の責任は首相藏相にあり。政友會出身大臣は之れが爲に辭職すべきに非ずと決した。翌三十日の臨時閣議に於ては論議數合の末、小川岡崎の兩相は席を蹴て立ち、首相は之を引留めて進退の事を訊し、暗に辭表提出を促したが兩相は肯んぜず「考慮の上で」と云ひ残して法相官邸に引揚げ、そこで税制案拒否の辯と題する政友會の覺書を公表した。

卅一日首相は三度び閣議を開いた結果、政友出身閣僚に單獨辭任の意なきことを認めたとの

で、内閣不統一のため直ちに總辭職を決し、辭表を纏めて閣下に捧呈した。斯くて一年有餘の協調内閣は茲に全く終りを告げた。

▲憲政會單獨内閣 攝政宮殿下には後繼内閣に付き入江侍從長を同日午後御殿場に下し西園寺公に御下問あり、侍從長は即日奉答を齎らして歸京伏奏の後、深更迄牧野内府一木宮相は會談した。翌八月一日牧野内府は更に西園寺公を訪問したので事態紛糾を思はせたが、同日午後三時牧野内府歸京伏奏の結果、直ちに加藤前首相に大命再降下となつた。加藤子は即日閣員の詮衡を遂げ二日左の顔觸れによつて憲政會の單獨内閣成立した。

内閣總理大臣	子爵	加藤高明
内務大臣		若槻禮次郎
外務大臣	男爵	幣原喜重郎
大藏大臣		濱口雄幸
陸軍大臣		宇垣一成
海軍大臣		財部彪

尙ほ内閣書記官長法制局長官は左の如く任命された。

司法大臣	江木翼
文部大臣	岡田良平
農林大臣	早速整爾
商工大臣	片岡直温
逓信大臣	安達謙藏
鐵道大臣	仙石貢

内閣書記官長	塚本靖治
法制局長官	山川端夫

▲協調決裂の真相 協調決裂より政變惹起の真相に付き、政友會より發表したるもの左の如し。

協調決裂の真相

今回の政變に就ては道聽途説紛々たり、今に於て之が真相を明かにして正邪黑白を判つにあらざれば、或は恐

る、疑惑を天下に傳へて拭ふべからざる瑕疵を政黨史上に留めんことを、乃ち政變發生の事由を叙し、添ふるに吾黨の閣僚たりし岡崎小川の兩顧問が閣議に於て論難したる詳細の報告書を以てし、此間に處せる吾黨の最も嚴肅敬虔なりし態度を表明して、公衆の批判を仰がんと欲す。

協調内閣成立以來、茲に十有四箇月、吾黨が終始一貫、能く協調の精神を持續して、行政整理、貴族院改革、普選斷行其他重要政策の遂行に關し、誠心誠意、其事に當りたるは、天下の齊しく認識する所たるを信す。更に我黨は國家内外の情勢に省みて、庶政を釐革し、産業を振興し、人心の安定を圖るが爲めには、此際尙基礎鞏固なる政府の存続を必要なりと信じ一意協調に努めんことを期せり。

然るに、憲政會は此間に於て、黨勢の擴張に汲々として、殆ど其手段を擇ばず、剩へ我黨に向ひ到る處譏誣中傷の言辭を弄して、黨員の感情を害すること實に甚しきものありき、而も我黨は、常に同志を慰撫して國家の爲めに隱忍自重を要請して今日に及びしが、今回税制整理問題に關して、憲政會出身閣僚の態度其當を得ず、終に協調決裂の止むを得ざるに至りしは我黨の頗る遺憾とする所なり。

抑も税制の整理は多年の懸案にして、各黨各派の間自から其主張の異なるものあるは、憲政會閣僚の夙に熟知せる所たるを信す。故に若し彼等にして眞に協調の持續に忠實ならんか、彼の貴族普選等の案件を處理したるが

如く、政憲兩黨の間に於て豫め交譲妥協を求むるの方途なきにあらず。然るに、彼等は我黨出身閣僚の一再ならざる警告を無視して、陰密の間に之を立案し、而も主として憲政會年來の主張に固着し、我黨の主張に對しては寸毫も考慮を拂はず。突如として其成案を提示し、我黨幹部にすら其内容の摘示を許さず、一氣に閣議の通過を圖らんとせり。是れ果して協調に忠誠なる態度なりと謂ふべきか、友黨に對する情誼禮節を重する所爲なりと謂ふべきか、否。彼等が協調破壊、單獨内閣出現を目的として計畫したる一種の策戦なりと解する者あるも、彼等に於ては恐らくは辯明の辭なかるべし。而も若し其税制整理案にして能く事宜に適し肯綮に中り、積弊一掃の要を得たりとせば、吾黨は尙陰忍讓歩之が成立に努むるの雅量なきに非ず。

然るに其成案なるものは、本來を轉倒し輕重を誤り、學究的机上論にして積弊匡正負擔均衡の本義に合致せしめんとする誠意の如きは、殆ど之を認むること能はず。由來税制の整理は政治家の活事業にして豫算と不可分なるを原則とす。國家經營と交渉なき税制整理は學者の閑事業なり。今や國際的競争は益激甚に趨き、産業の貿易の振興教育の改善は勿論、社會政策的施設、拓殖、治水、交通の完備等施設經營すべきもの多々あり。而して之が財源の乏しきに苦しむの秋に當り、豫め國庫の收入を先決して將來の計畫を阻止し、萎縮退嬰に甘んずるが如きは、決して時勢に順應し國運の興隆を期する所以にあらず。今原案に列舉せる増減税の各項目を審按するに、

其中自ら緩急の別あるのみならず、之を國家必須の事業計畫と對照考覈して、何れが國家民人の福祉を増進すべきや、未だ遽に斷定すべからざるものあり。國家の財政は單に入るを量つて出づるを制するの消極方針をのみ株守すべきにあらず。故に本案の如き巨額の増減税を斷行せんと欲せば、必ずや將來に亘る諸般の計畫と相俟つて國家の全局より其緩急輕重を打算し、然る後、始めて之が可否を決せざるべからず。

更に税制の整理は、國稅よりも寧ろ地方税に於て最も緊切なるものあるは、夙に識者の一致する所たり。然るに國稅の整理を主として地方税の整理を輕視するが如きは、本來輕重を誤れるものと謂ふべし。今日租稅負擔の均衡を失し、苛酷煩雜なる惡税の爲めに國民の苦痛を感ずるは、實に地方税を以て甚しとなす。現に國稅にあつては所得稅酒稅を除くの外最近數十年の間増稅を爲さざりしに拘はらず、地方税にありては増稅に次ぐに増稅を以てし、其の總額は之を戰前に比して、約三倍半の多きに達せり。

例へば地租の國稅は七千餘萬圓にして十數年何等變る所なきも、地方に於ける地租附加税は一億三千萬圓の多きに上れり。又戸數割稅家屋稅の賦課は、無制限に増加し、細民の生業に對する零細煩苛なる雜種稅は、百數十種を算するの實狀なり。

故に租稅負擔の輕減と均衡とを圖るは、地方税の整理を爲すより急なるはなし、而して地方税制を整理せんとするには、必ずや是に對して相當の財源を與へざるべからず。尙地方税の整理に依つて國民に負擔を輕減せんとするに當りては、國稅整理に於ける負擔の輕減と比較對照して之を決定するを要すべきや亦論なし。されば地方税と切離して先以て國稅のみを整理せんとするが如き時勢を解するものゝ爲すべき事にあらずと信ず。

叙上の如き所信に依り、我黨出身閣員は税制の整理は國稅地方税を併せて同時に之を行ひ、且つ將來に亘る財政計畫と共に、之を考覈せんことを主張したるに、憲政會出身閣員頑として之に應ぜず、飽くまでも國稅の整理のみを決定せんとして兩々相下らず。遂に内閣不統一に陥り總辭職の止むなきに至りしなり。吾人は此間に於ける我黨代表閣員の主張、并に態度の正々堂々最も合法的にして、且つ輔弼の責任を盡す所以に於て一點の瑕瑾なきを確信して疑はず。然るに世間一部の人士中我黨出身閣員の出處行藏を難じ、我黨の爲に深く之が惜むが如き言議を挿むものあり、蓋し彼等は彼の際に於て我黨閣員が深く辭職するを以て立憲的公明なる態度なりと思惟するものゝ如し。是れ吾人の怪訝に堪へざる所なり。抑も重要提案か閣議の容るゝ所とならざる場合に於ては之を提案したる閣員こそ責任を帯びて辭職すべきなり。之に反對の意見を述べた閣員が直ちに辭職するが如きは却て非理の甚しきものといふべし。若し吾黨出身閣員にして彼の大藏大臣の提出に係る、税制整理案に同意する能はざるを理由として、直ちに辭職の擧に出づるが如きことあらば是れ、即ち責任を顛倒し、自ら進んで協調を破る

の譏を免れざるのみならず、我内閣官制の精神に背反し憲政史上惡例を貽すものなりと信ず。

然るに憲政會は協調破壊の罪を吾黨に轉嫁せんと欲し政變顛末聲明書なるものを發表して妮々數千言、譏譽讒構到らざるなく、非義非禮を吾黨閣僚の言動に加へて、傲然自得の風あるは、徒らに識者の擊撻を買ふに過ぎずして痴態寧ろ憐むに堪へたり。所謂聲明書の一節に曰く、濱口藏相は懇々として税制整理案は、兩派の歴史に拘泥せず、過去の情實に超越し、現状に即し、將來を慮り國家の必要と利益とを主眼とせる旨を説明せりと。而して後段に於ては税制整理案は實に吾人の主張と精神とを數字化し、箇々の施設を綜合して、一個の有機的活機を形成するものにして、憲政會の大方針なりと豪語せり。前言は非にして後言は是か。濱口藏相の云ふ所は偽りにして憲政會の主張なるものが真か。何ぞ、其言語の矛盾多きや、此の如き矛盾撞着の態度を以て協調内閣の統一を謀らんとする抑も亦難しと謂ふべし。

思ふに彼等は消極政策の毒藥を包み甘言を以て吾等に強むんとしたるものにして、陰險の心情歴々として鏡を見るが如く、協調破壊の責任は當然彼等の負ふべきものなること彼等の自白に依りて、既に分明なるにあらずや然れども聯立内閣は、素と一時の權宜に屬す。吾黨は唯、時勢國情已むを得ざるが爲に姑らく隱忍して次善を取り、牛驥同槽の羣に倣ひたるに過ぎず。若し早晚決裂の時機ありとせば、國策を基礎とせる事業計畫に關し正に

堂々經綸の是非を闘はし、各々主張を明白にし、合すべくんば相合し分るべくんば相分るゝを以て政黨政治の眞面目なりと信じたりしに、狡猾なる彼等は、友黨握手の情義を棄つること弊履の如く、突如として、陰險なる毒殺的戰略を以て吾等に臨み、吾等の懷抱せる産業政策の前途を阻止遮斷する目的の下に、先づ税制整理案を提出して我黨の手足を緊縛せんと試み、其の策の成らざるに及んでや吾黨を誣うるに、協調破壊の責任者なりとし、挑戦の罪を吾黨に歸せんとす。其心術の陋劣唾棄するに餘りあり。今や協調既に破る。正邪曲直は一に公正なる國民の批判に待つあるのみ。吾黨は誠意正心最善の努力を盡して邦家當面の窮地を救はんが爲め吾黨の積極政策に據り、産業立國の大綱に基き、諸般施設の下に、天下萬衆の福利を増進するの一途に向つて邁進せんと欲す。

▲政府研究會と提携 單獨内閣となつた後の政府は曩に散々攻撃したる貴族院研究會と提携し、個人の資格と稱して水野直、井上匡四郎、溝口直亮、伊東二郎丸氏等を政務官に採用したのは世人を啞然たらしめた。(外務政務次官となれる矢吹男は公正會) その結果政務官に左の異動を見た。

海軍政務次官	子爵水野直
同 參與官	伯爵溝口直亮

司法政務次官	子爵井上 匡四郎
同 參與官	伊東 二郎丸
外務政務次官	男爵矢 吹 省 三
同 參與官	(留任) 永 井 柳 太 郎
商工政務次官	棚 瀬 軍 之 進
同 參與官	(留任) 野 村 嘉 六
農林政務次官	小 山 松 壽
同 參與官	高 田 耘 平
陸軍政務次官	本 田 恒 之
同 參與官	八 並 武 治
逓信政務次官	(留任) 頼 母 木 桂 吉
同 參與官	山 道 襄 一

其他の政務次官參與官元の如し。

▲議事堂焼失

九月十八日帝國議會議事堂火を發し兩院共に燒失全部烏有に歸す。依て直ちに再建の工を起し經營僅に三ヶ月にして工を竣へ、第五十一通常議會は新築議事堂に於て開いた。

▲政友會中央大會

北陸東海近畿を合した政友會中央大會は、十一月十四日大阪市中央公會堂に開催、出席者は田中總裁、犬養長老、各幹部地方代議士黨員無慮八千餘名、左の宣言決議を可決した。

宣 言

歐洲の形勢は漸く安定に近づき、列國は著しく其國力を恢復して、國際的競争は日に月に激甚ならんとす。豈に姑息退嬰に甘んずべきの秋ならんや。曩に政憲聯合内閣の成るや、吾人は當面要務の解決に急なりし爲め、敢て或は平素の主張を抑へ、以て交譲妥協の實を擧げたり。今や聯合は決裂して吾黨は更生せり。乃ち本來の主張たる積極進取の方針に立脚し、産業を興隆して國力を充實し、風致を振起して民心を作興し、内外の庶政を釐革して更始一新の實を擧げ、以て民生の向上と國運發展を圖らんと欲す。若し夫れ現内閣の施設に至りては、苟且偷安毫も將來の進展を策するなきのみならず、税制の法規未だ確定せず、國家必須的的確なる要求あるに非ずし

て、恣まゝに煙草の價格を引上げ、細民に増税を敢行せるが如き、其暴戾未だ嘗て聞かざる所なり。吾人は切に其暴舉を攻むると共に、今後國民と共に益その施設の監視を嚴にせんと欲す、敢て宣す。

決 議

- 一、貴族院に叩頭し財閥に阿諛し、解散を回避して普選の即行を阻止し、金權政治を行ふ現内閣の倒壊を期す。
- 一、商工の獎勵、貿易の振興等産業立國の方針を遂行して、國力の發展と國民生活の充實を期す。
- 一、列國と協調して世界の安寧に貢献すると共に、帝國特殊の位置に鑑みて、對支對露の關係を緊密にして、以て東洋平和の基礎を確立せんことを期す。
- 一、貴族院改革の徹底を期す。
- 一、移植民政策を確立して、大に國民の海外に發展せんことを期す。
- 一、行政の制度並に組織を改善して國家各機關の活動と能率の増進を期す。
- 一、税制を整理し惡税を撤廢し、負擔の輕減を計ると同時に自治の根柢を培養せんことを期す。
- 一、社會政策の實現に力を致し、民衆の幸福を増進せんことを期す。
- 一、現行制度を改正し教育法規を訂正して、議會の協賛に據らしめんことを期す。

- 一、學校教育の内容を改善すると同時に、社會教育と相待ちて國民智識の向上と人格の完成を期す。
 - 一、科學の應用に依る新兵器の補充、並に産業動員計畫を完成して國防の充實を期す。
 - 一、風教を振作し思想を啓發して國民精神の振興を期す。
- 次に田中總裁並に犬養氏の演説あつた。

田中總裁の演説

本日我が立憲政友會中央大會を當大阪市に開催し、親愛なる多數黨員諸君と相見えて、所懐の一端を開陳するは私の最も欣幸とする所であります。

一 國運隆替の分水嶺に立つ

諸君、今や我帝國は政治上、經濟上、思想上、最も重大なる時機に際會し、之が對策の適否は實に國運の隆替を決せんとするの分水嶺に立つて居るのであります。殊に經濟上に於きましては世界大戰に因る變態的景氣の反動頗る深刻なるが上に、大震災の不幸に遭遇して其創痍尙ほ癒えず。貿易は逆調を續け、爲替は低落して、金の輸出解禁も容易に決行する能はざるの情勢である。而して世界各國は何れも戦後の恢復、産業の發展に汲々と

して、國際的經濟競争は一層激甚を加へ來つたのであります。此の時に際し非常なる決心を以て産業振興の方途を確立するに非ずんば、邦家の前途、洵に容易ならざるものあることを思はねばなりません。是れ我黨が敢て産業立國を標榜して、國民の覺醒を促さんとする所以であります。

二 産業立國と關稅政策

産業立國は其の意義頗る廣汎であります。要は經濟政策は勿論、政治も、教育も、國防も、外交も、一に産業の振興を以て其の基調たらしめんことを期するのであります。固より苟且偷安、消極退嬰は産業の振興と拮抗相容れざるものである。公私の施設經營共に維新の宏謨に則り、積極進取の一途に出づるの外なしと信ずるのであります。海陸交通運輸機關は益々その整備を期せねばなりません。金融機關の整理充實、資金の潤澤、金利の低下は刻下の急務であります。物價の低廉は貿易發展の根本要件であります。結局物價の引下は大量生産、能率の増進、技術の洗練を以て、無二の捷徑なりと信ずるのであります。故に事業經營者に向つては此の捷徑の開拓に一層の努力を要望すると共に、更に其の根本たる科學的研究に關し、國家の施設に於ても、亦大に意を用ひなければならぬと考へます。教育に於ても、獨り實業教育のみならず、一般國民教育に關しても産業立國の見地より改善を要する所多々あるのであります。關稅政策も亦、産業の消長に重大なる關係を有することは言ふまで

もありません。今や産業は振興根本方策確立と共に、關稅の改正は焦眉の急に迫つて居るのであります。關稅改正の方針として原料品、生活必需品等は、勿論無稅若しくは低稅の方針を取るべきでありますけれども、國內に於て成立の見込確實なる物、殊に基礎工業に關する物に對しては、相當の保護關稅を制定して之が發展振興を圖らねばならぬと考へます。

三 支那關稅會議の折衝

尙ほ又國民の最も注意を要するのは、目下北京に於て、開催中の支那關稅會議であります。其の決定如何は日支兩國の經濟關係上甚大なる影響を及ぼすのである。故に我々は其の進行に向つて深甚の注意を拂ひ、切に帝國代表の折衝宜しきを制し、彼我共に其の慶に浴するの好結果を收めんことを祈つて止まざる次第であります。此の如き場合に於て、又々支那には兵亂勃發の不幸を見るに至つたのであります。其の根柢は頗る複雑なるものと見なければならぬ。従つて關稅會議の前途も如何に進展するが甚だ懸念に堪えません。私は諸君と共に東洋全局の爲め、一日も速に支那國民をして兵燹の慘禍より脱せしめんことを切望するものであります。

四 農村振興の方策

農村振興は現下の重要問題でありまして、獨り農村生活の安定、町村自治の發達上、喫緊なるのみならず、食

糧問題、原料問題の點より見るも、一日も忽諾に附すべからざる問題であります。農村振興の方策固より多々あるのですが、農家生産の増加、資金の充實、農産物及肥料價格の安定、販賣及購買組織の改善、並に耕地の擴張整理、水利の改良、自作農の創定維持等は、最も其の急務とする所であつて、我黨は是等の問題に不斷の努力を致して居るのであります。

五 勞働立法制定の方針

勞働問題の歸結も亦産業の消長に至重至大の關係を有するのであるが、我々は資本家と勞働者とは決して利害相反するものにあらず、却つて密接不可分にして共存共榮の關係を有するものと見てゐる。即ち資本家疲弊して勞働者獨り幸福なる能はず、勞働者沈淪して資本家獨り榮華を食する能はず。兩者相倚り相助けて始めて其の幸福を増進することが出来るものと信するのである。又國家は資本と勞働の間に輕重の別を設けてはならぬ。産業の振興、國運の發展上、二者何れも其の一を欠くことが出来ないのである。故に資本家も勞働者も共に此の關係を看取し、其の見地に立つて、互に其利益を増進し、國家社會に貢獻せんことを期すべきであり、勞働立法の如きも我々は此の方針に基いて制定したいと考へて居るのです。

六 税制整理は完璧を期す

諸君、税制の整理は我々多年の主張にして、昨年三派協調内閣に於ても、本問題を以つて主要政策の一に加へ其の調査に著手したのでありましたが、大藏當局の成案なるものは不幸にして我黨の主張と根本方針に於て相容れざるものがあり。之が爲めに協調内閣の決裂を見るに至つたことは諸君御承知の通りであります。憲政會の方針は國稅の整理を主として地方税を従とし、我が黨の主張は寧ろ地方税の整理に重きを置き、國稅の整理と相俟つて其完璧を期せんとするのであつて、第一此の點に於て所見を異にするのであります。

七 地租委讓の大精神

最近十年間に於ける租稅收入膨脹の實況を見るに、國稅よりも地方税に於て甚しきものがあります。即ち地方税の總額は將に國稅の壘を摩せんとするの勢を示して居る。従つて近年の負擔過重の訴は、國稅よりも主として地方税であることを思はねばならぬ。殊に爲政家の最も注意を拂はねばならぬことは、地方税の膨脹と共に其の負擔は頗る不公正且つ非社會政策的の弊に陥り、更に自治團體の根柢を破壊せしめんとするの趨勢を生じて居る事である。吾々は是等の實情を目撃して國家將來の爲めに深く憂慮すると共に、財政上、地方自治團體の基礎を強固にして、其の健全なる發達を促進し、中央集權の弊風を打破せんことを企圖するが故に、殊に地方税の整理を重視するのであります。而して地方税を整理するには、獨力の財源を地方に附與することが第一要件であつて

其の税種として地租を選び次で營業税に及ばんとするのであります。

八 社會政策的税制の確立

地租を地方に委譲すれば、土地に對する現在の負擔を軽減すると同時に、無産階級も共に負擔せる戸數割家屋税等に對しても多大の軽減を加へることが出來、此に於て始めて社會政策的税制を確立し、且つ自治團體の基礎を強固にするの結果を見るのである。政府案の如く土地所有者のみ特に負擔を軽減し、無産者をして其の恩典に浴せしめざる税制の整理は如何にしても諒解に苦しむのであります。

九 普通選挙法の精神徹底

諸君、普通選挙法は既に發布せられ、次の總選挙より之が實施を見るのであります。新選挙法の運用如何は政治上、社會上、思想上、深甚なる意義を有するのであつて、被選挙人も選挙人も、共に其の責任の頗る重且つ大なることを自覺せねばなりません。普通選挙の實施に對して其の結果を危惧する者は少くないのであります。其の危惧をして一片の杞憂に終らしむることは、實に吾々の双肩に懸れる義務であります。諸君は遍く新選挙法を徹底せしむると共に、益々我黨の主義本領を發揮して、深く言論を慎み、至誠事に任じ、能く我が政策を宣傳して、國民の諒解を得るに十分努力を致されんことを切望します。

犬養毅氏の演説

只今總裁が述べられた通り、政友會の newly 掲げた政綱は要するに政治を民衆化することである。更に之を個條にして擧ぐれば産業立國、國防民衆化、地方分權である。從來政治は力を唯一の信條とし、此力を用ふるためには手段を選ばなかつた。即ち之が政治を今日の如く墮落せしめた原因である。斯る封建的因襲に囚はれずして革新に努めるといふのが總裁の意見で、私は之に敬意を拂つて更生の政友會に参加したのである。

此の囚はれた因縁の殻を破り『政治は正義である、正義に立脚せざる政治は政治でない』といふ所から生れたのが政友會の新政綱であるが、之を前提として論ずれば、先づ我黨の大旗たる産業立國に労働問題、社會政策が加味せられなくては充分なものでない。分配の問題を加味して考慮しなくてはならない。

分配を勞資の両者が相争ふ前に、吾々は國全體の利益を考へなくてはならぬ、之が産業立國の根本精神である憲政會であらうが或は他の如何なる團體であらうが、此の主張を以て立つものは總て之れを援けるといふのが、今度特に生れた政友會の立場である。

之まで政黨は皆過去に於て爲し來つた歴史を見るの習ひであつたが、自分は現在並に將來に於て吾黨の執る處

の政策主張につき皆様の御批評を仰ぎたいのである。

▲政本提携覺書 政本提携問題は、大正十三年末第五十議會開會に先ち、鐵道計畫問題並に義務教育費問題に關して政憲二派の意見衝突を來せし當時既に世人の注意を惹き、大木遠吉伯の斡旋で提携促進運動行はれたけれども意見の一致を見るに至らなかつた。引續き提携要望者たる大木、山梨、水野、鈴木の四人組なるもの兩派の間に斡旋奔走する所あり。既にして政憲兩派衝突となり加藤單獨内閣の出現するに及び、七月三十日帝國ホテルに於て開きたる政本同志懇親會を導火線として政本提携運動其歩を進め、八月四日後藤新平子の斡旋により田中政友、床次本黨總裁會見し意見交換の結果左の覺書を作成した。

覺書

- 一、政治の公明を期する事。
 - 一、提携は中央に於てする事。
 - 一、提携は在野黨の立場にあつて將來個々の問題に付其時に協定する事。
- 提携條件は局限されたものではあつたが、表面に於ては兎に角兩總裁とも誠心誠意を以つ

て其實現に努力することになつた。

斯くて第五十一議會を眼前控へた政治期節に入つてから、本黨内部から政本合同の運動が始まり、同黨幹部は十二月五日左のやうな他黨關係を聲明した。

- 一、政友會との提携は八月の申合に基く。
- 一、議會中は總裁に於て政友會との交渉委員を指名する事。
- 一、衆議院常任委員長の事は追て定む。
- 一、憲政會との提携は考慮せず。

此聲明が眞に本黨の意思であつたならば、來るべき議會に於ては在野黨能く政府與黨を屠ることが出來たのである。然るに政本提携に脅威を感じる政府は頻りに本黨の誘惑を計畫し若槻内相は使命を帯びて床次總裁と會見した。その結果本黨は遂に白紙主義を以て議會に臨むべく餘儀せられた。

▲本黨の分裂 十二月廿四日政本兩黨幹事長會見し、議會に於る常任委員長選舉に付き協議したが、本黨より豫算委員長及稅制委員長の選出を強要した爲め協議は決裂となつた。

廿九日政本提携決裂し憲本握手の形勢に轉回したのを憤慨し、中橋徳五郎氏外廿五名は政友本黨を脱し同交會を組織した。その顔觸左の如し。

吉植庄一郎、原惣兵衛、鳩山一郎、廣岡宇一郎、上基安太郎、土屋興、加藤録五郎、井口延次郎、伊阪秀五郎、志村清右衛門、海原清平、川口義久、安保庸三、向井倭雄、牧野良三、石坂豊一、石原正太郎、吉木陽、倉元要一、井上孝哉、米原於菟男、井上虎治、吉村伊助、木下謙次郎、工藤十三雄、島木信二。

▲支那の動亂 大正十三年九月以降支那中部に動亂起り、一轉して奉天直隸兩軍の抗争となり、吳佩孚の軍隊が將に山海關を越へて特殊地域たる滿洲に侵入せんとしたが、幸ひに動亂已むこと早く我利權を傷くるに至らなかつたが、十四年十月動亂再發し、張作霖の部下たりし郭松齡は張に叛き、名もなき師を起して山海關を越へて滿洲に侵入せんとし、前年と同じやうな状態に陥つた。而して其背後に勞農露國の手の延びて居ることも分り、滿洲が兵火の巷となり平和擾亂さるゝ事あらば由々しき大事なりとし、政友會は十一月卅日臨時幹部會を開て、左の申合をなし之を發表した。

申 合

一、滿洲は我國と特殊關係を有する地域に屬する事は、當時の聲明に依りて中外に明らかなる所なり。然るに今や支那内亂の紛糾は將に滿洲を兵亂の巷に化せんとするの情勢を誘致しつゝあり。吾人は我國從來の方針に則り、斷じて滿洲をして兵火の地たらしむる能はず。依て此際進んで政府を督勵し、且つ國民の輿論を喚起し、以て滿洲に於る帝國の特殊的地位を支持確保するの手段を講ずることを期す。

二、勞農政府と支那内亂との關係に付ては、速に調査を遂げ、その成行如何によりては機宜の處置を誤らざらしめんことを期す。

其後支那の情勢殊に滿洲の形勢愈々重大となつたので、政友會では黨派を超越して帝國の措置を過らしめざらん爲に、十二月八日更に緊急幹部會を開き種々意見を交換協議した末、左の聲明書を發表し、此主旨を以て政府に警告することに決した。

聲 明 書

滿蒙の治亂は帝國の安危に關し、東洋平和の依て分るゝ所なり。故に吾人は曩に帝國の特殊地位を支持確保すべき手段を講ずべき旨を聲明したり。然るに今や戰禍をして滿洲に派及するに至らしめたるは、誠に遺憾に堪へ

ざる所なり。苟くも滿蒙の地域に對して濫りに兵力を動かし、平和を擾亂するが如きは、帝國の特殊地位を危殆に陥れ、果を朝鮮統治の根本に及ぼし、且つ東洋平和の基礎を動搖せしむるに至らんことを恐る。

政府は須らく帝國の將來に鑑み速かに機宜の處置を執り、以て禍根を貽さざらんことを期すべし。

而して翌九日武藤、山本、秋田三總務は加藤首相を官邸に訪問して本事件に關する政府の對策を質し、政友會の聲明書を説明して意見を交換したが、其間根本に於て意見の相違があつた。即ち政友會側は滿蒙の特殊地位は日露戰爭以來引續き國家の運命を賭し、甚大の犠牲を拂て打立てられた政治上經濟上國防上の重要な地位であるとすに反し、首相は滿蒙の特殊利益は殆んど認めない口ぶりであり、東三省については單に經濟的利益といふよりは、滿鐵沿線の守備邦人の生命財産といふ如く、極めて狭く且つ軽く見てゐるので、從て特殊地位を守るべき措置についても全く意見の相違を來たし、首相は滿鐵沿線の守備邦人の生命財産の安全を目標とし、それには現在滿洲にある守備隊及駐屯軍で十分であり、萬一足らぬ場合には朝鮮師團から増派するが、今次の事態は帝國に危害を及ぼす事はないとの意見で、要するに政友會の見解とは多大の相違ありと認められた。

然るに其後郭松齡は營口に侵入して張作霖軍と衝突し、滿洲を戰禍に罹らしめた。そこで政府も遂に初の方針を放棄して出兵するに至つたが、政府の出兵は既に機宜の處置を誤まつて居るのみならず、軍司令官の聲明なるものは、唯に滿洲に於る鐵道沿線守備と在留邦人の生命財産を保護する程度で、我國の滿洲に於ける特殊地位を支持確保する點に關して徹底を欠いてゐる。而も郭松齡軍の營口占領に對して我軍が之を默認したるが如き政府の大失態と云ふべきである。營口は我條約上の所謂三十キロメートル以内に屬する地域で、帝國政府として當然の權利として他國の軍隊を侵入せしむべきものでない。然るに之れを默認するの已むなきに至つたのは我國の權利を蹂躪されたものと認めらる。我黨は之に對し、適當の意思表示をなすか、若くは政府に對し適當の警告を與ふべきであるとの意見出たが、十七日の緊急幹部會に於て之を熟議し、その結果既に政友會としては政府に對し警告をなしたことがあるから、此上警告をなすの必要はあるまい、只我黨の取るべき態度をより鮮明にして一種の警告としたが善いといふことになり、左の申合せを可決した。

申 合

對支問題につき我黨は前後二回に亘りて聲明書を發表し、且つ政府當局に警告する所あり。爾來國論概ね一致し政府も亦最近顧る所あり、聊か我黨の主張に順應せる如くなるも、元來我黨の見る所は滿蒙特殊地域に於る我權利利益は極めて廣大なるものにして、此點は内外等しく承認する所なるに拘らず、政府は一定の見解を有せず、根本方針確立せざる結果、延いて事毎に機宜の措置を誤まり、帝國の地歩を失墜せしめんとするに至れり。而も我黨は更に政府に警告するの要を認めず、此上は具さに時局の推移を注視し、適切且つ必要なる措置を講じ禍根を將來に貽さざるべし。

第三章 第五十一議會

第五十一議會は大正十四年十二月廿五日を以て召集せられ、廿六日開院式舉行、翌年一月二十日迄休會、廿一日再開せること例の如し。

▲本會定時大會 政友會定時大會は議會再開の前二日一月十九日、本部の大會議室に開かれ、總裁幹部所屬貴衆兩院議員地方代議員黨員等無慮千餘名に上り、田中總裁の左の演説があつた。

田中總裁の演説

諸君、茲に第五十一議會の開かる、劈頭に當り、本日此の大會に於て、諸君の前に卑見を陳述いたすことは甚だ欣幸とすると同時に、亦非常に重大なる責任を感ずるのであります。今期議會は内外政局の上より觀て又政黨分野の形勢より觀て實に重大なる議會と考へる。我黨は純野黨として、最も意義ある任務を負ふて居るのであります。此大切なる時に於て一步を誤らず、國政の前途に如何なる憂を貽さんか、延て以て明治以來一貫せる我が

國是國策の運行に如何なる障礙を及ぼさんかと、甚だ懸念に堪へぬのであります。偏に議員諸君の機宜に適せる奮闘の力に待つと共に、院外の諸君も此際不斷の注意を怠らず、内外心を一にして我黨の主張を達成するに御努力あらんことを希望いたします。

諸君、御承知の如く、私は昨年来しばし全国各地を歴巡し、我黨の主義政策を據べて天下の共鳴を求めましたが、到る處豫期以上の成績を得て、我黨の精神は遺憾なく國民に徹底し、反對せんが爲めに反對を試むる一部の論者さへ聲を收め影を潜むるに至つたことは、國家の爲め喜びに堪へぬ次第であります。思ふに國民の多數は萎靡退嬰の政治には飽き果て、居る、もつと／＼活き／＼した明るい世の中を渴望してゐるのであります。有體に申せば、今日の現状は國民生活は安定を欠き、經濟産業は依然として不振の域を脱しません。固より消極退嬰を事とする現内閣施設の下に、此の政弊の生ずることは當然の歸結であります。

先づ對外關係に就て見るに、我が國利國權が將に蹂躪せらるゝ間際に至るまで、何等の對策がなかつたとしたならば、此内閣は上聖明に對し奉り、下國民に對して如何の責任を負ふべきでありませうか。是は申すまでもなく、最近支那に起つた大動亂が我が滿蒙の特殊權益を侵害したる際に於て、現内閣に一定の方針なく、無爲無策なりしに對する私の觀察であります。固より他國の内政不干涉には毫も異議はありませぬが、滿蒙に於ける我が

優越の地歩は、どこ迄も之を保持することに全力を盡すの覺悟がなくてはなりません。滿蒙は政治上、經濟上、國防上に於て、我國が特別の地位に在ることは、世界の齊しく認むる確定不動の事實であります。かるが故に、政府は一昨年滿蒙動亂の虞ある場合に於ては、國論に伴ふところの聲明を公にしたのである。即ち滿蒙の治亂は、實に帝國の康寧に關すとまで申したのである。然るに最近の事變に際しては、同一地域内に於ける同一の事態に處して、徒らに躊躇逡巡、袖手傍觀の態度を取りたるのみならず、動もすれば、此の特殊地位を藐視し、終に滿蒙を禍亂の巷と化せしむるに至りましたるは、何たることでありませうか。此の前後矛盾の舉措は果して何れを妥當とするのであるか。私は内政不干涉と我が國權擁護の問題とは、全然別個のものであると確信いたすのである。當然の國權擁護にまで消極主義を應用されましては、終に此の國を如何にするのでありまするか、此點に就ては、國家將來の爲め深く當局者に問ひたいのである。亦考慮を促したいのである。場合に依つては大いに迫つても見たいと思ふのであります。然しながら此は實に國家の大事であつて、無論言ふまでもないことでありまするが、餘程慎重な態度を執て、如何にも誠心を盡して之に従事せられんことを希望いたします。

更を眼を轉じて歐米列強の形勢を見、之を我國狀に照せば戒心を要することが多々あります。世界大戰の餘弊は未だ全く拭ひ去らざるも、各國齊しく恢復を急いで、國勢の擴張に汲々として居ります。此の國際競争の間に

立つて、我が國が優勝者たらんことは實に容易の業にあらずと信じます。國力枯渇して産業衰退し、國民の元氣消耗して、自衛自立の志を失ふ時は、國家存立の根本を維持することすら、頗る難しと云はねばなりません。

抑も國家の興廢が國民元氣の消長に伴ふことは、今更述ぶるの必要はない、維新以來我が國運が隆々として振興したのは、國民の元氣旺盛にして、協力一致眞剣に奮闘努力した賜であります。然るに近來の狀態を見ますと何だか疲勞倦怠の色が一般國民の面上に漂つてゐはせぬかと疑はれるのであります。往年に比べると、確かに精神が萎靡に傾き元氣が澁澁を欠いて居るやうに見受けらるゝのであります。私は國家民族の將來に稽へ、實に由々敷問題として輕々に看過することが出来ません。速かに病弊の由つて來る所を窮めて、元氣振興の道を講じたと思ふのであります。國民精神頹廢の結果は、共同動作の觀念を失ひ、個人及び一部階級の利益を謀ることにのみ汲々として、國家社會の幸福を無視するに至るのであります。而して此の憂ふべく恐るべき傾向の暗流が脚下に迫るを知らず、爲政者が尙且つ平然として消極退嬰の政策を墨守し、姑息の態度を取つて居ることは、誠に遺憾に堪へません。私の見る所に依れば、我が國民は今も昔も變らぬ健全なる國民であつて、今日は個人的にも國家的にも進取的事業に渴してゐるが、消極政策に拘束せられて、徒らに腕を拱ぬいてゐるといふ狀態であります。産業衰退して意氣沮喪するも無理が無いと思ふ、消極政策を一日長く續ければ、國民の苦痛は一日毎に其の

深さを増すのである。國民の頭上を壓迫するの陰慘なる政治を排して和氣洋々たる光明の生活を與へ、雄大なる氣魄を鼓舞して、國運進展の大業に向はしむるには、茲に新たなる局面を開拓して、新時代に處する新政策を行ふより外に道がないのであります。

諸君、我黨はこの方針に基き産業立國の大主義に則つて、積極的に大いに爲す所あらんとするのである。即ち内外の諸政を釐革更新し、綱紀を張り人心を正しくし、民生の充實と國力の進展を期するが我黨の本領であります。對外政策もこれに基き、經濟産業の興隆も、文教の振刷、國防の施設も、皆此の趣旨に基くところの我黨の政策に依りて達成せらるゝものと、固く信じて疑はぬのであります。乃ち我黨は今議會に於て、税制の根本的革新は勿論、未了の行政整理を圖り、中央集權の弊を破りて地方自治の發達を期し、更に經濟國策を樹立すると共に農村振興、教育改善、社會政策、勞働立法等重要問題に對し總て既定方針に従つて、勇往邁進以て之が貫徹を期せんとするのであります。是れ實に國民の期待に副ふ所以であると確信いたします。

翻て政府の豫算綱要を一見するに、依然整理緊縮の方針を持続すると稱しながら、是れと申す程の施設なきにも拘らず、徒らに尨大なる豫算を編成して、既に消極政策の破綻を曝露して居ります。就中税制整理に至つては誠に姑息なるのみならず、根本に於て本末を顛倒し、我黨の所見とは氷炭相容れざるものがあります。地租委讓

を中心とする我黨の税制案は、實に根本的の革正であつて、地租委譲は之に由つて課税の公平、國民負擔の輕減を期するは勿論、地方自治體に獨立の財源を興へ、以て其の確立發達を期するものであります。併せて營業稅全廢の主義を確定したる我黨の主張は、どこ迄も之を貫かねばなりません。殊に此問題は我黨が政府及び憲政會と手を分ちたる主要の事柄でもあります。特に議員諸君の御奮闘を希望いたします。

要するに、前にも申述べたるが如く、今議會は内外重要な問題が山積して居りますから、議員諸君の苦戦は尋常でないと思ひます。従つて非常の御覺悟を願はねばなりません。勢の趨く所、政局が如何に變轉するか、是れまた豫め測ることが出来ませんが、普選實施の時に於て、初めて眞の國民政治が布かれるのでありますから、我黨の前途は益々多望であります。何んとなれば國民多年の要望たる政黨内閣制を確立し、政權推移の基準を定めたることも、又選舉權の擴張、即ち普選法を成立せしめて、憲政本來の面目を正したることも、共に一昨年以來我黨が非常なる決意と努力を致したる結果に外ならぬことは、世上一般の是認する處でありますから、此憲政運用の正しき基礎の上に、國家國民を本位とする我黨の新政策が、燦然たる光輝を放ち其威力を加ふることは自明の理であります。

謹んで諸君の御健闘を祈ります。

▲定時大會の宣言 政友會定時大會に於る宣言左の如し。

宣 言

我帝國は重大なる時局に直面して國運消長の岐路に立てり。外は支那の動亂益々紛糾して東亞の大局動もすれば搖撼し、内は稅政百出して人心頗る安定を欠く。刻下の要務は盛んに經綸を布いて國民の元氣を振作し、撥亂反正の實を擧ぐるより急なるはなし。今や我黨は純乎たる野黨として國民の負託を擔ひ、立憲の精神を格守して積極進取の所信を敢行せんとす。産業を開發して立國の大策を經濟的基礎に置き、中央集權の弊を打破して地方自治の發達を促し、國防を國民化して其能率の増進を圖る。此等の諸政策は凡て時勢の進運に伴ふて國利民福に忠ならんとする我黨根本精神の發露に外ならず。

第二次加藤内閣は口に庶政の一新を高鳴するも更に其氣魄なく、苟安彌縫と事とする外、經綸施設の見るべきものなし。殊に現内閣が唯一、無二の政策とする稅制整理案は、不備不徹底を極め、更に滿蒙の對策に於て無定見無經綸を暴講す。退嬰姑息に膠着して國運の進展を妨ぐるものは之を斥けざる可らず。國民は既に現内閣の治政に飽きたり。宜しく積極進取の政策を行ひ、外は帝國の自主的地歩を鞏うし、内は國民生活の充實向上を期す

べし。若し夫れ我黨の主張に至ては既に多數國民の共鳴を得て四方響應す。常に正々堂々の態度を持して獨自邁往すべきのみ。敢て宣す。

▲院内役員 第五十一議會に於る政友會院内役員左の如く決定した。

院内總務 山本悌二郎、三土忠造、大口嘉六、堀切善兵衛。

院内幹事 岡田伊太郎、高草美代藏、青木精一、森盛昶、西方利馬、坂井大輔、青山憲三、

高井商二、和田寅之助、杉宜陳。

▲院外團大會 政友會院外團大會は一月十八日日本部に開會、出席者二千餘名にて左の宣言決議を可決した。

宣 言

今や國家内外の事態極めて重大にして、庶政の刷新恢弘を要するの時、現内閣の舉措は毫も政治の肯綮に中らず。徒らに消極退嬰の主義を墨守して以て一日の安を偷み、經濟産業は其衰退に委し世道人心は其荒廢に任ず。額手して慶ぶものは一部の富豪にして、蒼生怨嗟の聲は山河に滿つ。對外の政策は常に機宜を失して侮を禦ぐの

道を知らず、隣邦の禍亂動もすれば我が特殊の地歩を蹂躪するに至るも、尙且諸阻逡巡して袖手傍觀の態度を執りたるの如き、國威を失墜するの罪斷して容す可らず。若しそれ今期議會に提出せんとする豫算及稅制諸案に至りては、鹵莽杜撰一として政策の見るべきものなく、而も陰かに款を他黨に通じて當面を彌縫し、以て其通過を謀らんとす。政黨内閣の責任を辨せずして徒に政權に戀々たるの陋態誰か唾棄せざらんや。此の如き内閣を存在せしむるは國家の不利之れより甚しきはなく、寔に國民の堪ゆる所に非ず、宜しく速に姑息無能の現内閣を倒壊し新時代に處する新政策を施行して、國家を磐石の安きに置き、國民を懸倒の急に濟はざる可らず。吾人は一致結束勇往邁進奮て力を此に致すべし、敢て宣す。

決 議

- 一、現内閣に依りて擾亂せられたる滿蒙の優越權を確保して、國是の遂行を期す。
- 一、産業立國主義に則り、我黨政策の實現を期す。
- 一、地租及營業稅を地方に委讓し、以て自治體の活動と農村の振興とに資せんことを期す。
- 一、普通選舉の即時斷行と、貴族院改革の徹底を期す。

▲新顧問協議員長 政友會では一月十九日田中總裁から特に藤田主計、小泉策太郎兩氏

を顧問として指名發表せられ、尙ほ協議員會長として齋藤珪次氏指名發表された。

▲政務調査會役員 政友會政務調査會新役員は、十二月廿八日田中總裁から左の如く指名發表せられた。

會 長	西村 丹次郎
副 會 長	宮崎 三之介
同	岡田 豊吉
理事	松岡俊三 星嶋二郎 加藤知正
	杉 宜 陳 古田英榮 有馬頼寧
第一部(司法文部)部長	黒 住 成 章
第二部(外務)部長	植 原 悅 二 郎
第三部(内務)部長	安 藤 正 純
第四部(大藏内閣)部長	松 實 喜 代 太
第五部(陸海軍)部長	三 善 清 之

第六部(農林商工)部長 木村 政次郎

第七部(通信鐵道)部長 西 澤 定 吉

第八部(拓殖)部長 兒 玉 右 二

▲各政派の勢力及方針

前期議會以來の各政派の情勢を察するに、憲政會は前議會に於て百五十九名であつたものが此期議會に於て百六十五名となり、辛じて第一黨たる位地を占め得たるも、過半数の勢力に達しなかつた。政友會は前期議會に於て百七名であつたものが此期議會の初めには百三十六名となり、其後更に増して百六十一名となつた(中橋氏等同交會員の政友會に入黨したるため)、本黨は前期議會に於て百十四名であつたものが此期議會に於て二十八名を減じ八十七名となつた。又政友會に合併した革新、中正兩俱樂部員中政友會に赴くを欲せざるものが、少数を以て新正俱樂部なるものを組織し、之れが廿六名あつた斯く政友、憲政共に勢力匹敵し過半数の勢力を占むること出来ないものであるから、政友本黨の向背は議會の死命を制するに足るものがあつた。そこで憲政會内閣は本黨と妥協して議會切抜けた努力することゝなつたのである。各政派の此期議會に於る勢力左の如し。

	前議會閉會當時	比較増減
政友會	一〇七	増 五四
憲政會	一五九	増 六
政友本黨	一一四	減 二七
新正俱樂部	二六	...
實業同志會	九	増 一
無所屬	一六	増 五
計	四六四	

尙此期議會に臨むに方り、政友會以外各派の豫め定めたる方針を示せば左の如し。

憲政會 憲政會は一月十九日を以て大會を開き左の宣言を可決した。

宣言

第五十一帝國議會に臨むに當り我黨の態度を明らかにし以て天下に宣す。
 昨夏友黨と手を斷てるは我黨の誠に遺憾とする所なり、我黨總裁は再び大命を拜して第二次加藤内閣を組織するや、國家の隆替、民心の休戚一に我黨の双肩に懸り

我黨の責任一段の重きを加ふ。我黨は更に發奮勵精し、上聖明に答へ下國民の輿望に負かざらんことを期す。普通選舉斷行、行政財政の整理、綱紀の肅正は我黨の多年天下に標榜せし所なり。我黨は堅忍努力克く大勢を利導して之を第五十議會に實現するを得たりと雖も、更に此精神を擴充して諸般の施設を進むるは實に今後の急務に屬す。

税制を整理し負擔の均衡を計るは則下の最要條件なり。我黨は重きを社會政策に置き、て生活の安定を圖ると共に、財界の振興を慮り適當の改善を税制の上に施し、更に此の趣旨を地方税の整理に及ぼし、義務教育國庫負擔金増額と相依つて自治體の發達に資せんとす。財政を緊縮して財界の回復を圖るは我黨の宿志たり、過去に於る經濟政策と震災の餘映とは甚しく我財政を累せりと雖も、現内閣の政策は漸く其の効果を顯はし、貿易は順潮に向ひ對外爲替は回復の途につき、財界技に一道の光明を見るに至れり。我黨は一層奮勵更に財界の根幹に培ひ、以て交通機關其他國家に必要な事業を促進するの時機を招來せんことを期す。

産業の獎勵、貿易の増進、農村の振興、教育の改善、思想の善導及び社會問題に

關する諸般の施設は、財政の接排と相待ちて一日も其實現を怠る可らず。就中關稅の改正は目下の急務に屬す。依て以て國產の獎勵を圖ると共に、國民生活の安定に資せんとす。

事務を簡捷にし能率を増進するは政治の要諦たり。我黨は行政機關の改善を圖ると共に、文官任用令を改正して賢才の通路を開き、以て政務の運用を敏活ならしめんとす。

食糧の充實を圖り移植民の發達を促すは國民生存の要義に屬す、我黨は農政を伸張すると共に行政機關を統一し殖民政策を確立せんとす。

勞働者の生活を改善して其地位を向上せしむるは我黨多年の主張なり。我黨は勞働者の合理的要求を尊重し、その福利を増進せしむると共に、社會の安寧を保持せんとす。日露國交の恢復は幾多の懸案を解決して茲に經濟共通の端緒を開けり。是れ兩國國民の福祉にして世界の慶事たり。若し夫れ支那に對しては常に善隣の友誼を盡し、現に關稅會議と治外法權問題とに於ては卒先以て同情と誠意を披瀝したり、偶々動亂の勃發に會ふも、終始一貫不干渉主義を以て之に臨み、傍ら機宜の處置を

講じて、克く我國の權益と同胞の安全を擁護したるは、眞に我黨の主張を實現したるものなり。今や我黨は政界の中堅にして國民の期待一に我黨に集る。我黨は勇往邁進以て天下の信頼に副はんことを誓ふ。

政友本黨

政友本黨も一月十九日大會を開て、左の宣言を可決した。

宣 言

政黨聯立内閣は、政權の執着に基因する不合理なる時態にして、國政變理の所以にあらざること、我黨の切論したる所なりしも、昨夏果然之が脱離を來たせしは固より當然の歸結なりとするも、其結果兩黨手を翻して吳越相對するの狀勢を馴致し、政争頓に苛烈ならんとす。乃ち此間に處して、純乎として國家と民衆の慶福を專念し、克く政局の公正を支持し、國務を接排するの重責は、一に懸りて我黨の双肩に在り。第五十一議會に面して、我黨の進退舉措は正さに舉國凝視の焦點となりて負荷實に容易ならず、益々無私宏懷以て能く此大任に膺らざるべからず。惟ふに行政財政の整理緊縮を斷行し、稅制を改革し、國民負擔の均衡を圖り、併せて地方

財政を緩和し、大に自治の妙諦を發揚せしめ、以て地方の産業を振興し、文化を向上せしむるの急務なるは各黨等しく之を提唱する所にして、現内閣亦意見を同ふするが如きも、其措置姑息にして輿望を充たすに足らず。殊に財政緊縮の方途其宜しきに過せず、徒らに消極の主義に囚はれ、産業振興國民生活安定の基礎的事業を阻碍して、人心を萎靡せしむるの餘弊を顧みざるは、我黨の與せざる所なり。更に思想を善導し、國民精神の作興を圖るが爲に、用意到らざる所多きは、洵に深憂に堪へずとす。物價調節の如きは、今に至るも施設一の見るべきなく、行政振はず綱紀は弛緩し、黨弊日に助長せんとす。此等の事項は現内閣、其與黨の多年匡正を絶叫したる所なるに、其實行を缺く。此の如きは其の言實を完ふせざるものと言はざる可らず。

我黨の主要政策は、既に其要綱を世に公にしたり。就中當面急施を旨とする自作農免租、義務教育費國庫負擔の増額の如きは、明白に國民多數の眞摯なる要求に合致するのみならず、其の效果の必ずや顯著なるを確信し極力之が貫徹を期せんとす。教育の現況は餘弊屢々指摘すべきものあるを以て、今に於て大に其方針を改め、一

層徳育を進め世務に通ぜしめ、優秀なる國民性の涵養を圖るの要、極めて急なるを認む、勞資問題、亦帝國産業の實狀と、勞資共存共榮の必要に鑑み、慎重考究する所あらんとす。外交の事に至りては、世界平和に資する目的に於て、東洋政策を確立せんとするは、即ち我黨の宿論にして、近時隣邦の狀勢に鑑み、益々其の喫緊するを認め大に力を此に致さんとす。若夫れ議會に於ける、各種委員長の配屬、議事進行に關する論議の如きは、深く問題とするに足らず、黨弊打破は素と我黨の一大使命にして、即ち我黨は一意公正眞摯なる議事の進捗を望み、復た何等の異圖を挿まず、此種の問題に依り世間或は憲本提携を猜し、或は政本連衡を疑ふ者あるは、皆之れ近時政争の弊習に迷眩せる僻見に外ならずして、我黨は之が爲め、寸毫も其本然に影響する所あることなし。茲に第五十一議會に臨むに際し、我黨の所信を明かにして普く天下に宣す。

決 議

- 一、國體の精華を發揚し、剛健眞摯の美風を涵養し、大に國民精神の作興を期す。
- 一、外交を一新し、特に東洋政策を確立遂行せんことを期す。

- 一、税制を改革し、負擔の均衡を圖り、自作農の地租全免を期す。
- 一、義務教育費國庫負擔の増額を期す。
- 一、文官任用令を改正し、人材登用の實を擧げんことを期す。
- 一、綱紀を肅正し、政界の廓清を期す。
- 一、地方自治權を擴張せんことを期す。
- 一、教育の機會均等を圖り、併せて青少年團の發達と、補習教育の普及を期す。
- 一、農漁村振興の策を急施し、大に力を自作農の維持創定に注がんことを期す。
- 一、鐵道港灣道路等交通機關、並に治水の完成を期す。
- 一、勞働問題、其他重要社會政策を解決し、勞資の關係を諧和し、産業の健全なる發展を期す。
- 一、移植民政政策を確立し、之が速進を期す。

▲施政方針演説 大正十五年一月廿一日の休會明け議會に於て加藤首相の施政方針演説

並に濱口藏相の財政演説、幣原外相の外交演説があつた。即ち左の如し。

加藤首相の演説

諸君、昨年八月不肖更めて内閣を組織することの天命を拜しまして、茲に第五十一回帝國議會の開會に當り、重ねて政府所見の概要を陳述致しますことは、私の洵に光榮とする所でございます。我國と締盟各國との交際の愈親密に赴いて居りまする、其事柄は、世界平和の確保として、又人類の福祉増進の爲に最も喜ばしく思ふ所であります。顧みれば、昨年一月日露の兩國の間に國交回復に關する基礎條約が成立致しまして、兩國の間に存在する幾多の懸案を解決すべき基礎が定まつたのであります。其後昨年十二月初に當りまして、該條約に基きまして、北樺太に於ける石油、石炭に關する利權の契約が、當業者と露國官憲との間に滞りなく締結せられました。此事は日露國交上竝に兩國の經濟的發展の爲に洵に悦ばしいこと存する次第であります。次に隣邦支那の關稅改正に就きましては、帝國政府は善隣の交誼を以て、對支政策の根本方針とすることに鑑みまして、關稅自主權恢復の支那の希望に對しては、直に主義上是が承認を爲すに吝ならざる旨を聲明致しましたが、是は聽て其内政の改善を援助する爲であり、亦其産業の發展を要望する爲めであるのであります。其他有ゆる點に於て及ぶ限り同情的態度を持して支那の要求に對し、而して列國と協調を保ちつゝ我が對支貿易の擁護に違算なきを期す

る覺悟であります。尙支那に於ける治外法權撤去に付きましても、主義として異論のあるべきではありません。唯々其此に至る迄に支那の行ふべき諸般の完成が必要であると云ふことは論を俟たないのであります。昨年十月以來支那に於て又動亂再發し、我邦朝野をして在支那人の安危に關し憂慮の念を懐かしめたのであります。政府は徹頭徹尾内政不干渉の主義を嚴守すると共に、支那に於る帝國の權利利益の保全に付きましては、百方正當なる手段を盡したのであります。其後戰禍は滿蒙地方にも波及致し、此方面に於て帝國の有する最も重大なる權利利益を脅かすの虞あるに及びましたから、帝國としては是が擁護の爲に必要な手段を講ぜざるを得ざるに至つたのであります。是より先き我が滿洲駐劄師團の兵は除隊歸休の者のあつた爲に半減せられて居りましたから、之を以て致しては、十分に警備の任を全うすることの出来ない心配がありましたから、應急の措置として朝鮮及内地より略ぼ除隊兵を補充するに足るだけの兵員を派遣したのであります。然るに其後幾何もなく動亂の鎮靜を見ましたから、今や右派遣兵は全部歸還せしめたのであります。要するに帝國政府の支那に於ける政策竝に行動は、全然公明正大を旨とするものでありまして、此趣旨は結局支那の何れの方面に於きましても、能く諒解せらるゝに至るべきことを信ずるのであります。

衆議院議員選舉權は既に大に擴張せられ、所謂普通選舉の制が布かれましたに付きましては、地方制度に於ける議員選舉も亦同じく之を擴張するの適當なるを認めまして、政府は之に關する諸般の法律案を提出する積りであります。而して同時に益自治能力を發揮せしむる趣旨を以て、自治體に對する監督の整理を併せ行ひたいと思ふのであります。蓋し斯の如くして國民の政治上享有すべき權利は、今日の時勢に於て完きを致すものと思へるのであります。斯く國民參政の權利は既に大に擴張せられ、其地方自治に參與する權利も亦次いで擴張せらるゝに於きまして、國民の政治生活の基礎は此に安定したものと見るべきであります。依て政府は今後國民の經濟的社會的生活の充實安定を圖る上に専ら力を注がなければならぬと思ふのであります。而して是が爲に各種産業の發達に努力すべきは勿論でありますが、同時に又諸般の社會政策的施設を行ふことを必要とするのであります。是を以て政府は一面に於て生産の増加竝に貿易の發展に關し、或は從來の施設を擴張し或は新なる計畫を立て、種々畫策する所がありますが、他の一面に於きましては久しく問題とつて居ります健康保險法の實施を期しまして、所要經費を本年度豫算に計上致しました。而して新に勞働組合法、勞働爭議調停法の制定竝に治安警察法の改正の必要を認め、それ／＼該法律案を提出することに致して居ります。蓋し勞働問題は内外の狀勢に伴うて近年著しく重要な度を加へまして、是が對策は緊要なる政務の一であります。而して是等の立法は申す迄もなく社會上將た思想上に影響する所甚大でありますから、其制定に付ては徒に外國の事例にのみ依ることは出来ませ

ぬ。必ずや我國情に適合すべき妥當なるものでなければならぬのであります。仍て政府は是が立案に付きまして各種の行政機關をして反覆調査せしめ、慎重審議を盡さしめたのであります。我國の租税制度を一般的に整理する必要があることも多言を要せざる所であります。此事たるや朝野多年の懸案でありまして、國民も頻に之を希望し、歴代の内閣も相當に調査を重ねたのであります。今日に至る迄未だ實行を見なかつたのであります。政府は税制整理を速に實行するの必要を認めまして、前議會に於て聲明致しましたる通り、鋭意調査研究を遂げ茲に其成案を得ましたので關係諸法律案を大正十五年度歳入歳出總豫算と同時に今期議會に提出致しました。今回の税制整理は殆ど國税の全體に渉る大改正であります。一方に廢減税を行ふと共に他方之に因る收入の減少を補ふ爲に新税を起し、又増税をしたものもありませんが、其根本の方針は、歳入に著しき増減を來さざる程度に於て租税體系を整へ、國民負擔の均衡を圖ると共に社會政策的見地に立ちまして、成べく多數國民の福利を増進せんとする點に在るのであります。而して其結果は又現下の經濟狀態に於て事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の伸展に資するもの尠からざるものあるを信するのであります。尙ほ國税整理も同様の趣旨を以て之と對應し、地方税制に於ても亦其根本に關するの整理を行ふことに致しました。近年我が國民の經濟生活は、公私を通じて頗る膨脹しましたことは争ふべからざる事實であります。

不肖義に大命を拜するや、深く時弊に顧みる所がありまして、上下心を協せ勤儉力行を主とし、質素緊縮を旨として、以て他日伸張の素地を作すべきことを唱へましたのであります。政府が行政財政の整理を執行し、諸君の御協賛を仰いだのも此趣旨に外ならなかつたのであります。爾來一年有半を閲しまして、經濟財政其他各方面に涉り、多少の成績を挙げつゝあるやうに思はれるのであります。即ち經濟界轉回の時機に達したるものと考へるのであります。併ながら今日の場合最早安心を致し、苟も氣を緩めるやうなことがありましては、九仞の功を一篋に虧くの虞があるのであります。仍て政府は依然として緊縮の方針を繼續し、只時勢の進展に伴ひ、國力の充實に必要な計畫を立つるのみであります。斯くて官民の一致協力に依り、他日經濟界の眞の回復を見るに至りましたならば、十分之に應すべき政策を取つて以て國運の伸張に寄與致したいと期するのであります。尙ほ外交問題に關しましては外務大臣より、財政經濟の事項に關しましては大藏大臣より、それ／＼報告紹介する所がある筈であります。諸君は政府の意の在る所を體せられ、各案に對し協賛を與へられんことを切望して已まざる次第であります。

濱口藏相の演説

諸君、茲に大正十五年度歳入歳出總豫算を紹介致しまして、政府の財政計畫の概要を説明致しますことは私

の光榮とする所であります。政府は前年度に於て極力行政財政の整理緊縮を圖り、公債の新規發行額を減少致し且つ之を一般市場に公募することを避けまして、由て以て財政の基礎を鞏固にすると共に、財界の整理恢復を促進するに努めたのでありますが、我國財政經濟の現状に鑑み、本年度に於ても尙ほ従前の方針を繼續するの必要があるものと云ふことを認むるのであります。而も年來の懸案でありまして國民の福利増進上、將又財界の整理上、此際急施を要するものがあるのであります。其他緊急已むを得ざる事項も亦少くないのであります。他方に於て國民負擔の公正を期するが爲め、我國の租税の制度を一般的に整理する必要切なるものがあるのであります。是が爲め歳入に於て一時相當の減收を來すことを免れないのであります。仍て大正十五年度の豫算編成に當りましては、前年度同様緊縮の方針を維持すると共に、銳意是等諸問題の解決に努めたのであります。右の方針を以て編成したる大正十五年度總豫算は、歳入、歳出各十五億九千八百二十餘萬圓でありまして、歳入に在りましては經常部が十三億六千五百四十餘萬圓、臨時部が二億三千二百八十餘萬圓でありまして、歳入臨時部の内公債金が八千萬圓、前年度剩餘金の繰入が一億二千五百十餘萬圓であります。右の歳入豫算を前年度豫算に比較致して見ますれば、經常部に於て六千六百十餘萬圓を増加致し、臨時部に於て千七百六十餘萬圓を減少致し、經常部臨時部を通じて四千八百四十餘萬圓を増加して居るのであります。歳入豫算の中、經常歳入は假に現行制度の下に

之を見積りますときは十四億二百四十餘萬圓となりませけれども、税制整理に依る所の租税及印紙收入の減收するものが八千二百四十餘萬圓、同租税及印紙收入の増收になります分が二千二百八十餘萬圓、專賣益金の増加が千五百餘萬圓、差引減少四千四百四十餘萬圓と云ふものを控除致しまして、又關稅定率法の改正に伴ひます所の收入増加の見込、七百五十餘萬圓を加算致しますときは、前に申述べました通り十三億六千五百四十餘萬圓となる計算であります。又歳出に在りましては經常部が十億七千五百四十餘萬圓、臨時部が五億二千二百八十餘萬圓でありまして、之を前年度豫算に比較致しますれば、經常部に於て五千三百七十餘萬圓を増加し、臨時部に於て五百二十餘萬圓を減少し、經常部臨時部を通じて四千八百四十餘萬圓の増加であります。然るに前年度豫算十五億四千九百八十餘萬圓に對しまして、當然の増減額を差引致しましたる所の減少額及其他の減少額、合せ六千二百八十餘萬圓ありますから、新規増加額は一億千二百二十餘萬圓となるの計算であります。

次に税制整理の事に付きまして説明を申し上げますが、我國財政の現状は税制の整理に依て減税を行ひまする餘裕がないのでありますから、今回の整理は歳入に著しき増減を來さしめない範圍内に於て、之を行ふことと致したのであります。今其綱要を擧げて見ますれば、第一には直接國稅の體系は大體現在の制度を是認致しまして、所得税を中樞とし地租に適當なる改善を加へ、營業税は大正十六年度より之を廢止し、之に代ふるに營業收益税

を以てし、新に資本利子税を設け、第二には綿織物に對する織物消費税を免除しまして、通行税、醬油税、賣藥印紙税を廢止し、地租に免税點を設け、所得税及相續税の免税點を引上げ、第三には是等の減免税に依る所の財源を補填しますが爲め相續税及酒税を増率し、製造煙草の定價を引上げ、清涼飲料税を新設すること等が即ち是であります。而して整理の全體を通じて政府が最も重きを置きましたる點は、租税の體系を整へ、負擔の均衡を圖りますると共に、現下社會上經濟上の狀況に鑑み中産階級以下多數國民の負擔を輕減し、社會政策的の效果を擧ぐるに在るのであります。而して之と同時に事業の基礎を鞏固ならしめ、産業の發展を助成する點に付きましても、相當意を用ひたのであります。尙ほ税制の整理に關しましては法律案の議題に上りまする機會に於て、詳細の説明を試みる考であります。右の整理に依り平年度に於て租税收入の減少致しまするものが、所得税法の改正に依り千二十萬餘圓、地租條例の改正に依り二千七百七十餘萬圓、織物消費税法の改正に依り二千五百三十餘萬圓、營業税法の廢止と營業收益税法の創設に依り差引四百十餘萬圓、通行税法の廢止に依り千六百十餘萬圓、醬油税則及自家用醬油税法の廢止に依り七百十餘萬圓、賣藥税法の廢止に依り千十萬餘圓、計九千三十餘萬圓でありまして、其増加致しまするものは相續税法の改正に依り六百二十餘萬圓、酒税の増徴に依り三千三百八十餘萬圓、骨牌税の増徴に依り五十餘萬圓、煙草定價の引上に依り二千二百二十餘萬圓、資本利子税の創設に依り千

四百八十餘萬圓、清涼飲料税の創設に依り四百三十餘萬圓、計八千二百餘萬圓、増減差引八百三十餘萬圓の減少であります。右は平年度に於ける増減の計算でありますが、其廢税若くは減税に屬しまするものは大體に於て直に其結果を現しまするけれども、増税若くは新税に屬しまするものは一時消費減少の關係等に依り、後年度に亙り初めて全額の増加を來すものがありますから、大正十五年度に於ては前に述べました通り増減差引四千四百四十餘萬圓の減少となる計算であります。

次に關稅定率の改正に付て説明しまするに、現行關稅率は明治四十三年度の制定に係り、其後多少の部分的改正は行はれましたけれども、未だ一回も一般的改正を行ひたることはありません、其間著しく變化したる所の内外經濟界の實情に適應致して居りませぬ。且物價の變動に依り從價税と從量税との間に甚しき不權衡を生じて居るのであります。故に關稅率の一般的改正を行ひ、一方原料品は努めて無税とし、若くは其の稅率を輕からしめ内地重要産業にして今猶發達の道程に在るもの及新に成立の見込あるものには、外國品の競争に對し必要なる限度の保護を加へる方針の下に適當なる稅率を定め、且つ從量税從價税の不均衡を匡して稅率の適正を圖り、他方消費者の利害を考慮し、生活の必需品に對しては之に配しまするに成べく輕度の稅率を以てし、之に依り産業の發展並に國民生活の安定を期したのであります。右改正の結果、平年度に於て千九百三十萬餘圓の增收を生ずる

見込でありますけれども、初年度に於きましては、税率の増加しまするものに在つては、自然相當輸入の減少を免れないでありませうから、前に申述べました通り七百五十餘萬圓の増収に止まる見込であります。次に大正十五年度に於て歳出豫算の財源たるべき公債の發行額は、前年度同様一般會計及特別會計を通じて一億五千萬圓に止め、且之を一般市場に公募せないことと致したのであります。其内譯を申上げますれば、一般會計に在つては震災善後公債八千萬圓、特別會計に在つては鐵道公債五千萬圓、朝鮮事業公債千五百萬圓、臺灣事業公債三百萬圓、樺太事業公債二百萬圓であります。

次に大正十五年度に於て施設すべき所の重要事項に付きまして其大略を説明致しますれば、市町村立尋常小學校教員俸給國庫負擔額の増加は朝野多年の懸案でありまして、國民一般の要望甚だ切なるものがありますから、政府は前議會に於ける言明に基き二千萬圓を増額致しまして、其年額を六千萬圓とすることに致したのであります。健康保險法は大正十一年四月に公布せられましたが、爾來數年を閲しまするも財政其他の事由に依り未だ實施するの運びに至つて居りませぬ。社會政策上遺憾少なからざるを以て、政府は之が實施に關する準備を整へ、愈大正十六年一月一日より健康保險の給付を開始することと致しました。仍て之に關する經費百六十餘萬圓を大正十五年度總豫算に計上しました。右は初年度に要する經費でありまして、次年度以降は毎年四百六十餘萬

圓を要する見込であります。尙ほ政府の施設に係る所の健康保險事業に關する收支は經理の便宜上之を特別會計と爲すことに致したのであります。大正七年寺内内閣の當時成立を致しました所の對支那政府借款中、有線電信借款、吉會鐵道借款前貸、黑吉林鑛借款、滿蒙四鐵道借款前貸及山東二鐵道借款前貸、合計一億圓と云ふものは日本興業銀行、臺灣銀行及朝鮮銀行より直接に、又は中華匯業銀行を經由致しまして、支那政府に貸付けたものであります。其資源は之を政府の元利支拂保證のある所の興業債券の發行に求めたものであります。然るに爾來一として元金の支拂を受けたることはありませぬ。利子に付きましても大部分は受入未済に屬して居るのであります。而して借款の資源として發行した所の興業債券の元金は期限毎に政府の保證の下に借換を爲すことが出来たけれども、利子の支拂に付ては大藏省預金部より融通を受けたるものを除きましては、三銀行の自行の資金を以て充當する外に途がありません。其額最近までに二千數百萬圓に上つて居りまして、甚しき窮狀に陥て居るのであります。政府は三銀行並に一般財界の現状之が解決の遷延を許さないものがあると云ふことに鑑み、之が整理を爲すことに致しました。之に要する經費七百餘萬圓と云ふものを總豫算に計上致して置きました。右整理に要する所の毎年度國庫の負擔額は漸次増加致しまして、大正十八年に至り最高千四十餘萬圓に達する見込であります。

右の外新規施設に要する経費として計上致しましたる主なるものを擧げて見ますれば、第一、年來の懸案を解決するものに陪審法施行準備に關する経費の増加があります。第二、社會政策的の施設に屬するものに移殖民保護獎勵費、小作調停に關する経費の増加、自作農の維持創設に關する経費及家計調査に要する経費があります。第三、産業貿易の助成發達を圖るものに、農村振興に關する経費の増加、貿易振興に關する経費、水産獎勵に關する経費及航路補助の増加があります。第四、地方開發及災害防止に關するものに治水事業費の追加、北海道拓殖費の増加及沖繩縣産業助成費があります。

翻て我國經濟界の現状に付て一言致したいと思ひます。大正十四年の財界は官民一致協力致しまして其整理恢復に努めましたけれども、未だ不振の域を脱するに至らなかつたのであります。然れども之を前年即ち大正十三年に比較致して見ますれば、財界の各方面に於て幾多重要な變化を生じて居るのであります。先づ大正十四年の外國貿易は輸出が二十三億五百餘萬圓、輸入が二十五億七千二百餘萬圓、合計四十八億七千八百餘萬圓でありまして、輸出額も共に我貿易史上の最高記録を示したのであります。輸入超過額は二億六千七百餘萬圓でありまして、前年度に比較を致して見ますると云ふと、實に三億七千九百餘萬圓を減少致しまして、貿易改善の跡極めて顯著なるものがあると云ふことを示して居るのであります。今試に輸出入の内容に付て觀察を致して見ま

すれば、輸出に在りましては前年に比し四億九千八百萬圓を増加して居りますが、右の中約三億千四百餘萬圓は生絲及綿絲布の輸出増加に基き、又輸入に在つては前年に比して一億九百餘萬圓を増加して居りますけれども、棉花の増加三億千八百餘萬圓を除算致しますときは、其他の貨物は却て一億九千八百餘萬圓を減少して居るのであります。外國爲替の相場も主として貿易好轉の影響を受けまして漸次恢復の歩調を辿つて居ります。即ち對米相場は大正十三年十一月以降三箇月間と云ふものは三十八弗二分の一の低位を持續致しましたが、其後徐々に恢復の趨勢に轉じまして、殊に大正十四年秋季に入りましては翌春の輸入旺盛期を控へて相場最も軟調を呈すべき時期であるに拘らず、十月下旬以降却て強調を呈しまして本年一月十八日遂に四十四弗四分の一に上つたのであります。之を一年前の相場に比較して見ますれば、實に五弗四分の三の恢復に當るのであります。次に金融市場の狀勢は大正十四年に這入つて漸次緩和の傾向を示し、四月十五日日本銀行は遂に其公定割引歩合を引下げ、爾來金融界は引續き緩和の趨勢を辿り、公債社債等の發行利息は、次第に低下致しまして、高利又は短期債務の有利なる借換が容易となりまして、爲に財界の整理を進捗せしめたるのみならず、政府に於ても多年の懸案たる朝鮮銀行及臺灣銀行の整理を遂行せしめ、一般財界整理の障礙を除き、以て財界恢復の促進に資する所かあつたのであります。

斯の如く經濟界各般の狀勢は漸次改善の傾向を示すに至りましたけれども、未だ俄に樂觀を許さないものがあると思ひます、即ち國際貸借の現状に付て覽まするに、大正十四年の貿易入超額は前に述べたる如く二億六千七百餘萬圓でありますけれども、之に朝鮮、臺灣の分を加へますれば三億五千六百餘萬圓となるのであります。然るに貿易外の經常的受取超過見込額は一億圓を超ゆること多からざるが故に、國際貸借の調整に付ては前途尙ほ多大の努力を要するものがあるかと考へます。爲替相場は漸次強調に向ひつゝありますけれども、之を平價に比較致しますれば尙ほ一割一分二厘の低位に在るのであります。又金融は緩和して居りますけれども、其程度たるや僅に日本銀行の公定割引歩合二厘方を引下げ得たるに過ぎませぬ。然るに若し前に申述べました所の財界變遷の事實を目して我財界の整理既に了れりと連斷致し、延て人心の緊張を失ひ、投機思惑に走り、茲に中間景氣の出現を見るが如きことがありますならば、一昨年財界の整理恢復の爲に行ひ來りました所の我官民の努力を一朝にして水泡に歸せしめ、我財界をして再び收拾すべからざる難境に陥らしむるであらうと考へます。政府に於きましても右に申述べましたる見地に基いて、引續き消費節約、勤儉力行の獎勵に力め、殊に國際貸借の改善に關して各般の施設を講ずることに致しました。即ち先づ國産品の使用其他の方法に依り、極力政府の對外支拂を減少せしむると共に、大正十五年度豫算の編成に際しましては一般に緊縮の方針を嚴守したるに拘らず、貿易の振

興移殖民の保護獎勵、外國航路の擴張及朝鮮米増殖計畫等、國際貸借の改善に關する施設に付ては、努めて之が經費を計上することと致したのであります。尙ほ政府は昨年九月以來、内地正貨の海外現送を開始致しまして、今日に至るまでに合計二千六百萬圓を米國に現送致し、今後も之を續行する方針であります。此正貨は政府の所有に係り之に依て政府の海外支拂上生すべき爲替の差損額を減少しますると共に、延て海外に於ける邦貨の信用を増進し、爲替相場の恢復に資する所あるべきを信じて居る次第であります。併ながら爲替相場の恢復は獨り政府の施設のみに依て其目的を達することの出來ないと云ふことは勿論の次第でありまして、廣く國民一般の協力に依り國際貸借の改善を圖るが爲に、引續き全幅の力を致すことの緊要なるを感ずるものであります。之を要するに我國は今や財界の整理漸く進み、其恢復の道程に於て最も重要なる時期に際會して居る次第であります。私には國民一般が政府の意の存する所を諒とし、協同一致此財界轉回の時機に善處し、財界の秩序を恢復と堅實なる發達とに努力せんことを切望して已まざる次第であります。終に臨みまして諸君が慎重審議政府提出の豫算に協賛を與へられんことを希望します。

幣原外相の演説

諸君、先例に依りまして、帝國議會の前會期以後我國の直面せる諸般の外交問題に付きまして、政府の執りま

したる政策の概要を説明申上げて、諸君の御諒解を得たいと考へます。支那に於きましては、近來内政上及外交上極めて重要な時局の發展を見たのであります。一昨年、の奉直戦争の終局と共に支那の各地方に在つて兵力を擁する各黨派も、久しき戦亂に疲れたるが如く見えまして、政局は暫く小康を得ました。昨年二月開催せられたる時局善後會議も相當の成績を擧げて、無事に閉會を致しました。支那の對外關係に於て多年の懸案であつた金法問題も圓滿なる解決を告げ、華盛頓會議の結果たる所謂九國條約は愈八月五日を以て調印國全部の批准寄託を了することになりました。庶政改善の事業も一時に緒に就かんとするの運に至つたのであります。斯の如く支那の平和的且つ秩序ある發達に對しましては、吾々は滿腔の同情を以て見たのである。之が爲には吾々は直接間接に友好援助を與へたことも尠くはありませぬ。圖らずも昨年四月の頃より支那の一派の分子中には、上海青島等に於きまして、日本の紡績工場の職工に同盟罷業を煽動するものがありまして、勞働條件改善の要求は忽ち一轉して、使用者竝に警察官憲に對する暴行脅迫となり、五月の末最も不幸なる上海事件の勃發と共に再轉致しまして、現行國際協定の打破を目的とする政治運動と相成りました。爾來其騒動は支那の各地に波及するに至りました。斯の如き騒動は最早單純なる勞働爭議とは認められませぬ。暴力を以て日本人竝に外國人の生命財産の安全を脅威するものでありますから、政府は直ちにそれ〴〵必要な我が居留民保護の手段を執つたのであります。

支那の各地に亘つて我が居留民は多數なる割合には其被害の尠かつたことは洵に幸であります。又是等の保護手段に對し、我支那派遣艦隊の將卒が終始極めて有効且つ適切なる協力を與へましたことは、吾々の深く満足する所であります。暴動事件の善後處置に至りましては、問題の性質に依りまして、或は關係列國全體と協同し、或は我國單獨で支那の中央政府、又は地方官憲と交渉し、それ〴〵解決の途を講ずることになりました。既に解決を終へたものでありますから、其細目は餘り煩雜に互りますから、茲に省略致したいと考へます。

更に一層重大なる問題は、昨年十月頃より支那に於て又々發生せる動亂であります。浙江の孫傳芳軍が奉天軍に對し事を擧ぐるに至りました遠因、又は近因は支那の國內事項でありますから、私は此際論評を避けたいと考へます。事實に於て十月初、孫軍一度行動を開始するや、奉天軍は上海を去り南京を棄て、山東省まで引上ぐることになりました。斯の如く奉天軍が中央支那の方面に於きまして、頗る不利なる形勢に陥つたに拘らず、十月中旬頃に在りましては、東三省内の情況は未だ著しく動搖の狀もなく、又急に動亂の波及すべき模様も見えなかつたのでありますから、當時我が滿洲軍駐屯軍の兵員中、年限の満ちたるものは常例に依りまして内地に送還せられました。除隊歸休となつたのであります。然るに十一月二十四日に至り、當時濼州方面に駐屯せる奉天軍司令官郭松齡は、突如として張作霖將軍に反抗し、奉天に向つて進軍を開始すること、相成りました。之に對

し張將軍の側に於きましては、直に退いて第一の防禦戦を連山方面に設けたやうでありましたが、十二月の初に至り、奉天軍は格別の激戦を交へずして、連山附近の陣地をも棄て、更に退いて遼河方面に最後の決戦を試みんとするの形成が追々明となつて参りました。茲に於て我が關東軍司令官は十二月八日附の聲明を以て、其當然の職責の存する所を張郭兩將軍に警告し、以て兩軍の注意を促したのであります。前に述べましたる滿洲駐屯軍の兵員中、十一月中旬の除隊歸休となりましたものゝ補充は、例年の慣例に依りまして本年一月中には行はれる當初の豫定でありましたが、其以前には絶対に必要と認められる最後の瞬間に至るまで補充兵員の派遣を見合はす考であつたのでありましたが、十二月十四日の夜より翌朝に互つて一の新なる形勢が生じました。即ち其間に滿洲方面より到着せる電報に依れば、郭軍の一部隊は突然營口の對岸に現はれました事實が確まり、同方面に於きましても、張郭兩軍の衝突を生ずる危険を豫想せざるを得ざるに至つたのであります。之が爲に滿鐵沿線に於きましても、我が駐屯軍の特に警戒を要す守備區域は、南は營口より北は鐵嶺に至り、當時駐屯軍の減少せる兵力を以ては到底守備の任務を完うすることが出来ないことは明瞭となるに至つたのであります。固より曩に關東軍司令官の發しましたる聲明に對しましては、張郭兩將軍共に能く之を諒悉し、其軍事行動を執りますに當りましては、十分に日本の權利利益を尊重すべきことを期待されたのであります。若し數日に互つて各方面に混戦の

状態を呈するが如き場合に立至りますれば、雙方の軍隊共に無意識に鐵道附屬地内に侵入し、市街戦、追撃、迫撃等を行ふ虞あるのみならず、敗竄兵が規律節制を失ひ、掠奪暴行を爲すと云ふことは、從來度々例のあつたことでありまゝです。斯の如き危険なる形勢が十二月十五日に至つて愈切迫せるものと認められましたが故に、即日政府は意を決しまして、駐屯軍の兵數を十一月中旬までの情態に復せんが爲に、直に缺員補充を行ふこととなつたのであります。其後遼河の決戦終了致し、東三省の事態が大體平靜に歸し始むると共に、曩に我が駐屯軍の缺員補充として臨時に滿洲に派遣致しましたる部隊は、逐次に原駐地に送還せられ、一切の應急措置は今日に於きましては既に悉く解除せられたる次第であります。

之を要しますのに、最近の支那の内亂に於きましても、一昨年、奉直戦争の場合に於けると等しく、政府は帝國議會の前會期に於て説明致しました一定の方針を以て終始一貫致したのであります。其方針とは即ち第一に支那の内政に於ては絶対に之に干渉せざること、第二我が權利及利益に於ては有ゆる正當手段に依て之を擁護することを期するものであります。世間には滿洲方面に於ける日本の行動に對し、常に一種の邪推を以て觀察するものがないではありません。我滿洲駐屯軍の缺員が補充せられますれば、直に之を以て奉天軍援助の目的に出でるが如く誣ひ、又我軍司令官が張郭兩軍に對して、等しく其營口入市に、異議を唱へますれば、直に之を以て郭

軍の軍事行動を阻止するの内意を含むものなるが如く傳へまして、百方日本を中傷せんとするものがあるのは洵に遺憾の至りであります。吾々は是等の風説の全然無根なることを斷言し、公平なる歴史は結局何よりも明白に我が眞意の存する所を證明すべきことを確信するのであります。尙ほ滿洲方面に於ける我文武官憲が、過般の重大なる時局に當つて同心協力、能く政府の方針を遂行し、又全く人道上の見地より、敗軍の將卒竝に是と事を共にせる人々の生命を救助せんが爲に、百方力を盡しましたることは吾々の衷心より悦ぶ所であります。斯の如く吾々は徹底的に支那に於ける内政不干渉主義を勵行すると同時に、我が正當なる地位に關しましては、及ぶ限り擁護の手段を執つたのであります。日本が滿蒙地方に於きまして有形無形の最も重要な權利利益を持つて居ることは周知の事實であります。其權利利益にして外形に現はれ、戰亂に依て破壊せらるゝ危険のあるものは、今日に於きましては主として滿鐵沿線に存在する實況であります。是が保護は過般吾々の執つたる手段に依て其目的を達せられたるものと認められます。無形の權利利益に至りましては、今回の戰亂に依て影響を受くるべき虞なく、事實に於ても亦同等の影響の無かつたことは吾々の確信する所であります。固より東三省地方全部が平靜の状態を保ち、戰亂の慘禍を免れますことは、支那住民の爲め又我が居留民の爲に洵に望ましいことではありまするけれども、是は當然支那の責任である、吾々が妄に自ら其責任を引受けんとするならば、現在の國際關係

の基礎的觀念、華盛頓條約の根本原則竝に帝國政府の累次の聲明を悉く無視するの外はありませぬ。吾々が一たび之を無視するならば、帝國の名譽威信は茲に永遠に失はるゝことを覺悟せなければなりません。吾々は何としても斯の如き無謀なる行動を執ることは出来なかつたのであります。

次に支那關稅特別會議に關しまして、簡単に説明を申し上げます、支那に於ける時局の進展を仔細に觀察する者は、近年支那の國民が政治的に覺醒せんとする所の徵候が追々現はれ來れることを認めざるを得ないと考へます。古い支那は漸く過去つて新しい支那が之に代らんとしつゝあるのであります。吾々は偏に支那の健全なる發達を希ふと共に、其前途ある青年の中には動もすれば無根の風説、惡意の宣傳に迷はされまして、危険且つ破壊的なる政治運動に熱中する者あるのを見まして、隣邦の將來の爲に深き憂慮を抱く次第ではありますけれども、大體に於きましては、近年支那の情態が著しく變遷せる事實を無視するのは大なる誤であると考へます。軍事上の權力者は戰亂の運命に依て興る者もありません、倒れる者もありません。併ながら國民的自覺は一度發生すれば決して消滅するものではありません。外部より壓迫を受ければ却て益深刻を加ふるものであります。而して支那國民間に於ける斯の如き自覺の一端は、近來關稅自主權回復の要望となつて現はれて參つたのであります。吾々は特に此形勢を察しまして關稅會議に對する方針を決定致したのであります。會議が十月二十六

日を以て開かるや否や、果然其劈頭に於て支那の全權は關稅自主權問題を提起致しました。之に對しまして我が全權は、政府の既定方針に依り、絶えず支那の立場に同情的態度を採りまして、列國とも密接なる接觸を保ちつゝ幾多の難關を排しまして、十一月十九日の委員會に於て、支那の關稅自主權承認に關する一の決議が成立したのであります。是と同時に吾々の目的とする所は、日支兩國の共存共榮であります。吾々の求むる解決方法は、日支雙方に向つて公平ならんことを期するものであります。支那國民も亦専ら自己の立場のみを見て、日本の商工業が如何に相成つても之を顧みないと云ふが如き、不合理なる要望を抱くものではないことを信するのであります。十二月の初頃より支那の國內の形勢が急を告ぐるに至つたと共に、自然關稅會議の進行も捗々しからず、唯時々主として非公式の會合を開くに止まつて居りますけれども、我々は事情の許す限り、會議の繼續及促進を望んで居るのであります。又最近支那に於ける治外法權委員會も開會の運びと相成りました。固より完全なる法權を回復せんとする支那國民の正當なる希望は、我々の常に同情を表する所であります。今回の委員會は華盛頓會議の決議に依りまして、特定の事項につき事實を決定し、意見を建議するの任務を持つて居るものであります。我々は多大の興味を以て其結果を見んとする次第であります。

露國との關係に至つては、引續き順調なる發達を爲しつゝあるのは、洵に喜ぶべきことであります。北薩哈噠に於ける石油石炭の利權に付きましても、十二月十四日を以てそれ／＼我が當業者の代表と露國當局との間に契約の調印を終へました。是等の契約は昨年一月の北京條約に伴ふ當然の結果ではありますけれども、若し露國政府にして衷心より日露の經濟的協力を圖るの意向がなかつたならば、今回の結果も恐らくは期し得られなかつたであらうと思ひます。従て今回本問題交渉の成立は兩國民間の友情を表彰するものとして、吾々の歓迎する所であります。吾々は今日何れの國とも排他的の親善關係を結ぶの意思を持つて居りませぬ、總ての列國に對し表裏なき友情を以て交はることが我國の進むべき最も賢明なる筋途であると信じます。之が爲には吾々は的確なる證據もなく、漠然たる想像を根據として他國の眞意を連斷すると云ふことは避けねばなりません。多くの場合に於きまして重大なる國際間の紛糾と云ふものは邪推偏見に源を發して居るものであります。是等の點は日露の關係を考慮する上に於て、篤と念頭に置かなければならぬのであります。過般或は露國が北滿洲に於て何等かの侵略計畫を有して居ると云ふが如き風説が傳はつたやうでありますが、私は今日まで知り得たる限り之を信ずべき何等の根據を見出しませぬ。昨年日露國交回復以來吾々は兩國關係の諸問題に付ては、露國政府との間に常に密接なる接觸を保ちまして、隨時腹藏なき報道及意見の交換を行ひ來つたのであります。吾々は此方法に依りまして兩國間の不必要なる誤解を除き、以て其國交の維持増進を期して居る次第でありまして、今後亦同一の目

的の爲に及ぶ限り努力する覚悟であります。歐羅巴諸國との關係は目下極めて順當なる状態に在りまして、其前途に暗影を投ずるが如き何等の紛争問題なきのみならず、何れの國とも益國交増進の形勢を認め得らるゝのであります。過般調印せられたる「ロカルノ」條約は性質上純然たる歐羅巴問題に關するものでありますから、日本は調印國ではありませぬけれども、是等の條約は歐羅巴の政治上竝に經濟上に於ける時局の安定を促したるものでありまして、之が爲に國際聯盟の前途に愈光明を與へ、延いては世界一般の平和と進歩とに貢獻することは疑を容れないのであります。又目下英國に御滞在あらせらるゝ秩父宮殿下が、總ての方面より誠心を籠めての歡待を受けさせられつゝあるのを伺ひましては、吾々は寔に感激に堪へざると共に、兩國間の友情は極めて鞏固なる根柢を有することを感ぜまして、深く満足する次第であります。我國は土耳其とは明年初めて大使を交換することゝ相成りました。吾々は近東方面に於ける錯雜せる歐羅巴問題に付きましては、飽迄不偏不黨の第三者たらんことを欲するものでありますが、是と同時に明治二十四年の軍艦「エルトグルール」事件以來我が國民と土耳其國民との間に存する好感情は益之を増進し、又同國方面に於て我が商工業發展の新天地を開拓せんことを期待するものであります。

翻て日米關係を見まするに、一昨年米國移民法中所謂日本人排斥條項に付きましては、政府の意見は私が一昨年竝に昨年共に當議場に於て申述べた通りでありまして、其意見は茲に何等變更し又は敷衍するの必要ありません。又今日本問題を徒に反覆論議致しすることは何等有益なる結果を來すものとも思はれませぬ。唯吾々は國際禮讓竝に正義の觀念と一致せざるものと認めらるゝ所謂日本人排斥條項に對しまして、洵に遺憾に感ずることは今尙論らないことを明にするに止めたいと考へます。併ながら大勢を通觀致しまするのに米國に於て日本に對する諒解が近年著しく進んで參つたことは、何人も米國の事情に通ずる者の快く認むる所でありませう。嘗て日本人攻撃の急先鋒であつた人々の中で、今は穩健なる意見を公言して居る人は少くありませぬ。嘗て日本に關して何等の興味を有せず、又は先天的に一種の偏見を抱いて居つた人々の中で、今は熱心に公平に我國の眞相を研究せんとする者も尠くありませぬ。凡そ正しき諒解は眞實なる友情の基であります。今日日本に對する態度に付きまして、米國に於て見受けらるゝ大體の傾向は、兩國關係の前途に深く望を囑せしむるに足るものと考へます。我國は又墨西哥竝に南米諸國とは全く親善なる關係を保つて居ります。吾々は固より是等の諸國との關係に於きまして、何等政治上の意味を含むが如き計畫を持つて居りませぬ。併ながら同方面に於きましては我が國民の經濟的發展の爲に十分の餘地があることを認めまして、及ぶ限り其正當なる活動を奨勵する方針であります。終りに移民問題に付きまして一言を附加へたいと考へるのであります、吾々は何れの國へも其歡迎せざる移

民を送らんとするが如き意思は持つて居りませぬ。只未だ開拓せられざる地方に資本又は勞力を供給し、單に移住者又は其本國の爲のみならず、彼等が新に墳墓の地として定住する國の爲め、何れも等しく其繁榮幸福を増進することが吾々の一貫せる希望でありまして、之が爲め政府は十分力を盡す覚悟であります。以上の説明に依りまして對外關係に對する政府の意見を大體御諒察あらんことを希望致します。此政策を決定し施行する上に於きまして、吾々は國家の一時的利害に依て輕々しく動かされないことに深く注意を加へたのであります。國家は永遠の生命を有するものであります故に、外交の目標とする所は國家永遠の名譽、威信、利益でなければなりません。私は此信念に基きまして幸に諸君の御贊助に依りまして、私の重大なる責務を盡さんことを期して居る次第であります。

▲加藤首相逝去

加藤首相病氣に懸り容體輕からざりしも、廿一日の休會明けの議會には力めて登院し、施政方針を兩院に演説し、以て議員の質問に應酬したが、其疲勞衰弱殆んど坐に堪へざるやうな状態であつた。依て廿三日以後自宅に引籠つて療養に努め、若槻内相内閣總理大臣臨時代理の命を拜し議會との應酬に當つたが、首相の病益々篤く廿八日遂に薨去した。葬儀に際し畏き邊より勅使御差遣左の誄詞を賜つた。

誄詞

出テ、ハ則チ使臣入りテハ則チ閣員、盟ヲ結ビ約ヲ訂シ功ヲ奏シ績ヲ效ス進トナク退トナク常ニ忠譽ノ志ヲ持シ朝ニ野ニ翊翼ノ道ヲ盡ス遂ニ臺閣ノ首班ニ列シ正ニ國家ノ重寄ニ膺リ聲望愈隆ク勳勞殊ニ顯ル遽ニ溘亡ス曷ソ軫悼ニ勝ヘム茲ニ侍臣ヲ遣ハシ賻ヲ齎ラシテ臨ミ弔セシム

▲田中總裁其他勅選

一月廿八日左の八氏貴族院議員に勅任された。

男爵田中義一 男爵幣原喜重郎 仙石實 塚本靖治
太田政弘 川崎卓吉 末延道成 稻畑勝太郎

▲政友同交合同

政友會と曩に政友本黨を脱して組織された同交會とは、政策感情思想に於て一心同體のものであつたが、二月十一日紀元節の佳節に於て正式且つ圓滿に兩派合同した。之れより先き兩派の交渉委員望月、山本(悌前田)以上政友會吉植、木下、鳩山以上同交會の諸氏は二月十日會見協議の上左の覺書を作成し、十一日政友會は本部に於て議員總會を、同交會は院内に於て代議士會を開き、政友會は前田幹事長より、同交會は鳩山一郎氏より會

同の経過及覺書を報告し何れも満場一致承認し、兩派合同茲に成立したのである。

覺 書

現在の時局に於て立憲政友會と同交會とは主義政策相一致し、合同の是にして分立の非なる所以極めて明白なり、即ち敢て條件を問はず、形式に拘らず、互に誠意を披瀝して合同すること。

大正十五年二月十日

立憲政友會委員
同交會委員

斯くて同交會の人々は續々政友會に來り、政友會にて一々これを歡呼して迎へ、一同記念撮影をなしたる後、階上大食堂に於て大懇親會を開き、田中總裁の左の演説があつた。

田中總裁の演説

建國記念日の佳節に當り、政友會と同交會とが茲に圓滿に何等條件なく誠意を以て合同を實行し得たことは、誠に御同慶に存する。最早今日の議會の狀勢に於ても我が當面の政敵たる政府の狀態は足許既に亂れて居る。この時に於て而もこの吉辰に當り政友同交兩派が新に合同をなし、協力一致してこの内閣を粉碎すべく邁進すること。

とは、國家國民の爲に外ならぬ。無論我々は必ずしも政府を倒壊する意味に於て合同するのではないが、主義政策を同うするものが其主義政策を實施する時この政敵を倒さねばならぬのである。この時に於て此協同の力を以て更に大なる突撃を加ふることは最後の勝利を占むる所以であると思ふ。諸君は合同に當り何等の條件もなく水の如く而も一片誠意の上に立脚せられた。斯る合同は攻撃の上に於ても一層の力を添へることと思ふ。何卒諸君は此意味に於てこの誠意に立脚し互に胸中を披瀝し、將來の政局に處せられんことを希望する。

尙ほ政治を離れて云はねばならぬことは、斯く相互に新なる家庭を作るに當ては互に過去を忘るゝことが肝要である。過去を語るものは已に過去の人である。未來に處せんとするものは須らく未來を語らねばならぬ。この意味に於て我々は先づ過去を忘るゝことが第一歩であると思ふ。

我政友會は過去に於て百一名であつたが今日百六十名に達した。言はゞ天は漸次政友會の力を増加し、國家の難局に當らしめんとするものでないかと思はれる。何卒諸君はこの意見で互に勇往邁進し、天の與へられたる政友會の使命を完了せられんことを切望する。

次で中橋徳五郎、大口喜六、鳩山一郎其他數氏の卓上演説あり、純野黨としての氣勢を揚げた。

▲若槻内閣成立 加藤首相一月廿八日薨去したので、政府は四圍の事情より帝國議會の停會を奏請(四日間)し、各閣僚は即日辭表を捧呈したが、翌廿九日更に組閣の本命は若槻禮次郎氏に降り、他の閣僚は全部留任(内務大臣は若槻首相兼任)して加藤内閣の延長たる若槻内閣の成立を見た。同日若槻首相は憲政會總裁に就任した。

▲財政計畫の概要 大正十五年度總豫算案は、歳入歳出各十五億九千八百二十餘萬圓、内歳入は經常部十三億六千五百四十四萬圓、臨時部二億三千六百八十萬圓で、歳入臨時部中公債金八千萬圓前年度剩餘金繰入一億二千餘萬圓を含み、歳出は經常部十億七千五百四十餘萬圓、臨時部五億二千二百八十餘萬圓で、之を前年度豫算十五億四千九百八十餘萬圓、(十四年度當初豫算と第一次追加豫算を含む)に比すれば四千八百萬餘圓を増加し、又十五年度豫算中前年度に對する當然の増減額を控除したる新規増加額は一億千二百二十餘萬圓を算するのである。尙大正十五年度總豫算を大正十四年度の當初豫算十五億二千四百餘萬圓に比すれば、増加額は七千四百餘萬圓となり又追加豫算四千百萬圓を合算したる大正十五年度總豫算は十六億三千九百三十餘萬圓に達し、之れと對比すべき前年度豫算十五億四千九百八十餘萬圓を

超過すること實に八千九百五十餘萬圓である。

豫算編成方針として政府は従前の方針を踏襲し極力行政財政の整理緊縮を圖り、公債の新規發行額も震災善後公債八千萬圓の外、特別會計に屬する事業公債七千萬圓計一億五千萬圓に止めたと云つてゐるが、而も大正十五年度豫算は十六億三千九百餘萬圓といふ我最高記録をなす膨脹豫算である。政府は政友會内閣の大正十年度豫算十五億六千餘萬圓と對照し、十五年度の震災善後費二億二千萬圓を控除すれば十年度に比し一億八千餘萬圓の減少を見たり抔辯解に力めたけれども、震災善後費を控除すれば、一方に於て海軍軍備制限に伴ふ減少額をも豫算せねばならず、其他預金部及臨時國庫證券特別會計の振替勘定等を算入しても、十五年度豫算は十年度豫算を遙かに超過することは數字の明示する所である。憲政會は多年政友會を難じて放漫政策なりと誣ひ、又政府が今日に於ても口に整理緊縮を唱ふるけれども事實は彼等の言説を裏切り、實に嘗て前例なき膨脹豫算を國民の前に提出したのである。

膨脹豫算ではあるが産業施設としては、僅かに農林省所管に於て農業振興費七十二萬圓、國產増殖獎勵費二十四萬圓、開墾獎勵費十二萬圓、自作農創定費六萬圓、生糸検査所費二十

五萬圓等あり、商工省所管に於て工業試験所充實費三十七萬圓、鑛物製鍊研究獎勵費二十萬圓、貿易振興費六十萬圓、空素研究所費二十四萬圓、低溫タール精製研究費九萬圓等あり。内務省所管に於て北海道拓殖費二百八十萬圓、移植民保護獎勵費百四十六萬圓等があり。其他朝鮮産米増殖計畫等を合せ、計七百二十餘萬圓あるのみであつた。義務教育費國庫負擔額の増加は三千萬圓で、これは新規要求額の約六割以上を占めて居る。

此豫算案は加藤首相薨去、若槻内閣が成立した結果一旦撤回して更に再び提出したが、内容には何等變更なかつた。政友會は慎重嚴正の討究を盡し、海軍補助艦船製造費、師範教育費、對支借款整理費、鹽尻下諏訪鐵道建設費各項に互り修正の意見を提出した。

一、海軍補助艦艇製造費。海軍當局が國防の見地より、我現有勢力保持のため、巡洋艦四隻、驅逐艦二十隻、潜水艦五隻、河用砲艦三隻、特務艦五隻、計三十七隻、其所要製造費三億二千五百萬圓の計畫を有することは天下公知の事實である。然るに大正十五年豫算には大正十五年度以降三ヶ年の繼續費として、驅逐艦四隻に要する二千六百萬圓のみを計上し、財部海相は之を全計畫の一部であると云ひ、若槻首相は海軍當局の全計畫なるものは何等開議の認めたるものに非すと云ひ、兩者の矛盾を暴露し、財部海相遂に言を曖昧にして國防計畫の徹底せ

る説明を忌避するに至つたのである。そこで政友會は當局須らく責任の重大なるに鑑み、今日一段の考慮を拂ひて、之れが計畫立直しをせらるゝことを要求する意味に於て、驅逐艦四隻建設の費用を削除すると云ふのであつたが、與黨准與黨反對のために成立しなかつた。

一、師範教育改善費。大正十四年度政府提出の師範教育改善費については衆議院に於ても幾多の論議を惹起したが、貴族院は遂に政府の計畫に係る師範學校第一部を下に一ヶ年延長するの案を見合すべしとの趣旨を以て豫算を削減し、第二部費に十三萬圓、專攻科費六十二萬圓、寄宿舎費百五十六萬圓だけを協賛し衆議院も亦此修正に同意したのである。然るに政府の大正十四年度に實施したる所は、院議の否認したる第一部の學年延長を全國一齊に實行して、院議の是認したる專攻科費及寄宿舎費の全部を之れに充當したので、明白にして大膽なる院議無視であつた。而して政府が大正十五年度に要求したのは四百五十萬圓で、其内には前年議會が既に協賛を與へたる專攻科及寄宿舎費百十一萬圓が再び包含せられてゐる。斯く前年議會が是認したる豫算を、全部議會の否認したる目的に充當したるに拘らず、同一目的のために再び豫算を要求する如き、專恣橫暴嘗て前例のないことである。政友會は此不當豫算に對し斷乎として削除を主張したのであるけれども、これ亦成立しなかつたが、併し岡田文相が院議無視の行動に關し、貴族院各派の内面的糾弾に遭ひ、遂に自己の非違を陳謝するの已むなきに至

つた。

一、對支借款整理費。大正七年寺内内閣の當時成立したる對支諸借款の内、有線電信借款二千萬圓、吉會鐵道借款前貸一千萬圓、黑吉金鑛森林借款三千萬圓、滿蒙四鐵道借款前貸二千萬圓、山東二鐵道借款前貸二千萬圓、合計一億圓は日本銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行より支那に貸付け、借款資源たる興業債券は政府に於て元利拂ひの保證をなしたるものである。爾來支那政府は借款元本の支拂をなさざるのみならず、大部分の利子も延滞せるため大正十四年末に於ては、元借款の外利拂借款等を合せ三銀行の負擔一億四千萬圓に達し、三銀行の窮狀甚しきものあり、政府は之れが救済策として公債證券を三銀行に交付して其整理をなさしめんとするのである。政友會としては其趣旨に異議を挟むものではないが、今日支那關稅會議は進行中であり、今暫く當面の窮迫を救済するに止め、關稅會議の成行に依て其根本政策を定むべきであるとし、交付公債額の中より預金部關係のものを削除するの意見を主張したが、成立しなかつた。

一、鹽尻下諏訪鐵道建設費。政府は鐵道敷設法を改正し、鹽尻下諏訪間八哩餘の新線を建設するの計畫を提案したが、元來鐵道敷設法は帝國鐵道建設の方針を確立したるもので、此れが變更は決して輕々に行ふべきものでない。鹽尻下諏訪線の如きは計畫自體は必ずしも理由なきに非ずとするも、既定線路の工事が今日未着手の状態

にあり、且つ他に考慮すべき類似の線路も少なからざるに拘らず、大正十七年度着手の本線一線のために特に敷設法の改正を行ふ如き、政友會としては斷じて承認し能はざる所で、政友本黨も亦政友會の主張に賛同し、法律案の否決と共に建設費豫算の削除を見るに至つた。

以上は政友會の修正意見の概要だが、尙今期議會の重要案件たる義務教育費國庫負擔金問題及郡役所廢止問題に關し、政友會の主張を掲げると

一、義務教育費國庫負擔金問題。義務教育費國庫負擔金の増額は、各派多年の主張であり、殊に此問題の始めて議會へ現はれたのも、國庫負擔法の制定せられたるも、加藤友三郎内閣が四千萬圓に増額し、且つ負擔金配分の方法を改め特に地方農村に厚からしめたのも、共に政友會の要望に基いたものである。更に第五十議會に於て政府に對し強烈なる交渉を試み、政府をして大正十五年度に於ては小學教員俸給の半額を目標とし、二千萬圓を下らざる増額を實行するの決意をなさしめ、且つ之を聲明せしめたるのも亦實に政友會である。斯くて政府は大正十五年度豫算に於て二千萬圓の増額を計上し、政友本黨は四千萬圓の増額を主張したが、結局全院一致の議決により三千萬圓の増額に決定したる次第である。

一、郡役所廢止問題。郡役所を廢止して町村に對する三次監督の制を、二次監督に改むることは政友會の率先

主張したる所だが、今回政府の計畫せる郡役所廢止に伴ふ善後策に就ては満足を表し難い、政府計畫の大意は、從來郡役所のため要したる國費百五十萬圓。地方費九百五十萬圓合計千百萬圓に對し、今回の善後策は國費百萬圓、地方費五百萬圓の見込みであると云ひ、町村事務簡捷のため法規改正の調査中なりと説明したけれども、内務當局當初の善後見積額が一千萬圓以上であつたことは公知の事實であつて、經費節約に關する政府の説明は到底信頼し難きことであり、又事務簡捷に付ても、政府全體の今日の實情より見て、多くを期待せられないといふのである。

▲税制整理案 此税制整理問題は第五十一議會の暗礁とまで云はれた最も重要な問題で、政府も政黨も此問題の解決に主力を注いだ。政府の提案並に政友會及政友本黨の提案内容左の如し。

政府案の梗概

政府案は國稅地方稅に亘つてこれを整理せんとするものである。第一に國稅整理に付て其大綱とする所を見るに(一)直稅國稅の體系に關しては大體に於て從來の制定を是認し、一般所得稅を中樞とし之に改正を施し、地

租にも改正を加へて之を存置し從來の營業稅を廢し、之に代ふるに營業收益稅を以てし、新に資本利子稅を設け(二)醬油稅、賣藥稅、通行稅を廢し、綿織物に對する織物消費稅を免除し(三)前述諸稅の改廢に依る財源の不足を補填せんが爲めに相續稅及酒稅の稅率を高め、煙草の値上を行ひ、新に資本利子稅の外清涼飲料稅を起さんとしたのである。

今各種の租稅法案の内容に就て其要點を記すれば左の如くである。

一 所得稅に於いては、(一)總ての法人の留保所得に對し累進課稅を爲すの制度を廢止し留保所得と配當所得との區分を爲さずして法人の普通所得に對し百分の五の比例稅を課することとし、同時に同族會社の脫稅を看過せず相當取締るの必要を認め、同族會社に於て一定の程度を超て留保したる所得は之を株主社員に配當したるものと看做すといふ從來の制度を改め、一定の程度を超えたる留保に對し百分の十乃至三十の累進稅率を以て算出したる稅額も共同族會社の普通所得稅に加算し徵收することとし、又同族會社の所得計算上に於て所得計算上に於て所得稅通脫の目的ありと認むる場合に於ける認定課稅の範圍を擴張することとし、(二)第一種所得稅と第二種所得稅との重複課稅を避くる爲め第一種所得稅額中より其事業年度に於て納付したる第二種所得稅額を控除する事とし、(三)清算所得稅に於ては其清算所得を計算する場合に殘餘財産價格中より積立金を以て成る部分を控

除せざることとし、其稅率を百分の七、五より百分の十に高め、同様に外國法人に對する普通所得の稅率をも高め、(四)第三種所得稅の免稅點八百圓を千二百圓に引上げ、(五)山林所得に就ては其所得額を五分したる金額に對する稅額を五倍したるものを以て其稅額とすることに改め、(六)勤勞所得の控除は所得總額六千圓以下に屬する金額に付二割、六千圓を超える分に屬する金額に付き一割とすることとし、(七)扶養家族の控除は所得金額に依る區分を設けず所得三千圓以下全部に對し一人に付百圓とすることに改め、(八)第三種所得は大體前年の實蹟を基礎として算定し、所得減損の場合に於ける更訂は二分の一減損したる場合に限ることとし、(九)所得調査委員會に於て個人營業の營業純益をも決定することとし、調査委員の選舉資格中に營業收益稅の納稅者をも加へることとしたのである。

二 地租に就ては、(一)課稅標準を土地の賃貸價格に改め、賃貸價格の調査に關しては別に土地賃貸價格調査法を制定し、約三箇年の日子を以て其調査を完了し、大正十七年に至つて地租條例の根本改正を行はんとするのである。(二)其根本改正に先ち大正十五十六年は田畑地租の一分減を行ひ同時に、(三)地租に免稅點を設け納稅者が住所地市町村内に於て所有する田畑の地價二百圓未満(家族の分は合算す)なる場合に於て其田畑の地租を免稅することとしたのである。

三 營業稅に就ては外形標準に依て課稅するの制度を廢し營業純益を課稅標準として課するの制度に改むることとし營業稅の各目を廢し營業收益稅なるものを新に起したのである。營業收益稅の要點は、(一)營利法人に對しては總て營業收益稅を課すること、漁業演劇興業を例外とす。個人營業の課稅範圍は大體從來の營業の課稅業體とすること、(二)純益の算定は大體所得稅法の算定に準じ法人に就ては各事業年度毎に決定し、個人に就ては毎年調査委員會に附議して決定すること、其調査委員會は所得稅調査委員會に合併すること、(三)稅率は法人百分の三・六、個人萬分の二・八とすること、(四)個人營業に就ては純益四萬圓を以て免稅點とすること、(五)營業稅と地租及資本利子稅との重複課稅を避くる爲め、法人の營業收益稅額中より其事業年度内に納付したる地租及資本利子稅を控除し、個人の營業收益中よりも營業に專用する土地の地租を控除することに存して居る。

四 資本利子稅は所得稅の補完稅として地租營業稅との權衡上公債社債其他の資本利子に對して課せんとするものである。其要旨は、(一)課稅物件を甲乙二種に分ち(公債、國債を含む)社債、産業債券、銀行預金の利子又は貸付信託の利益を甲種とし、第三種の所得に付き納稅義務を有する者の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子を乙種とし、(二)稅率は資本利子額の百分の二とし、(三)課稅方法は所得稅に準じ、甲種の利子に對しては第二種所得稅と同じく利子支拂の際に天引課稅し、乙種の利子に對しては第三種の所得と同時に所得調査委員會

に於て決定せんとするのである。

五 相続税改正の要點は、(一)免税點を引上げ、家督相続の二千圓を五千圓とし、遺産相続の五百圓を一千圓とし、(二)相當程度以上の相続財産に對し税率を高め、同時に延納期間五年以内を七年以内に改めんとするのである。

六 酒税改正の要點は税率を高むるに存してゐる。即ち酒造税に於て清酒一石三十三圓を四十圓とし、麥酒税に於て一石十八圓を二十五圓とし、酒税及酒税含有飲料税に於て一石三十五圓を四十二圓とするのである。尙沖繩縣には當分の内改正法を施行せず酒類出港税を設けることとし、酒造組合に對し徵稅上必要なる設備又は補助を爲さしむることを條件として交附金を下附することとしたのである。

七 清涼飲料税は麥酒税との權衡を保ち其稅源を擁護するの趣旨を以て創設せんとするのであつて、其要點は、(一)課稅範圍は炭酸瓦斯を含有する飲料に限り、(二)之を三種に分ち第一種、玉ラムネ壘詰には一石に付き七圓、第二種、其他の壘詰には一石に付き十圓、第三種、壘詰以外のものには炭酸瓦斯使用量一瓶に付三圓を課することとし、(三)課稅方法は製造者より之を徵收することとし、之を取締まる爲に製造は免許を受けしむることとせんとするのである。

八 織物消費税の改正は綿織物に對して免税することを趣旨としてゐる。綿織物の範圍は全量中百分の九十五以上の綿を原料とする織物で、絹を交へないものと限定し、絹紡績芭蕉布は綿織物と看做すこととせんとするのである。

九 骨牌税の改正は、(一)税率を高め、麻雀一組一圓、其他一組五十錢とし(從來一組二十錢) (二)骨牌製造者に對する免許料(毎年六十圓)を廢止するに存してゐた。

十 專賣に關しては製造煙草及輸入煙草の定價に付大體二割程度の引上を行ふたのである。

十一 通行税、醬油税、賣藥税の廢止は説明する迄も無いが、賣藥税廢止に關聯し問題となつたのは失効賣藥に對する既貼印紙稅額交附の件である。法案は本稅廢止後二個年を限り貼付印紙額の五割に相當する現金を交附することと定めたのである。

次に地方税整理に就て之を見るに、國税整理案に對應し且つ地方税負擔の均衡を圖ることを趣旨とし、大體左の方針の下に整理案を作成した。

一 府税として家屋税を創設すること。國税、直接税體系は前に述べた通り所得税を中軸とし、地租營業收益稅資本利子税を以て補完税とし、收益稅制度の一部を組成する家屋税は國税として創設せず。之を地方税に委ね

ることとした、其國稅整理に對應し直接國稅の體系を補足する爲には家屋稅を府縣稅として一般的に施行するの必要があると認められたのであり、又一には府縣稅、戶數割廢止に依つて生ずる收入減を補填せんとしたのである。

二 府縣稅戶數割を廢止し市町村稅として之を創設する事とす。府縣稅戶數割は從來納稅義務者の資力を標準として賦課してゐたが、府縣の如き區域の廣き團體に於ては各人の資力に適應して課すること困難であるから、一旦市町村に配賦することとして居つた。それが同一の資力を有する者も其居住する市町村の異なるに従ひ負擔を異にすることとなり、不公平となると云ふので府縣稅としての戶數割を廢し、市町村稅としての戶數割を起したのである。

三 府縣稅營業稅雜種稅の整理を行ふこと。從來の府縣稅營業稅雜種稅の中には課目が徒に多岐に亘つてゐるのみならず反社會政策的課稅も少からず存して居る。そこで其種目を制限し其賦課を制限しやうとするのである。

四 地租免稅點の以下の土地に對して特別地稅を創設すること。地租に免稅點を設けた結果、免稅點以下の土地に對する地租附加稅は當然消滅し、地方歲入に缺陷を生ずるので、特別地稅を設けて其代りとせんとするのである。

五 地租營業稅の附加稅率を改正すること。國稅地租の一分減を行ひ國稅營業稅の輕減を行ふこととする結果

附加稅の減收を來たすこととなり地方財政の窮乏となる。之を救ふが爲に地租營業稅の納稅者が從來納めて居つた負擔の程度を變更せざる範圍に於て附加稅率を高めんとするのである。

六 所得附加稅の改正を行ふこと。市町村の所得稅附加稅は之を府縣に委讓し、原則としては市町に於て所得稅附加稅を廢することとし、府縣の所得稅附加稅率を引上げんとするのである。但し戶數割を賦課することが出來ない市町村に於ては、内務大藏兩大臣の許可を得て、從來の半ば迄の程度に於て所得稅を課することにせんとするものである。

政友會の地租委讓案

政友會提出の市町村稅地租法案並に市町村稅地租法の施行に關する法律案は即ち政友會の地租委讓案である、

政友會が地租の委讓を必要とする主要なる論點は

一、地租は地方稅とすることが始めて能く其の公平適實なるを得べきものである。

凡そ地租稅賦課徵收の方法は其の課稅標準を地價、賃賃價格其の何れに依るを問はず、所謂臺帳課稅の方法に依る爲め年を経るに従ひ其の課稅標準が甚だしく不相當なるものを生ずるのである。蓋し土地の收益は時世

の變遷に伴ふて必然的に變動があるからである。

然るに國稅として課する地租制に在つては、其の變動に順應する改正は全國一般的でなければならぬ爲め、全國に亘る地價又は賃賃價格の改定は實に驚くべき巨額の經費と歲月を必要とし、而かも之を敢てするも比年ならずして同一の必要と困難を繰返すに止まり、遂に其の完きを望み難きものである、之れ現に我國の地租に於ける地價の不公平甚だしき實狀に在て而かも其の完全なる改正を斷行し得ない所以である、又將來も同一轍に終るのみである、茲に於てか、地租は之を地方に委譲し地方自治團體をして賦課徴收に當らしむること、せば經濟的且各地の事情に相應する適當の施設が容易であつて、即ち彼の國稅としての地租に於て見る様な不完全と困難がなくなり、依て以て各人納稅負擔の均衡を期することが出来るのである、之れ地租の地方委譲を必要且相當とする第一の理由である。

二、地方自治體の整備並自治行政の確立は確實なる財源の供與を必要とするのである。

今や中央集權の弊を改め地方分權の確立を期し、地方自治體の向上發展を計るべき重大時期に當り、我國の地方自治團體が甚だしき困難なる狀態に在ることは敢て絮説を要せない所であるが、其の由て來る所を察するに時世の進運に伴ふ公共施設の必要年と共に増加し、經費の増大甚しきに拘らず、地方自治團體特に市町村

に於ては、何等確實なる財源を有せず、只僅に國稅又は府縣稅に追隨する附加稅の賦課、及人頭稅に均しき戶數割を以て主要なる收入と爲すに過ぎない、斯の如き薄弱不確實なる基礎に立つ市町村財政は時世の進運に伴はない。即ち跋足的組織に基く自治體の財政が極度の困難を招くは、當然の事義であつて、其の不合理を深く察する所がなければならぬ。

支出頻に嵩むも收入毎に不足を訴ふる地方自治團體は困窮の結果已むを得ず、或は附加稅の課率を年々増額し遂に其の本稅を超過する不合理に陥入り、更に又戶數割家屋稅に特に偏重し、亦財源を需むることに急なるの餘り微細極まる雜種稅若は特別稅の賦課を敢てするなど洵に其の忍ぶべからざるを尙且忍ばなければならぬ狀態に在るは、一に叙上地方自治團體の財政組織の不合理に因由することは遺憾の極みである、以上の如く地方自治團體の財政は極めて不合理不完全なる結果として、自治行政の運用亦圓滿健實なるを得ない、惹て地方産業の發達を阻害し國民民福の實を損すること決して尠しとしないのである、茲に於てか、地方自治團體の財政を整理し其困窮亂雜より脱せしむることは當に國家當面の緊急事に屬するのである、而して其の唯一方策は唯々地方自治團體に確實且獨立的の財源を供與すべきことにあるは敢て何人も異論のない所である、此の故を以て、併せて地租は地租其のもの、性質上地方課稅を相當とする見地に立つて、其の地方委譲を主張する所

以である。

三、地租の委譲を機とし我國の税制の根本的改革を行ふ必要がある。

我國現行の税制は、明治維新以降必要に應じて逐次増設せられたる各種の税と舊幕時代の沿革に基く各種の税とを彼是綜合配置して、國稅、地方稅の體系を形作り極めて不完全なる組織に成て居り、國稅と地方稅の連絡均衡殆んど空しく或者は重複し或者は免がるゝと云ふが如き状態である、故に我國の税制の整理は國稅、地方稅を通ずる絶對的考察の下に整理改善を必要とし各單獨的なるを許さないものである、之れ税制整理に關する一大要件であつて、此の要件を充たすことに依て始めて税制整理の大目的を達し國民納稅負擔の公平と適切を期することが出来るのである、茲に於てか、租稅體系の整備と國民納稅負擔の均衡保持は、國稅、地方稅を通ずる全般且根本的規畫の宜きに從ふを要し、而して國稅、地方稅を通ずる一般且根本的の整理の目的に於ては、地租又は家屋稅若は營業稅の如き所謂對物稅は、稅其のもの性質上及び地方財政並經濟上より考慮して之を地方稅に置くを相當とする、之れ地租の地方委譲を正當且必要とする所以である。

尙地租委譲により國庫收入の缺減を補填すべき方法として、政友會は左の財源を指摘した。

一、關稅改正に依る增收四千萬圓。

二、行政整理に依る恒久財源六千八百萬圓の内三千四百萬圓。

合計七千四百萬圓——即ち國稅地租總額に相當する。

政友本黨の提案

政友本黨の提案たる地租條例改正法律案は自作農免稅案であり、市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案は國庫負擔法四千萬圓を八千萬圓に増加せんとするものであり、所得稅法改正法律案は綜合課稅主義を徹底せしめんとするものであつた。自作農免稅の理由は、我國に於て人口が年々増加し食料を多く生産する必要があるためであるが、それには農民をして自ら土地を所有し自ら之を耕作せしむるに如くはない、且つ近年思想界の動搖に連れ、農村に於て小作爭議を企つるもの出で來り、その勢ひの窮まる所は國家の基礎を危くせんとも限らぬ。此勢を喰ひ止むるものは自作農でなくてはならぬ。蓋し自作農は一方に於て土地所有者であると同時に、他方に於て土地勞働者であつて、其處に勞資の對立なく小作爭議の容るべき間隙を存せないからである。自作農の維持創設が社會政策思想對策の上よりも必要で、此政策の要求を稅制の上にも現はさうと云ふので、地租條例中に一箇條を加へ自作農を定義し、之に地租を徵收せざる旨を規定し、且つ又小作權者にして地租を負擔する者は自作農に

準すべきことを定むることとしたのである。

三派の税制整理案は一月廿五日一括して上程、政府案に付ては濱口藏相、若槻内相より、政友會案に付ては三土忠造氏より、政友本黨案に付ては小川郷太郎氏よりそれ／＼提案の理由を説明した。而してそれが皆所謂税制整理特別委員會に附託せられ審議せらるゝ事となつたのは、誠に本議會の一偉觀であつたが、委員會にては政府提案中地租條例改正法律案以外は全部原案通り可決し、地租條例改正案に付ては肝緊の地租の一分減を削り、免稅規定にも修正を加へた。これは政府が政友本黨と妥協し、本黨の要望する義務教育費國庫負擔額を増額せんが爲に一分減を放棄したのである。又免稅規定の修正も自作農を免稅するといふ本黨側の要求に出でたもので、政府案の免稅規定は

地租を納むべき者（法人を除く）同一市町村内に於る田畑地價合計金額共同居家族の分と合し二百圓未滿なる時は其田畑地租を徵收せず、但し其住所外以外の市町村に於る田畑に付ては此限りに在らず。と云ふを

地租を納むべき者（法人を除く）の住所市町村及其隣接市町村内に於る田畑地價の合計金額共同居家族の分と

合算し二百圓なる時は、命令の定むる所に依り其田畑の地租を徵收せず。但し小作に附したる田畑に付ては此限りにあらず。

と修正したのである。本會議は討論二日間に亘つたが、委員長報告通り可決、政友會の地租委員案は憲本妥協によつて葬り去られた。

▲關稅の改正 關稅定率法改正は稅制の改正と共に、今期議會に於る極めて重要な法案であつた。政府提出の根本主旨は

（第一）我國に於て生産品のない品物又は生産はあつても其數量乏しき品物の原料品に對しては、無稅又は低率を課し、（第二）に重要産業であつて、今尙發達の道程にあるもの、及將來に發達の見込あるものには、外國品の競争に對して一様の保護を與へ、（第三）に事業の基礎が鞏固であるか、又我國の生産が豊富であつて、外國品との競争に堪へ得るものは成るべく低率を課し、（第四）に生活必需品は可成これを低率に改め、又は現制に据置くこととし、（第五）に嗜好品消費に屬する品物に對しては高率を課すると云ふのである。

斯く改正の主要目的は重要産業の保護にありといふに拘らず、其重要産業中より農産物を

ば全然度外視したる傾きあり。製造工業は一般に其稅率を高めたるに拘らず、獨り農産物に對しては稅率を据置くか、然らざれば却て之を低減したる如き、製造工業の保護を厚くし農産物を閉却する不公平の案なりと云ふので、政友會は農産物に對しても相當に稅率を引上ぐることに修正したのである。即ち米、粳、小麥、大豆、蠶豆、綠豆、豌豆、小麥粉等を初め牛肉、豚肉、コンデスミルク、鳥卵等に對し適度に其稅率を引上ぐることにした。而も憲政會と政友本黨と僅かに小麥、小麥粉、及び鳥卵の三點に付き政友會と同一歩調を執て修正を加ふることになつたが、其他の品物に付ては政友會の修正不成立に終つた。

工業品に付ても中には不當と思はるゝものなきに非ざるを以て、政友會は種々の點に渡り修正を試みたが、政友會の尤も重きを置きたるは鐵の問題であつた。抑も製鐵事業は有ゆる産業の基礎工業にして一國産業の發達は製鐵事業によりてトする事が出来る、加之一旦緩急あれば一國の運命は之に依て決せらるゝの有様なる事歐洲戰爭の經過に徴するも明らかなる所で、製鐵事業保護の必要は云ふ迄もない。今回政府部内に於る關稅の審議に際しても商工省よりは鋼鐵一噸に付七圓の稅を課するの案を立て、之を標準に鋼鐵其他に對し稅率を定め

て居たのである。然るに其審議中に印度方面の反對運動現はれたるが爲め、早くも外務省の腰は碎け、次で商工省も同稅を掛けることが困難であると見て取り、其代案として製鐵獎勵法を改正し、鉄鐵及銅鐵に對し一噸三四乃至六圓の獎勵金を下付するの案を提出したのである。而も斯る姑息なる方法に依つて到底充分に保護の目的を達する能はざるは勿論であり、世界の列強は製鐵業保護のために孰れも徹底的に高度の關稅を掛けて來たのであるから、政友會は斯る姑息手段を排し正々堂々關稅によつて保護せざる可らざる事を主張し、初めの商工省の原案の如く鉄鐵一噸に付き七圓を課することとし、鋼鐵其他に對しては之を標準に其稅率を修正したのである。而もその修正案は成立せず、政府案通り通過した。

▲地方制度改正 時勢の進歩に依り自治權擴張の要求と、衆議院議員選舉法の改正に伴ふ均衡と、郡役所廢止に伴ふ必然の結果とに促され、政府は府縣制、市町村制、及び北海道會法等の改正案を提出した。改正要綱の重なるものを擧げると

市制町村制に於ては

一、公民の要件中、獨立生計及納稅資格を撤廢し、且官公吏神官神職僧侶法宗の教

- 一、師及小學校の教員の被選舉權の制限を撤廢し以て參政權の擴張を爲したること。
- 二、等級別選舉の制を撤廢したること。
- 三、選舉人名簿を定時名簿に改めたること。
- 四、府縣會議員選舉と市町村會議員選舉とを同一選舉人名簿に依り行ふことに改めたること。
- 五、名簿調製期日を衆議院議員選舉名簿と同一期日となしたること。
- 六、勅令を以て指定する市(大都市)の議員選舉は、衆議院議員選舉法の規定に準じ候補者制度となしたること。

(以上選舉方法の改正)

- 七、名譽職參事會員は隔年選舉となしたること。
- 八、市參事會の議案審査權を削除したること。
- 九、市參與名譽職區長及區長代理並委員は、市長町村長の推薦に依り市町村會之を定むることに改めたること。
- 一〇、市參與、市町村助役、收入役、副收入役の就任は監督官廳の認可を要せざること。

とに改めたること。

- 一一、市町村の監督に關し許可又は認可を要する事項約二十項を整理したること。

(以上自治機關の整備及自治權擴張の改正)

府縣制に於ては

- 一、郡市の區域に於ける分區制度を廢止したること。
- 二、市町村公民に選舉權及被選舉權を與へたること。
- 三、議員候補者制度を認め、衆議院議員選舉法に準ずる規定を設けたること。但供託金額は候補者一人に付二百圓となしたること。
- 四、選舉運動及選舉費に關し、衆議院議員選舉法の規定を準用することとなしたること。
- 五、名譽職參事會員は隔年選舉となしたること。
- 六、參事會の議案及決算審査權を削除したること。
- 七、府縣の監督に關する主務大臣の許可を要する事項中廢止若くは整理したること。

等である。

今前記諸點に就て之を見るに、選舉權及被選舉權の擴張は衆議院議員選舉法に普通選舉の制度を採用せる當然の結果にして、從來の法律に於る市町村公民七百八十二萬餘人及道府縣會議員選舉有權者五百二十九萬人が、改正法に於ては何れも千二百五十二萬人となり、前者は約六割、後者は約十三割を増す事になつた。而も右參政權の擴張以外の事項に付ては形式上改正條項の少なからざるに拘らず、自治權の根本に觸れたるものを見ざるを遺憾なりとし、政友會は政府案に一大修正を加ふることにした。然るに興黨は、僅かに五千人未滿の小町村の議員定數を一樣に十二名となす事、市長町村長の就職に對する裁可若くは認可の手續を廢止する事、道府縣參事會中より高等官を削る事、町村會議長は條例の規定により議員中より出すこと等の數點の改正に同意したるに止め、他は悉く政友會の修正意見に反對して不成立に終らしめた。

▲勞働立法 政府より勞働組合法案、勞働爭議調停法案並に治安警察法中改正法律案を提出された。然るに勞働組合法案は缺陷だらけで我國勞働界の實情に適應せざるもの甚だ多く、爲に勞資何れの方面よりも手痛き攻撃を蒙るに至つた。政府も省みる所ありたるか委員

會に於て全部の質問を終了したるに拘らず、政府は爾後二週間の久しき殊更に休會し、その上興黨側より勞働組合法案は之をアト廻しとし、勞働爭議調停法案並治安警察法改正法律案のみの討議をなすべきことを主張し、政友委員の極力反對したるに拘らず、三案中特に其中樞をなせる勞働組合法案は政府自から之を審議未了に終らしむるに至つた。

勞働爭議調停法案は「勞働爭議發生したる時は行政官廳は當事者の請求により調停委員會を開設することを得」と云ふので行政官廳の強制調停に就き、鐵道、軌道、船舶等の交通運輸事業、郵便電信電話等の通信事業、水道、電氣、瓦斯等の供給事業等其他を列擧したる外更に「其他公衆の日常生活に直接關係ある事業とは其範圍頗る廣汎にして、然も之を勅令に委ねる。抑も公衆の日常生活に關係ある事業とは其範圍頗る廣汎にして、然も之を勅令に委ねる。行政官の自由に一任するが如きは其弊の及ぶ所測る可らざるものありとして、此點が最も問題となつた。尙本法案が専ら都會勞働を主眼とし農村に於る小作爭議に關して殆んど注意を拂はれず、規定に欠陥多しとして政友會は否決を主張したるも、興黨の多數にて通過した。又治安警察法の改正は、時勢の變遷に伴ふて勞働爭議に關し、同法第十七條及第三十條を存

通する必要なしと認むるが故に削除すると云ふので、之れは國民の宿論であつたから異議なく通過した。

▲重要法律案

政府より提出せられて今期議會を通過したる重要法律案左の如し。

民事訴訟法改正 民事訴訟法は明治廿三年の制定に係り、時勢の變遷に伴ふて不備を感じる點少なくないので政府は明治廿八年以來其改正調査を繼續し、漸く成案を得て本期議會に提出したのである。改正の要點は第一、缺席裁判の制度並に證書訴訟手續及爲替訴訟手續の制度を廢止したる事。第二、英國に於る訴訟裁判の實際を參酌して準備手續の制度を擴張したる事。第三、從來當事者が同意により自由に期日の變更をなし得たものに付き職權主義を加味したる事。第四、輕微なる訴訟に付き上訴を制限したる事等の點にある。政友會は第三の點に付き或程度に當事者の期日變更の自由を認めて、然も他面訴訟遅延の弊を緩和することを圖り、第四は現行法の如く總てに向て上訴權を認め、金額の多寡に依り權利の救済に差等を設くるが如き嫌なからんことを期し、此兩點に修正を加へた。此修正に關しては貴族院も亦賛成したので兩院協議會に附議せらるゝこともなく可決確定を見るに至つた。尙ほ本案の審議決定をなすに當り、政友會は左の希望條件を附した。

一、裁判官及裁判所書記優遇の方法を講じ、人材簡拔の途を開き訴訟滯滞の弊を一

掃すること。

二、次期議會に於て必ず辯護士法改正案を提出すること。

三、次期議會に於て強制執行法及競賣法の改正案を提出すること。

四、執行機關を改善し其監督を嚴にし、以て裁判の進行を遺憾なからしむること。

輸出生絲検査法 我輸出品の大宗たる生絲の取引が最大需要者たる米國其他より、その量目に就て絶えず非難を受くる所から、其弊害を排除して輸出生絲の聲價を高めその取引の公正を關するため正量検査を行はんとし制定されたのが輸出生絲検査法案である。即ち輸出生絲検査所に於て其正量検査を受けなくては輸出を許さぬと云ふのである。而して國の生絲検査所は現在横濱に一個所あるのみであるが、之れでは實際不便であるから、主務大臣は公共團體の設くる生絲検査所を以て此検査をなさしめ得る途を開き、神戸の市立生絲検査所を公認して正量検査を行はしめる。其検査手数料は勅令により生絲検査所内の検査は毎百斤に付一回、出張検査の場合は一圓六十錢を徴收すべく定める、若しこの検査を受けず、正量に依らずして輸出の目的を以て賣買取引をなしたるものは千圓以下の罰金に處する。此輸出生絲検査の問題は生絲貿易業者、製絲業者の直接利害に關係する所重大であつて、延て全國養蠶業者に迄影響を及ぼすのみならず、横濱神戸の輸出港問題にも交渉を持つ所から賛否の論

争盛んにして、特に検査手数料の徴収に付ては相當反對の聲もあり、猛烈な運動も行はれたが、政府も是等の關係を十分に考慮し、本法の施行を大正十六年一月一日以後にする事に延期し、原案の通過を見た。

暴力行爲取締法 近時團體の威力を背景として暴行、脅迫、器物毀棄、面會強請、強談、威迫等の不法行爲を敢てし、中には凶器を携ふるもの、此種の非行を常習とする者續出し、甚しきは此等不逞の徒輩を利用して良民に危害を加ふる如き事例少しとせず。而も其被害者は後難を恐れて萬事を秘密裡に葬り去らんとするを以て不法非違を敢てし乍ら法網を免るゝの徒少なからず。此儘に放置し難い所から暴力行爲處罰に關する法律案が提出された。本法の目的は決して勞働運動、小作運動、水平運動等を阻止せんとするものに非ず、單に公安を害する非行に對し假借なき處罰を行はんとするものなりとの政府の言明あり、多數にて原案通過した。

▲決議案と査問事件 本期議會に提出せられた決議案中最も重大の意義あるものは政友會の提出に係る中野代議士處決決議案と、内閣問責決議案の二案であつた。之れより先き憲政會所屬代議士中野正剛氏は田中總裁の三百萬圓事件(田中男が政友會總裁に就任するに際し神戸の乾新兵衛より三百萬圓を借入れ各方面に振りまきたりといふ事)並に陸軍機密費事件(田中男陸軍大臣在職中莫大の陸軍機密費を私し一部は預金し一部は公債に換へありとの事)を持

出し、田中男の帷幄に參じ、若くは政黨操縦に關する機務を掌れりと觀らるゝ小川平吉、小泉策太郎、秋田清、鳩山一郎の四議員を査問に附し事實を糺明すべしとの提案をなした。併し三百萬圓事件に付ては田中總裁に於て始めより何等の係累なく、從て單に好事家が謬妄の中傷として一笑に附すれば足れるも、陸軍機密費の問題に關しては、事國軍の信用士氣に影響し之を不問に附する能はざる事情あり。即ち政友會は單なる總裁一個の問題とするよりも、寧ろ國軍の信用に關する重大問題と見做し、之が真相を相らかにする必要を認め、先づ當面の責任者たる陸軍大臣に對し、政友會代表者より公開の議場に於て、果して中野代議士の言説が事實の當を得たるや否やに付き、其責任ある答辯を求むる所ありしに、陸軍大臣は明確に中野代議士の機密費問題に關する言説が、悉く荒唐無稽なる旨を答辯し、續て總理大臣も亦陸軍大臣の答辯を支持是認する旨を明答した。既に中野代議士の言説が虚構誣罔にして何等信を措くに足らざることの判明したる以上、同代議士が故意に政友會總裁を中傷せんとしたるは自明の推理にして、同時に國軍の信用を毀損したるの罪も亦大なりとし、政友會は中野代議士の自決を促す決議案を提出するの最も適切なるを認め、三月八日の議場に之を提起

した。右決議案の趣旨は當時政友會の發表したる左記宣言に徴して明らかだ。

宣 言

帝國の憂患は國民の思想動搖して、國本を破壊し、國體を毀損するより大なるはなし。第五十議會に治安維持法を制定したるも、要は矯激狂燥國礎に累するものを箝制せんとするの趣旨に出づ。金匱無缺の我國體を擁護して國家を磐石の泰きに置くは當面の最大急務にして、又公黨の天職なり、此天職の前には、政黨政派の別あるなく、舉國一致、斷々乎として臣子の分に忠ならんことを期すべき而已。

然るに今や、公開せる帝國議會に於て、虛誕誣妄の事實を構へ荒唐無稽の言辭を弄し、徒らに社會の疑惑を挑發して、國民と軍隊との離間を企つるものあり。此の如きは叛逆に類する不逞の言動にして、天人俱に許さざるの罪惡と云ふべく、國家の不祥未だ會て之れに過ぐるものあるを見ず。若し此等の言動にして、天下の廣居に行はれたりとせば、之を制裁するに別に法あらん。然も議會の言論が院外に無責任なる特權に墜れ、白晝尙昂然として赤化の走狗となる。之れをしも指彈せずして何をか指彈に値するものあらん。而して此不逞の言動を敢へてしたる一議員は美に外國の苞苴を享けて、賣國の行爲ありとの疑あり。議會は現に其人を査問に附し事實の真相を確めて然る後適當の措置に出でんことを擬す。我黨の奮然厥起して糾彈の聲を揚げしもの豈偶然ならんや。神

聖なる議政の府に賣國的言動を敢てするものに直面しては黙せんとして黙するを得ず。今にして議會を清穢し、外國の走狗を排撃せずんば、蠱毒漸く浸潤して、國本將に危からんとす。

惟ふに帝國陸軍は國防の大任を擔ふて紀律嚴肅、節度正明なるを期し、其間に毫も外間の疑惑を挾むを許さず彼の機密費問題の如きも、既に陸軍大臣の聲明に依りて、何等非違の行はれたることなきを明かにし。總理大臣亦之を支持して其の正確なるを保證し、連帶の責任を言明す。

茲に於てか一議員の言議が徒らに疑ふべからざるを疑ひ、故意に軍隊の信用を設け、何事か爲めにせんとの發意に出でしは一點の疑を容れず。加ふるに反對黨が一度其黨議を決して之を議會に問題となしたるに拘らず、其非の炳然たるに及んでも、尙且つ前の非を改めず。強辯黨議を経たるに非ずとなし、或は黨首其議に與らざるを以て其實を負はずと云ふに至つては、自ら公黨の面目を抛ち、黨争の爲めに手段を擇ばざる陋劣の心事を暴露せるものにして、我黨の甚だ遺憾とする所に屬す。

然れども我黨は敢て此問題を捉へて、單に一議員一政黨の非を鳴さんとするものに非ず。問題は實に國家存立の基礎に關聯して、之れが影響する所直ちに國運の消長に及ぶものあり。偶々議場に紛擾を惹起したるも、黨員の熱誠只だ國體を擁護せんとする至情の發露に外ならずして、因由を醸したる責、實に彼れに在り。四方具眼の

士は自ら其間の理否曲直を辯別して必ずや我黨の真意を解せん。吾人は今國家の前途を憂ふるの情切にして國體を擁護するの緊急なるを思ふ、敢て天下に宣し同憂の士に懇ふ。

然るに當日の議場は端しなくも紛擾を醸し案の採否を決定するに至らず。遂に議會史上稀有なる各派長老會の協議に移したる結果、政友會の決議案は中野代議士を査問に附するの條件の下に暫く之を保留し、政友本黨の動議により事件は査問委員會の手に遷りて其決定を待つこととなつた。

斯くて中野代議士は査問に附せられたるも、更に進んで國民と國軍との間を離間し、帝國國防の上に重大なる影響を及すべき不祥事を惹起したる其言動に關し、憲政會總裁たる若槻總理大臣の責任を問はざる可らずとして政友會は起つて廿五日左の決議案を提出上程した。

決 議

内閣總理大臣若槻禮次郎君の統率する與黨憲政會は、神聖なる議會に於て荒唐無稽の言辭を弄し、由て以て國民の疑念を醸し軍紀を紊亂し士氣を廢頹せしめむとしたり不逞の舉動を支持し、其の非を知りて之を悛むるの道を盡さず。光輝ある國軍

の名譽を毀損し國家の基礎を危からしめむとす。若槻總理大臣は須らく政黨内閣の本義に鑑み其の責に任ずべし。

右決議す

山本悌二郎氏左の如く提出理由を説明した。

一應決議案の朗讀を致します「決議、内閣總理大臣若槻禮次郎君の統率する與黨憲政會は神聖なる議會に於て荒唐無稽なる言辭を弄し由て以て國民の疑念を醸し、軍紀を紊亂し士氣を廢頹せしめむとしたり不逞の舉動を支持し、其の非を知りて之を悛むるの道を盡さず光輝ある國軍の名譽を毀損し國家の基礎を危からしめむとす。若槻總理大臣は須らく政黨内閣の本義に鑑み其の責に任ずべし、右決議す」是であります。惟ふに我が國軍が明治大帝に依て創設せられましたから此方、内に在つては社會の安寧秩序の維持、外にあつては國利國權の發揚進展に向つて國軍の貢獻したる所は洵に偉大なるものがあると信するのであります。殊に我が國際的位置に新紀元を劃する所の日清日露の兩戰役より、更に大正三、四年の戰役に至るまで、此戰役に依て收め得たる効果は、主として我が國軍の忠勇なる將卒の奮闘の賜物と申さなければならぬと思ふのであります。吾々は軍國主義者ではありませぬ。併ながら此我が國軍の義勇奉公の誠は、而して之に依て國家の爲に盡せる所に至つては、吾々と共に

國民一人も異存はないと信する者であります。さればこそ國民は厚き尊敬と深き信頼を以て我が國軍を後援し來つたのであります。我國の歳計の半ばを陸海軍兩軍の經費に投じて吝まざる所以も、畢竟此深き信頼と厚き尊敬に基因して居るのであります。他面より見れば、我が國軍が斯の如き功績を挙げ得たりと云ふことは、國民が之に對して力強き後援を與へた爲であると云ふことも、亦争ふべからざる事實であるのであります。故に將來に於て我が國軍をして能く護國の任務を盡して、撥亂反正の實を擧げて、以て我が國家を泰山の安きに置かしめんとすれば、即ち此國民と國軍との間の心理的結合をして、益鞏固ならしめなければならぬのであります。近時極端なる所の左傾的思想が國民の一部を浸潤して、此金匱無缺の國體、此世界無比の社會組織に向つて、是が破壊を企てんとする不逞の徒すらも輩出するに至つたと云ふことは、洵に憂慮に堪へざる現像であります。之に加ふるに、赤露の革命的共產主義の宣傳は、極めて組織的に我國に向つて施されつゝあると云ふことは、是亦事實であります。此宣傳は極めて隱微の間に行はれて居りますけれども、極めて力強く行はれて居ると云ふことは御同様に之を知つて置かなければならぬのであります。而して此赤露宣傳の主として目指す所は何れに在るかと思しませば、即ち學生と軍隊に向つて主力を注いで居るのであります。此事實に直面して、想を我國の將來に致しますれば、我國は實に安危興亡の巷に立つて居ると申しても、決して過言ではないであらうと信するのであります。

ります。

恰も此際此時、去る三月四日議員中野正剛君は、我が國軍の内部に不正醜穢の事實ありと斷言をしたのであります。此軍隊に不正醜穢の事實があつたと云ふことを、此公開の席上に於て議員の口より之を斷言したと云ふことは、實に容易ならざる事件であるのであります。中野君より指摘されたる事柄が、全く事實にあらずして全然荒唐無稽の事であつたと云ふことは、陸軍大臣の繰返しての言明、竝に總理大臣の之に對する裏書に依て明かなのであります。斯の如く事實は荒唐無稽であると云ふことが明になつて居るに拘らず、中野君は頑として憚むる所なく、而して政府の與黨、憲政會の諸君も亦動もすれば此中野君の主張、中野君の態度を庇護し、支持せんとするが如き態度あるに至つては、實に不可思議千萬と申さなければならぬのである。此に至つて若槻總理大臣に對する所の責任問題が起つて參るのであります。若槻君は憲政會總裁として、内閣を組織し、其首班に列して居られるのである。而して憲政會所屬の一員中野君は、會の同意を得て、此無根の事實に立脚せる議案を提出したる以上は、それが黨議であるとかないとか或は若槻總裁が豫め之を知つて居ないと云ふが如きことは問題ではありません。天下萬衆の見る所、若槻總裁の政治上の責任は斷じて通るゝことが出來ないのであります。唯吾々は茲に當時提出の責任に付て之を追究せんとする者ではありません。併ながら事柄は既に無根と判明した

る以上は、憲政會總裁であり、而して總理である所の若槻君は、直に而も急速に、其與黨憲政會をして其議案を撤回、若くは少くとも國軍に關する所の一部分を取消さしめなければならぬ筈であります。——少くとも——私は敢て申す、少くとも此國軍に關する部分だけは虚偽であるが故に、之を取消さしめて、而して國軍に向つて投ぜられたる所の暗影を、速に一掃するに努めなければならぬのであります。是は憲政會總裁として、又總理大臣として當然執らなければならぬ措置であつたのであります。

然るに若槻君は此當然執るべき措置を執らずして、與黨の諸君が動もすれば此虚偽なる事實に基ける所の中野君の聲明を庇護支持せんとするが如き態度に向つては、見て見ぬ振りをして何等爲す所なきに至つては、驚かさるを得ないのであります。加之一昨日若槻總理は議員三土忠造君の質問に對して、此事件は今や査問會に掛つて居るのであるが故に、自分としては手を下す必要がないと云ふが如き意味を以て答辯されて居るのであります。是は又實に驚き入るの他はないのである、査問會は査問會である、總理大臣は總理大臣ではありませぬか。既に總理大臣として事の無根なることを認めた以上自己の與黨をして其爲すべき所を爲さしむれば則ち可なりである、査問會に顧慮するの必要が何れにありませうか。それとも査問會の結果を見た上でと云ふ御考でもありませうか。若しそれならば實に容易ならざることであると考へるのである、果して査問會の結果に依て御

考を爲さると云ふことであるならば、曩に陸軍大臣が事の無根なりとして聲明せること、竝に裏書せる所の總理大臣若槻君の聲明を、吾々何と心得て宜しいのでありませうか。議會の査問に待たなければ分らないと云ふやうな事柄で、若し是があつたならば、議會の査問に待たなければならぬやうな不明の事柄、總理大臣貴方の關係の陸軍大臣が茲に無根なりと斷言し、而して貴方亦之を保證されたことと云ふことであつたならば、之は實に容易ならざることであるのであります、吾々は斯様なことは信せんと欲するも信する能はざるものであります。果して然らば則ち査問會の結果がどうであらうとも、そんなことは顧慮する必要はないのであつて、總理大臣として執るべき途は自ら定つて居るではありませんか。然るにも拘らず言を左右に託して、遂に今日まで此措置を執らざるに至つては、吾々は總理大臣の心理を疑はざるを得ないのであります。若し人あり、春秋の筆法を以て我が國軍と國民の間を離間するの端緒を若槻君開けりと云ふことであつたならば、若槻總理大臣は何の言葉を以て之に御應へなさるでありませうか。

固より中野君の主張、與黨諸君の此行動に依て、直に我が國民と我が國軍との不和を來すことはありませぬ。我が國軍は左様な薄弱の基礎の上に立つて居るのでありませぬ、併ながら千里の堤防も蟻穴より崩るとか申すことがある通り、此中野君の如き言論竝に彼に對し之を支持庇護するが如き、與黨諸君の態度を、此儘にして置

きましたならば、將來に於て我が國家の基礎を撼揺するが如き、不詳事を惹起する導火線ともなり得べき性質のものであります。此極めて、危険なる事實に直面しながら、若槻總理大臣は之を速に萌芽に於て彈壓して之を絶滅するの策を執らずして……何等拱手して觀る外なきに至つては、果して總理とし、又總裁としての責任を盡し得たりと申すことが出来ませうか、吾々は若槻總理が、晩年ながらも其非を悟つて、或は其措置を執らるゝであらうかとも想像を致して、心待ちに今日まで待つたのであります。併ながら議會最終の日たる今日に於て、若槻總理は此措置に未だ出でないのであります、斯の如くして、其儘に此成行を放任して、其結果として、我が國軍に纏ふ所の一抹の疑雲が全然消え去らんとして、未だ消え去らざるの状態に置くと云ふことが、是が果して總理大臣としての責任を能く盡せるものと申すことが出来ませうか。若しも斯様なることが端緒となつて、將來我が國民と我が國軍との間に、自然心理的の乖離を來すと云ふが如きことがあつたならば、其原因を作りし若槻總理は、如何にして上 陛下に對し奉り、下國民に向つて其罪を謝することが出来ませうか、吾々は只今まで待つて居つたのである。或は若槻總理が斯の如き措置を執らるゝであらうかと云ふことを待つて居たにも拘らず、今日まで何等之に對して爲す所がない以上は、事茲に至つては已むを得ず、吾々議員の權能に依て其責任を糺し、其處決を促さんとするのが即ち本案提出の理由であります。

此決議案は與黨の反對によりて通過決定を見るに至らなかつた。

右の二決議案の外本期議會の異常なる現象として特筆すべきは、査問事件の續出した事である。即ち梅田代議士議員誘惑の件、中野代議士賣國的言動の件、松島遊廓移轉に關する件及び所謂田中總裁の三百萬圓事件がそれで、此四件は擧げて之を十八名の同一委員に附託された。議會が自から査問會を開いて議員の行動を調査審議することの特例なるは勿論にして而も本期議會中に於て四件の査問事項を出したるは異例中の異例に屬し、我が議會史上未曾有の現象であつた。

梅田代議士議員誘惑の件は、梅田代議士が山梨陸軍大將の指囑により金錢を以て議員を買収し、政友會に入黨せしめんと謀つたと云ふので、之を査問に附すべしとの提議を試みたるのは新正俱樂部で、本期議會に於る査問の俑を作りしものは與黨である。査問開始後に於て政友會の反對せしに拘らず、與黨側は多數を以て梅田代議士が金錢を以て同僚議員を誘惑するの事實ありしと認め、其處決を促すの案を可決するに至つた。又中野代議士賣國的言動の件は中野正剛氏が勞農露國より十萬圓の資金を受けて赤化宣傳の事に參加したりと云ふので

之れは政友會の提議であるが、查問開始後與黨側は多數を以て、中野代議士に對し「認定すべき證據なし」と決定し之を議會最終日の本會議に報告せんとしたるも、紛擾のために上程を見るに至らなかつた。松島遊廓事件は大阪松島の遊廓移轉に關し憲政會當路の有力者が賄賂を受けたりといふ事であつたが、此事件も田中總裁三百萬圓事件も偶々會期満了して審議未了となつた。兎に角事の多くは政友對憲政の摘發戰にして、世人をして恰も議會を泥仕合ひの舞臺の如く思はしむるに至つたのは、遺憾千萬なる事であつた。

第四章 次期議會召集前迄

▲閉院後の議員總會

政友會は第五十一議會閉會直後の恒例議員總會を三月廿七日本部に開催、田中總裁から

諸君、今回の議會は諸君の非常な奮勵により唯一の在野黨として政友會の權威と力とを十分に發揮し得たと思ふ。さり乍ら此議會の狀勢を通觀するに、如何にも憂慮に堪へず、且つ前途に對する憂慮は益深いものがある。

此暗雲を一掃して國民の信頼に添ひ、以て我黨の主義政策を徹底して此局面を打開し、國家の隆運を齎らすには相互の決心努力に待つのである。私は茲に多くを語らない、語らない事により多く意味があると思ふ。即ち相互の胸中に大なる諒解あり決心あり、私はこの際只議會で日夜盡瘁された諸君に御禮を申上ぐるに止めたい。

と簡単な演説をなし、終て小川顧問の演説あり、散會後直ちに大食堂に於て院内外總務招待の懇親會を開いた。

▲新幹部役員 政友會議員總會に於て發表された新幹部役員左の如し。

總務 山本悌二郎、三土忠造、山本条太郎、濱田國松、菅原傳、前田米藏、山口恒太郎

幹事長 鳩山一郎。

幹事 森 恪、砂田重政、安藤正純、向井倭雄、岡田伊太郎、松岡俊三、井口延

次郎、星島二郎、有馬頼寧、山本芳治、山下谷次、森轟利、青山憲三、
西方利馬。

會計監督 高山長幸、内田信也。

政務調査會長 大口喜六。

副會長 若宮貞夫、山崎達之輔。

黨務員會長 望月圭介。

副會長 秋田 清、秦 豊助。

代議士會長 武藤金吉。

副會長 井上孝哉、岩崎幸治郎。

通信部長 木下謙次郎。

副部長 堀切善兵衛。

顧問(追加)

中橋徳五郎、望月圭介、武藤金吉、東 武、若尾璋八、秋田 清、高橋先
威、吉植庄一郎、上埜安太郎、廣岡宇一郎、木下謙次郎。

▲相談役其他役員

政友會は總裁指名並に互選による役員を左の如く決定發表した。

相談役 (互選)

▲關東

宮崎三之助、中島守利、榊原經武、濱口吉兵衛、武藤金吉、松本眞平、
宮本逸三、田邊七六。

▲東北

八田宗吉、松實喜代太、熊谷直太、工藤十三雄。

▲北信

高橋光威、上埜安太郎、笠原忠造。

▲東海

加藤久米四郎、松本君平、佐々木文一。

▲近畿

中村 巍、高井商二、吉村伊助。

▲中國

廣岡宇一郎、若宮貞夫、西村丹次郎、望月圭介、渡邊祐策。

▲四國

三善清之、小野義一

▲九州

山内範造、内野辰次郎、向井倭雄。

相談役 (貴族院互選)

犬塚勝太郎、伊澤平左衛門、小林 暢、吉田羊治郎、

全 上 (總裁指名)

木下成太郎、田邊熊一、加藤平四郎、吉津 度、吉良元夫、松野鶴平、春日俊文、

中島鷗六、安原仁兵衛、久木田叶、坂本素魯哉、最上直吉、前川虎造、伊藤仁太郎

花井源兵衛。

臨時政務調査會理事 (總裁指名)

松山常次郎、高橋熊次郎、川口義久、木暮武太夫、石坂豊一、高草美代藏、坂梨哲

佐々木長治、堀川美哉、安藤正純。

黨務員會理事 (總裁指名)

山口義一、牧野良三、志賀和多利、今井健彦、中島守利、濱田精藏、原惣兵衛、

武田德三郎、胎中楠右衛門、砂田重政。

通信部配員

青木精一、金光庸夫、星島二郎。

臨時政務調査會部長 (總裁指名)

第一部 (司法文部) 坂野友造 第二部 (外 務) 黒住成章

第三部 (内 務) 磯 部 尙 第四部 (内閣大藏) 河上哲太

第五部 (陸海軍) 内野辰次郎 第六部 (商 工) 鈴木 隆

第七部 (選 信) 植原悦二郎 第八部 (拓 殖) 古川 清

第九部 (鐵 道) 伊阪秀五郎 第十部 (農 林) 藤田駒太郎

▲水野鈴木兩氏入黨 政友會では四月十六日日本部に於て新に政友會に入黨した水野鍊太郎氏外遊送別會を開き、鳩山幹事長より水野鍊太郎、鈴木喜三郎、兩氏の入黨を紹介した後

田中總裁よりも「兩氏の入黨によりて政友會が一層重きを加へ國家の爲に益貢獻せねばならぬ」旨を力説して水野氏外遊に對する送別の辭を述べ、水野氏は入黨の辭を述べて謝意を表する所あつた。

▲若槻内閣の改造 議會に於て鐵道敷設法案の鹽尻下諏訪線が政友會と政友本黨との反

對によりて否決せらるゝや、仙石鐵相は之れと云ふのも若槻首相に誠意なきの致す所なりと憤慨し、辭表を叩き付けて湘南に去つた。之れは到底引留め得べからずして若槻内閣はいやが應でも改造の餘儀なきに立至つた。そこで議會終了後仙石鐵相の後任を本黨側より擧げ、憲本聯立内閣を造らんとしたけれども本黨應せず、そこで研究會の代表として水野直子を入閣せしめんとしたが、又失敗し、結局同じ研究會の井上匡四郎子を個人の資格といふ事で鐵相に就任せしめ、首相の内務兼任を解きて濱口藏相を内務に廻はし、早速農相を藏相とし、町田忠治氏を新たに農林大臣に任じ、六月三日内閣を改造した。即ち左の如し。

内務大臣	濱口雄幸
大藏大臣	早速整爾
農林大臣	町田忠治
鐵道大臣	子爵井上匡四郎

▲改造内閣糾弾 若槻内閣改造決定の即日政友會に於ては、之れを現内閣の大失態なりと認め、翌四日最高幹部會を開き協議の結果

現内閣は微力其任に堪へざるを自覺し、憲本聯立内閣の組織を企てたる以上、其不成立に終るや直ちに進退を決すべきである。然かも事茲に出でず更に膝を特權階級に屈し、貴族院研究會との聯立を圍りて其拒絶に逢ひ、窮餘個人の資格と稱して其一員を入閣せしめ、之を以て同會との楔子となし、以て事實上の聯立を實現せんと圖りたるは、政權維持に汲々として漫然一時を糊塗したるに過ぎず。眼中憲政の大義なく輔弼の重責を輕視するの甚しきもの、其厚顔無耻驚くに堪へたり。殊に閣臣の位置を驛賣に附するが如き行爲を敢てせる、其罪過に至ては斷じて容認す可らざるものとす。

との事に一致し此意味を國民に徹底せしむべく、先づ東京に第一聲を擧げ、斯くして全國的に遊説高調せしむるに決した。

尙七日開會せる有志代議士會に於ても左の申合せを可決した。

申 合

現内閣は護憲の大義を没却して國民を裏切り、特權者流と苟合し庶民政治の威信を失墜す、吾人は國民と共に其非を糾弾せんため積極行動を執る事。

斯くして若槻内閣改造に關する政友會の内閣糾弾演說會は、七月一日東京市内三ヶ所第一會

場青山會館、第二會場日本橋劇場、第三會場上野自治館にて午後三時より一齊にその第一聲を擧げた。

▲松島遊廓事件 大阪市中に松島遊廓あり、風紀上よりも宜しくないと云ふ理由でこれを郊外に移し其間に巨利を占めんとするものあり。同地の土地會社より多額の運動費を各政黨方面に提供したるやの風評聞えたので、議會開會中三月二日の本會議で、濱田國松氏より「松島遊廓移轉問題に關し政務官及議員の行動に付調査すべし」との緊急動議を提出し、在問會に附せられたけれども、未だ十分の審議を進めない内に議會は閉會となつた。されど此問題は司直の手によりて審理を進められ、先づ萬成信託社長平渡辨護士の起訴收監となり、次で憲政會顧問前選相箕浦勝人、政友會前總務岩崎勳、政友本黨黨務委員長高見之通の諸氏及び關係者數名の起訴收監となつたのは七月だ。尙ほ床次本黨總裁及若槻首相は證人として取調べを受けたが、首相は偽證をしたと云ふので箕浦勝人氏から若槻首相を偽證罪として告訴するに至つた。一國の總理大臣が前國務大臣たる與黨の長老から偽證罪の告訴を受くる如きは、實に前代未聞の沙汰であつた。箕浦氏の告訴狀左の如し。

告 訴 狀

一、若槻首相（當時内相）は松島遊廓移轉問題に付て會見したる際、予に對し該問題の權限は府縣にあるものであるから、府縣に於て異存がないならば本省に於ても異存なきものである。而して具體的問題に付ては府縣が移轉を承知して申請して來れば本省にても詮議するものであると聲明した。

一、然るに若槻首相が塚田判事と會見の際に、遊廓の移轉なるものは土地の風俗を害する立場から、地元民が移轉を主張し輿論となつた場合はその限りでないが、これ以外の理由では許すことが出來ないものであると説明して居る。

一、その説明の内容は根本に於て明らかに異なつてゐるものであつて、此のために自分のみならば犠牲となることも出來るが、多數の關係者が異繼の辱を受けてゐるので、これを見るに忍びず敢て告訴した次第である。

▲長野縣の警察暴動 七月十八日、郡制廢止に伴ふ警察署の廢止に付長野縣下に暴動起り、梅谷知事は暴行を受けて負傷した。而して騷擾罪として起訴せられたもの八百六十餘名の多きを算し、一時同地は無政府無警察の状態を現出した。政友會は事の重大なるを見て直に特派員を派し調査せしむる所あり、八月二日の幹部會に於ては特派員の報告を聴取し意見

交換の結果、第一に政府の責任を糺し當面の善後處置を直に解決せしむべく、當局に嚴重警告を與ふる必要ありと云ふに一致し、委員を舉げて若槻首相、濱口内相、江木法相を歴訪、左の警告文を手交した。

警告

一、長野事件に付て、我黨は其發生當時より夙に政府の一大責任なる事を聲明したり。然るに之が善後處置に關し頗る其當を失して騷擾事件を勃發せしめ、而して其檢舉に當つては人權蹂躪の擧を敢てし、縣下の人心をして不安に陥らしむる等、政府は益々失態を重ね其責任一層重大を加へたり。

一、當面の處置としては

(イ) 知事警察部長を直に處分すべし。

(ロ) 速かに檢舉を打切つて人心を安定せしむべし。

警告の要旨

一、知事警察部長の處分 長野事件に關しては知事警察部長等の責任重大なるは勿論であるが、殊に一縣治安の任に當る知事警察部長が民衆に亂打され、無警察無政府の状態に陥らしめて、官憲の威信を失墜せしめたこと

は、當然懲戒處分によつてこれを匡さねばならぬ。

二、警察署の復活 七月一日に廢止した各警察署は、僅に十日前臨時縣會において警察署廢止分合の意思なしと明言したことを裏切つた。且つ地方官々制改正の主旨は、警察分署なる名稱を廢して、總て警察署と稱するにあるを誤解して、他府縣に見ざる處の大廢合を行ひたるものであるから、その主旨よりいふも、また民心安定の上から考ふるも、これを復活するのが當然である。而してこれは内相の監督權に於て當然なすべきことである。

三、檢舉の打切 不祥事件は七月十八日午前に起つたにかゝらず、當一日間は知事檢事正共に何等の方法をも講ぜず、而して翌十九日より檢舉に着手するに當り、何等の證據によるにあらず、漫然大會出席者を一々引致尋問して居る實狀である。故に尋問に無理を生じた結果種々の人權蹂躪を敢てし、遂に一青年は自殺を圖るに至つた。かくの如き狀態ゆえ、警察官と民衆の間は益々疎隔し、一面警察部長は抜劔命令を發するほどに警察側も興奮して居る、しかも七月一日以來その業務を顧るにいとまなき民衆は、この檢舉において全く生業を放棄せるの狀態であるゆえに、大局より見てこの際良民檢舉の打切りが適當である。

四、政府の責任 若槻首相、濱口内相は去月二十二日廿三日我々訪問委員に對し、長野事件は重大なる不祥事件として政府にも責任ありと言明した。當時特に委員は政府の責任は當然だが、これを問ふは後のこととして、

差當り速かに前記三點については善後策をなし、人心を安定すべきことを懇切に警告し、なほ合せて直ちに善後處分をなさねば事件は益々重大化し、政府の責任更に重きを加ふる旨を述べた。しかるに荏苒決する處なく、機宜の處置を誤りて益々人心を悪化し、綱紀を紊亂せしめた。その監督を誤つた政府の責任はいよゝゝ重大を加へた、この責任は充分に糺弾せねばならぬ。

本件に付ては新聞記事差止中であつたが、八月五日漸く解禁となり、知事警察部長は依頼免官となり、表面文けは一段落を告げた。

▲内閣又た改造、早速新蔵相は就任後旬日を出でずして病臥し、殆んど財政計畫に手を觸るゝ事なくして三月餘を経過し、遂に九月十三日を以て長逝した。そこで内閣は更に改造を行ふこととなり、翌十四日商相片岡直温氏蔵相に、又其補充として藤澤幾之輔氏商相にそれぞれ親任せられた。又濱口内相久しく病に罹り職を執る能はず、十二月十六日安達暹相内務大臣臨時代理となり、昭和改元の後に及んだ。

▲朴烈事件、七月朴烈事件なるものが起つて、政治界並に思想界の重大問題となつた。朴烈事件といふのは朝鮮慶尙北道尙州郡化北面壯岩里八百七十番地雜誌發行人朴準植(明治三十

五年二月三日生で、其妻金子文子といふのは山梨縣東山梨郡諏訪村柚口千二百三十六番地のもので明治三十五年十月二十五日出生、人參行商を職業とせるものである。彼等は夙に過激思想を有し、共產主義より更に一步を進めて、虛無主義を信じ、國家社會は勿論自己をも否定する者で、到底現代の國家社會の下に共存し得ない所の性格の持主である。而して朴烈文子の兩人は大正十二年關東大地震の後、人心恟々萬人其の堵に安んぜざるの時に際し、窃かに大逆行爲をなすべき計畫を立て、朝鮮出身の同志數名をかたらひ、爆發物の製作提供を依頼し、〇〇〇殿下〇〇〇式の當日、之を投擲して、恐多くも皇室に危害を加へんことを企てたものである、事半途にして暴露し、大正十二年九月二日逮捕、同年十月廿日より爆發物取締法違反の被告事件として東京地方裁判所の審理に付せられたのであるが、取調の進捗と共に、大逆事件の證據明確となり事件は大審院に移され、大正十五年三月廿五日死刑の宣告を受くる事となつた。

然るところ當時の若槻内閣は被告の情狀に酌量すべきものありとなし、特赦を奏請し罪一等を減じて無期懲役となすべき恩命を仰ぎ、朴烈を千葉刑務所に、文子を栃木刑務所に收容

したのである。

大正十五年七月廿五日、突如として所謂怪寫眞なるものが或人の手から世間に發表された。其怪寫眞は朴烈文子の在檻中に於る嬌態を撮影した醜陋見るに堪へざるものである。政府は周章狼狽、直にこの怪寫眞事件を行政處分に附し、新聞紙の掲載を禁止し一切を祕密の裡に糊塗し去らんことに努めた。されど一旦世間に發露した以上、この奇怪事を暗から暗に葬り去ることは出来ぬ。世論は急に沸騰し、事體は司法權の威信を失墜し、國體の尊嚴を冒瀆するの恐あるものとなし、遂に所謂朴烈問題を起したのである。

政府當局の辯明によれば怪寫眞は大正十四年五月二日東京地方裁判所第五號法廷に於て豫審判事立松懷清の撮影せるもので、其一葉を朴烈のため窃取され當時在檻中の某の手により檻外に搬出されたものである。政府當局は此事實を頗る輕易なる出來事となし、簡單なる取扱によりて一切を彌縫し去らんとしたのである。

以上は本問題の概要であるが、この怪寫眞を動機として端なくも文子の自殺が發表され、續いて被告人の在檻中に於ける當局取扱の寛容、減刑奏請の失當、特赦優待の事前漏洩等司

法權に關する重要問題が續發し、政府當局の重大責任として論議さるゝ事となつたのである

十ヶ條の疑問

朴烈事件！眞に大正聖代の一大怪事で、愈出でて愈怪を極め其底止する所を知らぬといふ状態であつた、試みに疑問の點を擧げると

- 第一 朴烈文子の寫眞は卑猥なる嬌態を現はせるもので在檻被告人として斷じて許るすべからざる動作を表示せるものである。斯る行動を寛容したるが上に、更に之を寫眞に撮影せるは全く司法部内に於ける官規の弛廢を示すものではないか。
- 第二 怪寫眞は大正十四年五月二日東京地方裁判所豫審廷に於て、立松判事によりて撮影現像され、被告朴烈の手によりて尙かに在檻中の某被告に手交され、遂に檻外に逸出したりといふ。判事といふ官職に對する撮影行爲、並に寫眞逸出の不取締は明かに綱紀の頹廢を示すものではないか。
- 第三 大逆犯人に關する豫審調書は絶対祕密に付すべきものなるに拘らず、怪寫眞と同様の徑路を以て世間に漏洩したり。嚴肅なる裁判の祕密文書が被告人の策動に

より世上に傳播せることは、明かに司法の權威を失墜せるものではないか。

第四 朴烈文子の在檻中に於ける舉動は暴恣放縱を極め、他の在檻人の注目美望の的となれりといふ。在檻中に於ける被告の結婚を始め、衣服調度、沐浴散歩飲食より男女同棲、自動車提供等當局が寛容の態度を以て彼等を待遇したる事實は、法規を無視したる一大非違にあらずや。

第五 朴烈が其寫眞並に豫審調書を世間に漏洩したる心事は、之によりて他の同志若くは同情者と意志と交通を爲さんとする意志に外ならず。乃ち犯行繼續の危険を伏藏するものと認むべし。これ實に朴烈等には現に一點だも反省改悛の意志なきを證明すべきものならずや。當局はかくても尙朴烈一味に同情を與ふべき餘地ありと爲すか。

第六 反省改悛の實なきものに對して減刑の御沙汰を奏請したるは、大權の發動に對する輔弼の責を缺くものである。減刑の恩命は大權事項に屬し、臣子の私議にすべき所にあらずと雖、之が發動に關しては内閣の輔弼に由らざるべからず。閣臣は之に對して責任を負ふべきものではないか。

第七 減刑優詔の降下數日前に於て早くも有り難き御沙汰の降るべきことを世間に發表したるは、大權の發動を豫斷したるの據あり。閣臣不謹慎の罪を如何にせんとするか。

第八 怪寫眞事件一たび世上に傳はるや、若槻首相は一木宮相の質問に對し司法大臣の疎明を其儘に「事實無根にして寫眞は偽造に係るものなり」と報告し、依て以て一時を糊塗し去らんとしたる事實ありと云ふ。然かも旬日ならずして事實の真相を暴露し、立松判事を病氣退職の名の下に罷免してこの事件を彌縫せんことに努めた。首相並に法相は最初其の責任を回避せんが爲め誣妄の言辭を弄して天下を欺瞞せんとしたるか、然らずんばこの重大事件を輕視し事實の調査を疎漫に付したるものなるか、何れにしても其の態度に公明嚴正を缺く所があるではないか。

第九 怪寫眞撮影者たる立松判事は當然懲戒裁判に付すべきものなるに拘らず、病氣の名の下に退職の形式を執らしめたるは、行政權を以て司法官の獨立を侵害せるものにして、司法の官規を蹂躪せるものではないか。

第十 第十文子の死亡に就きては疑問とすべき點少からず。現に世間の一部には忌

はしき風説さへ傳ふるものあり、自殺の前後に於ける當局の措置は不適當なるのみならず、特に天恩に浴して餘命を全ふせる文子をして、自殺によつて聖恩を無視せしめたる一事は、閣臣の重大なる責任ではないか。

政府は怪寫眞事件の顛末につき其の態度を疎明するため、大正十五年九月二日司法省より聲明書を發表し更に林司法次官をして之を補足せしめた。其の聲明によると「司法官が犯人を撮影して悪むいと云ふ法はない唯あの寫眞は聊か男女の嬌態を演じて居るのが悪い、然しあれは立松判事が稀有の犯罪審理に當つて審理終結に臨んだので、後日の回想資料に撮影したのである。その時立松判事は男女を一所に撮影する積りではなかつた、別々に撮さうとして居た瞬間、女が突然男の椅子に飛び付いて併座したのを制止したるも應ぜざるに、不用意に其儘寫したばかりである、それを朴烈が隙を窺ひ巧みに入手して刑務所外に流布せしむるに至つたのである。だから責任は立松判事さへ負へばよい、而して立松は最早や辭職したから後は何もないのである。それを兎や角言議を挿む者は事を構へて政府を倒壊せんとする卑劣漢である」と云ふので、其の撮影は大正十四年五月二日場所は第五號豫審調査室であると

公表した。

此の聲明書に對しては世間幾多の疑念を挟み、却て事實を誣妄したる虚偽の聲明なりと非難する様になつた。

▲朴烈事件糾弾 政友會では朴烈問題に關する正式黨議を決定するため、九月十九日議員總會を開き、鳩山幹事長から問題の経過報告あり、滿場一致左の宣言を可決した。

宣 言

朴烈等の犯罪は刑法第七十三條に該當し、其事實の内容は臣子の分として詳しく之を語るに忍びず。其狼戾の言行、嚮に現はれたる大逆罪の比にあらず。即ち大審院が酌量減刑の寛典を願みず、濫乎として之を法律の正文に處斷せる所以なり。然るに豫審判事某者彼等を審問するに當て奇異なる優待を恣まゝにし、其極遂に被告二人の異性をして法廷内に相抱擁せしめ、判事自から其痴態を撮影して私かに之を机筐に秘するに至る。此所謂怪寫眞なるもの、他の嚴秘に附すべき重要書類と共に、在獄の被告人の手より出でて世上に流布し、刑務所も亦上司の命を承けて兇徒を厚遇せる事實の暴露するに迫り、司法權の威信一朝にして泥土に委せんとす。而かも政府は漫然之を看過して懲戒を怠り、刑務所の規律亦之を忽且に附す。其辯明する所未だ以て一世の疑惑を解くに足らず、

反て識者をして益々深憂に堪へざらしむ。

兇徒の裁判確定の後、道路頻りに恩命の下るべきを説く者あり。日ならずして政府果して特赦を奏請し慈恩の霑す所、裁判の決定を翻へして死罪一等を減ぜり。雲上の事は臣下須らく之を言ふを慎むべし。只夫れ特赦減刑の奏請には自から相當の條件無かるべからず。之に據て緩急輕重を斟酌するは一に閣臣輔弼の絶對責任に屬す。其犯跡と狼戾遂に悔ゆる所無き心情の明かにして、毫も減刑奏請の理由無きに關はらず、政府將た何の見る所あつて聖斷を仰ぎたるか。第二回の聲明書は未だ此大所に觸れず、故らに事態を輕視して顧みて他を言ふに止まる蓋し大逆罪が國體の根本に抵觸する一大不祥事たるを意識せず、區々の政略に拘泥して、昭々たる皇道の大精神を遺却せるに外ならざるなり。願ふに往年虎の門に不祥の變事勃發するや、閣臣恐懼措く所を知らず、蒼皇罪を闕下に謝し、遂に非常の政變を生ぜり。若し夫れ私情を以て之を觀れば一兇漢の叛逆を以て閣僚一同疎漏の罪を爲すべき理無きに似たりと雖、萬世盡くること無き皇道政治の絶對精神は、固より屹然として人情政略の權迫を超越す。當時の閣僚能く此大節を正し、情に忍びて義に殉ひ、以て國體尊崇の規範を垂る、洵に能く臣節を盡せりと謂ふべきなり。

然るに底事ぞ、現任の閣臣思ひを茲に致さず、既に獻替の機宜を失せるのみならず、或は判事の非行を曲庇し

或は綱紀の頹廢を看過し、頻りに遁辭を設けて其責任を回避せんとす。此れ此輕薄の心事、即ち司法の刑名を紊り、輔弼の重任を辱かしむる所以ならずんばあらず。今や事件の内容略ぼ世人の察知する所となると雖、事苟くも皇室に關する故を以て、口耳相誡めて大聲に疾呼するを憚る、政府却て此國民の赤心を逆用して天下の視聽を蔽塞せんとす。是れ豈免れて耻無き者にあらずや。我黨茲に敢て事態の輕重を辯じ、併せて政府糾彈の意を宣明す。

次に實行方法の協議に入り、望月黨務員會長の提議により、幹部一任に決し、次で田中總裁の左の演説があつた。

田中總裁の演説

諸君、只今決定せられたる我黨の主張を遂行するには、今後御互に大努力を覺悟致さなければなりません。

この度の問題は、固より政策の是非を超越して、國體觀念の根本に對するものである。また司法權の威信の失墜を恢復せんとするものである。孰れも國家存立の基礎に關する重要な事であつて、區々たる政争ではないのである。綱紀の頹廢、人心の弛緩といふ未曾有の時弊に對し、先づ思想の根柢より出發して夫れ／＼斧鉞を下さな

ければ、以て諸君と吾々の最終の目的は達成せられぬのである。微々たる内閣の存廢の問題ではない、乃ち此解決には大努力を要する所以である。そこで私は先づ國民に向つて、極めて嚴肅なる意味に於ける緊張を求むると共に、諸君と私は、こゝに大いなる決意をなさなければならぬことを自覺するのであります。固より私は閣臣の責任を閑却する譯ではない、重大なる此度の事態に對して輔弼獻替を誤つたことは、最早世上の定論と見るべきであるから、政府としては當然省みて自ら決する所もあらんかと思ふのである。實は今日までに早く既に恐懼に堪へずとする臣節の發露を見なければならぬ筈と思ふが、其之れなきは私の深く遺憾とする所である。是には前例もあることである。隨つて今後此儘に荏苒時を移すようであれば、吾々は勿論相當の考慮を致さなければならぬのである。唯將來に亘り何よりも大切な問題は如何にしてこの人心を引締めるかである。將た綱紀を肅正するかである。司法權の威信の失墜は何に因つて是れあるに至つたか、輔弼の道を誤つたる閣臣の失態は其の原因何くに在るか、苟も世道人臣の傾向と兇險亂雜の風尙を見て、國家の前途を憂ふるものは、深く事相を究め以て抜本素源の方途に出でなければならぬ。是が寔に喫緊の題目である。我黨宣言の趣意を主として此に在るのであります。

思ふに今日百弊の泉源は、朝野齊しく人心の緊肅を欠く點に在る。其の結果は精神的に不眞面目を來し、動もすれば危激不平の思想を涵醸して、紛々擾々たる現象を呈し、所謂舉國一致の美風を失ふに至るのである。誠に由々しき大事である。斯くては國際競争の優勝者たらんとしても到底不可能である、如何に吾々が内外の政策に新機軸を樹てゝも、土臺が腐つて居ては建設の仕事は出來ない、故に私は此主張に向つて深く朝野の反省を促し人心の不安を除くと共に、國家生活の安定を求むる一大工夫を講じたいのであります。

茲に於て私は政府に望む、則ち近來吾々の眼前に展開せる幾多の廢類紊亂の實情は何としても政道の暗影靡爛を如實に示して居るのであるが、扱て政道の正邪明暗は直に民心に反映すること頗る大なるものであることを争ふべきでないから、政府としては無責任の言論などを慎まれ、努めて黨争的感情を去つて、飽く迄公明正大に國家的見地に立つて一切の進退に出でられたいのである、どこまでも身を以て衆を率ゆるの態度に出でられたい。是と同時に私は諸君に向つても、また周到なる用意と慎重なる態度を求むるのである。吾々の行動の目的は常に固より政權争奪ではない。況んや這回の問題に至つては、國本の大綱を確立し、法權の獨立を維持し、以て憲政を擁護するに在るのである。今は國家民人の安危に懸る大切の場合である。私は黨派の感情思念などは毛頭もない。至誠以て君國將來の爲め微忱を盡したいと思ふのみである。是れ實に皇道の下、臣節を完ふする所以と考へますから、諸君は之を諒とせられて、一段の御奮勵を願ひたいのであります。

▲内閣糾彈聯合大會 朴烈事件に關する政府問責各派聯合大會は、九月廿日午後一時から青山會館に於て開會、出席者政、本、革在野三派有志代議士、各思想團體員を初め聴衆二千餘、先づ副島義一氏の開會の辭あり。満場の承認を得て頭山滿氏代理として田中舍身氏を座長に推し、議事に入り満場一致左の宣言決議を可決し、次に實行方法につき協議し

- 一、首相訪問のこと。
- 一、元老その他訪問のこと。
- 一、演說會その他の集會及び文書により決議の徹底をはかること。
- 一、實行機關を設け重大問題問責同盟と稱すること。
- 一、實行委員及び常任委員を置き機宜各般の實行に任ずること。

等の諸件を決定し、次で訪問委員、實行委員、常任委員等、各委員の選舉に移り、結局これが詮衡を座長の指名一任に決し、君が代を三唱、兩陛下、攝政殿下の萬歳を三唱して大會を終り、各派有志代表演說會に移り

田中舍身(大乘會)

長島隆二(對外同志會)

佐々木安五郎(革新)

板倉勝憲(貴族院研究會)

小久保喜七(政友會)

川原茂輔(政友本黨)

内田良平(黑龍會)

諸氏の代表演說あり、盛會を極め六時過ぎ散會した。

宣言

忠誠以て天皇の輔弼に任じ綱紀の維持に勉むべきは、國務大臣の責任にしてまた國體の精華とする所にあらずや。近時帝國の狀態思想の動搖綱紀の弛緩すこぶる憂ふべきものあるに方り、大逆朴烈文字事件の内容一たび暴露せらるゝや、その罪狀を見るに凶惡無道我が皇室並に國家の反逆者たるのみならず、世界人類の公敵として天人共に許さざる所なり。しかるに現内閣はこの一點情狀の酌量を容さず、かつ改悛の情毫も認むべきものなき大逆不逞の徒に對し、漫にその真相を蔽ふてこれが恩赦を奏請せるのみならず、これを事前に漏洩して大權の冒瀆を憚らず。加ふるにこの間また醜怪寫眞の撮影、獄内の優遇を以てする等、これ皆な國務大臣の責任を没却し、司直の威信を失墜するものにして綱紀の紊亂此に至りて極まれりといふべし。況んやこれに對する屢次の聲明は虚實混淆糊塗百端恬然その責任を避けんとし、國民をして寧ろ現内閣の皇室に對する忠誠を疑はざるを得ざらしむるものあるにおいておや。斯くの如くして止まざらんか、何を以て輔弼の大任を完うし綱紀を肅正し、金甌無

缺なる斯の團體を維持することを得べき。吾人が今日各派聯合大會を開き、輿論を宣明して現内閣の處決を促すもの豈已むを得んや。

決 議

吾人は現内閣をして輔弼の大節に鑑み速に引責處決せしめ、以て國體の尊嚴を維持せむことを期す。

▲政本の共同戦線 政友會と政友本黨とは朴烈問題、景氣回復問題、綱紀肅正問題について提携を約し、十二月十四日東京クラブに於ける後藤新平子と田中政友會總裁、床次本黨總裁との會見によつて提携は正式に成立した。今之れが經過の概要を記すと、十一月二十五日床次本黨總裁と後藤新平子が麻布櫻田町の後藤子邸に會見した際、後藤子は「政本兩者が現在の如く乖離して居ることは、國家の爲めにも甚た不利であるから、此際從來の感情や行懸りを一掃し、相提携して政策を協定し、來議會に臨むこととして如何。」との趣旨を以て床次總裁を力説した。之に對し床次總裁はこの際政策を協定して一致の行動を取る事の困難なる事情を述べ、不景氣問題、朴烈問題、綱紀肅正の三問題について兩黨の意思が一致するに於ては、此問題に限り相提携して進みたまき旨を答へ、後藤子は同日直ちに田中政友總裁と

會見し提携斡旋の意を述べ、且つ床次氏の意を傳ふる處あり。之に對し田中總裁は篤と考慮する旨を答へた。其後十一月三十日、後藤、床次兩氏會見の際愈々提携の時期方法を具體化する事となり、床次總裁は左の如き覺書を後藤子に提示した。

朴烈問題、不景氣回復問題、綱紀肅正問題については議會に於て同一行動を取るべく、協議の上委員を定むる事。

依つて後藤子は田中總裁に會見、右覺書を提示したが、田中總裁は、右三問題は兩黨間に於て既に同一態度に出でつゝあるもので、今更ら覺書を作成する程のものとは認めず。政友會としては、本黨が誠意を以て提携を希望するに於ては、之に應ずるだけの覺悟を有する旨を述べ、暗に覺書作成の無意義なる事を諷した趣きで、其後後藤子の四國旅行、床次本黨總裁の西下等あり、此間政本提携問題は政界注視の的となり、政府側の妨礙運動等も加はつて兩黨間に於ても頗る慎重に議論されたが、結局後藤子の熱心なる斡旋奔走により十二月八日東京俱樂部に於て後藤子と田中總裁との會見となり、田中總裁は左の意味に於て覺書三問題に對する政本提携を承認するに至つた。

政友會としては、提携の眼目は現内閣を倒すにあらずして、時局を救済するにあらねばならぬ。單に倒閣するが爲めの提携では意味をなさぬと思ふ。殊に國民に對して提携の理由を明かにする爲には、之のみを以てしては遺憾がある様だから、此交渉は打切る外はない。然し提携問題は一と先づ之を打切つても、床次總裁の提議した朴烈問題、不景氣救済策、綱紀肅正の三問題に就ては、既に政友會の熱心に主張し來つたものであつて、床次總裁の云ふ處と全く一致するものであり、議會に入れば當然兩黨は同一行動を取るべきもので、政友會では何等異存のある筈がない。故に之に就ては兩黨間で委員を擧げ、然るべく協議せしめてやる事は賛成である。

斯くて兩黨の提携は、此處に攻守同盟に關する總括的交渉を打切つた次第であるが、床次總裁の提出せる覺書三問題に就ては兩黨より各委員を擧げて折衝せしむるに決し、十二月十四日に至り左の委員を擧げ、三問題に對する提携は正式に成立したのである。

政友會委員	總務	山本 悌二郎
	幹事長	鳩山 一郎
政友本黨委員	顧問	川原 茂輔
	幹事長	小橋 一太

▲貴族院の覺書 朴烈問題、松島事件、長野事件其他若槻内閣の秕政失態の續出に對し、最早黙止を許さずとし、貴族院各派有志は十二月十四日鐵道協會に會合し種々協議の末、左の如き覺書を作成決定して若槻内閣反對の意思を表示した。

前 文

別紙覺書の趣旨は固より倒閣を企つるものにはあらず。政府を彈劾する意思に出でたるものにもあらず。また解散を防止する意圖にもあらず。然れども從來貴族院議員は、綱紀道義の問題に對しては深甚の注意を拂ひ來れり。この際貴族院議員の有志が、その意の存するところを表明して、時局を匡正する事を得ば、眞に幸なりとの衷心よりこの覺書を作成したり。

覺 書

方今綱紀緩み、道義衰へ、國家の前途、眞に憂懼に堪へざるものあり。この秋に方り、道義の大本を明かにし司法の威信を確立し、もつて民心の向ふところを知らしめざるにおいては、或は容易ならざる事態を惹起せんことを恐る。吾人は須く大局に鑑み慎重なる考慮を拂ふべきものと認む。